

余市水産博物館

BULLETIN OF
YOICHI FISHERIES MUSEUM

研究報告

第 11 号 2008 年 3 月

浅野 敏昭 : 中村家文書に見る漁夫雇用について(2)	1
小川 康和 : 大川遺跡における縄文晩期墓壙の特殊な検出事例について	21
乾 芳宏 : 大谷地貝塚出土の遮光器土偶について	39
駒木根 恵蔵 : 史料紹介「余市郡諸調」	45
平成 19 年度博物館活動報告	75

余市水産博物館 研究報告

第 11 号 2008 年 3 月

余市水産博物館

中村家文書に見る漁夫雇用について (2)

浅野 敏 昭

北海道余市郡余市町入舟町 21 (余市水産博物館)

I はじめに

小稿で扱う中村家文書は、前号において報告した筆者拙稿と同じく、2006 (平成 18) 年中に余市町内にお住まいの川端有氏から「中村源兵衛関係史料一式」として余市町史編纂室が借用したものの一部である。

前号で筆者は、1900 (明治 33) 年から 1912 (大正元) 年の 13 年間にわたって同家に雇用された各漁夫の氏名、給料などが記載された帳簿、「漁夫給料前金扣」2 点を用いて、同家において雇用された漁夫集団の出身母村や雇用の連続性などについて分析を試みた。

小稿では前号と同様の内容が記された大正期の同家文書、すなわち 1914 (大正 3) 年から 1916 (同 5) 年までの各年度別「雇人貸附帳」、1917 (同 6) 年の「雇人江貸附簿」、1918 (同 7) 年の「漁夫江貸附帳」(以下、「貸附帳」) の 5 点から、漁夫集団の出身母村、給料額の推移、雇用の連続性について分析する。

II 中村家文書と中村家

前号拙稿において筆者は、中村家による漁夫雇用について、つぎのとおり分析した。

同家では、1900 (明治 33) 年から 1912 (明治 45) 年までの 13 年間に累計 842 名の漁夫を秋田県山本郡の 14 町村及び同県南秋田郡 1 村から募集し、特に多かったのは山本郡東雲村、同埴川村及び同澤目村 3 村からの漁夫であった。

複数年雇用の漁夫は 842 名中 154 名と 2 割弱を占め、秋田県山本郡東雲村、同埴川村、同澤目村、同常盤村出身の漁夫集団が主体的であった。またその 7 割以上が 2~4 年間の雇用であった。

明治 36 年以降の船頭職ほか、いわゆる役付漁夫の給料額が他の漁夫集団との乖離が見られたことに関しては、漁夫募集の規約整備や漁夫集団の組織化がなされる前段階と考えた。

海面漁業組合を持つ村とそれ以外の村からの漁夫に給料額の明確な差異は見られず、漁夫の母村別構成で主体的であったのは、漁村地区の東雲村 (船頭職 2 名)、澤目村 (船頭職 2 名)、及び農村地区の埴川村の 3 村であった。

中村家の漁夫雇用に中心的な役割を果たしていたのは澤目村田村家であって、漁夫数集団の中核を担っていた。

漁夫数が明治 38 年から急増した。史料中に「カネマルイチ漁場行き」の記載があったことなどから、同年以降は中村源兵衛直営の漁場 2 統と「カネマルイチ漁場」の計 3 統に向けた漁夫の雇用が行われていたものと考えた¹⁾。

中村源兵衛名義の鯨定置網について明治 33 年以降のものについて前号でも記したが、ここで大正 3 年以降の関係分を再度確認する。

小稿で扱う 1914 (大正 3) 年から 1918 (大正 7) 年の 5 年間に中村源兵衛が漁業権を有した鯨定置網は余市町字ユーベッポの余東定第 32 号、同 98 号、山碓町の同 63 号、同 68 号、ウタゴシの同 102 号の 5 統であった²⁾。

余市町字ユーベッポの余東定第 32 号は 1911 (明治 44) 年に旧免許原簿から転記、1914 (大正 3) 年まで中村源兵衛が権利を有した (以降昭和 26 年まで存続)。

ユーベッポの同 98 号は旧番号 35 号、大正 3 年に免許許可され中村源兵衛名義で同年登記された (以降昭和 16 年まで存続)。

山碓町の同 63 号は 1905 (明治 38) 年に免許許可され、1919 (大正 8) 年時に中村源兵衛及び柳谷徳太郎、林重蔵の共同所有であった。同年に旧免許漁業原簿から移されたため、それ以前から中村源兵衛名義で所有していたものかどうかは不明である (以降 1946 (昭和 21) 年まで存続)。

山碓町の同 68 号は明治 37 年に免許許可、大正 9

年に旧免許原簿から転記，中村源兵衛と中村力蔵が1/2づつの権利を有した(以降昭和26年まで存続)。

ウタゴシの同102号は旧番号40号，1922(大正11)年に免許許可され中村源兵衛名義で同年登記されたが，それ以前から中村源兵衛名義で所有していたものかは不明である(昭和22年まで存続)。

Ⅲ 各年度の貸附帳について

貸附帳の記載内容は，1914(大正3)年から1918(大正7)年の5年間にわたって同家に雇用された漁夫の住所，氏名，年齢，給料，前金，購入した物品の種類(作業用手袋のテガケ，薄縁(ござ類)，煙草，市販の葉，鯨製品など)，品数と金額，給料額から前金や「正金貸」，物品購入代金などを差し引いた残金などである。

山本郡漁夫募集員組合発行の「出稼証明願」，「鯨漁夫被雇契約證書」や病院の領収書が各漁夫の頁にはさまれる。

各史料の規格はつぎのとおりである。

大正3年の貸附帳の表紙には「大正参年 雇人貸附帳 甲寅朧月吉日」と墨書きされる。縦23cm，横15.3cm，罫紙が合本される168頁の帳簿である。

以下，順に同4年は「大正四年 雇人貸附帳 乙卯朧月吉日」の墨書，縦23.4cm，16cm，196頁の帳簿である。

同5年は「大正五年 雇人貸附帳 辰ノ朧月吉日」墨書，縦23.2cm，16cm，192頁の帳簿である。

同6年は「大正六年 雇人江貸附簿 丁己朧月」の墨書，縦23cm，16cm，147頁の帳簿である。

同7年は「大正七年 漁夫江貸附帳 戊午朧月」の墨書，縦23cm，16cm，200頁の帳簿である。

各頁の記入は墨書で，記入開始年の1914(大正3)年から1918(大正7)年までの各「貸附帳」の筆跡は同一人物と思われる。

以下に大正3年度から大正7年度までの各年度の記載項目を①総漁夫数，②記載事項，③出身郡及び出身町村名，④最年少と最年長の漁夫の年齢及び給料額，⑤平均年齢，⑥給料の最高額及び最低額，⑦給料の平均額，⑧名簿の氏名欄の添書きに分けて示す。

なお数値は算用数字で表記，年齢や給料額の平均値は未記載分を除いたもので算出している。

また各年度に雇用されたものの中に「飯焚」「下女」「子守」として数名の女性が見られるが，ここで

は女性も含めて性別を表しながら，貸附帳の記載を示す。

(1) 大正3年度(第1表)

①大正3年度は91名の氏名が記入される。うち女性が漁夫74，75(飯焚)，88，89，90(老母の守)の5名である。

②記載事項は住所，続柄，氏名，年齢，給料額，前金額，物品名，物品購入後の差引金である。年齢の記載がないものは漁夫11など17名，住所の記載がないものは19名，給料の記載がないものは5名である。

③秋田県内に住所を持つものが52名(全漁夫が山本郡)である。青森県内に住所をもつものが17名(全漁夫が三戸郡)である。北海道内に住所をもつものが3名(宗谷郡1名，余市郡2名)である。無記載が19名である。

村別構成で見ると，10名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡東雲村25名，青森県三戸郡下長苗代村16名である。

④最年少は漁夫89の16歳(給料無記載)，最年長は漁夫72の62歳(給料90円)である。

⑤平均年齢は32.65歳である。

⑥給料の最低額は21円(漁夫86，年齢無記載)，最高額は90円が3名(漁夫48の49歳，漁夫71の51歳，漁夫72の62歳)である。

⑦給料の平均値は35.74円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は32.97円，青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は42.41円である。

⑧記載された給料合計額3,074円，前金合計2,572円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが20名である。同住所及び地番の漁夫は2組，すなわち漁夫34(弟)と同36(戸主)が山本郡澤目村字大久保岱80番地，漁夫38(孫)と同39(養子)が山本郡東雲村須田19番地である。

弁当料58銭が物品等購入の清算後に追加清算されるものと，差引金に含んで計算されるものとがある。

(2) 大正4年度(第2表)

①大正4年度は90名の氏名が記入される。うち女性が漁夫86(飯焚)，88，91(下女)の3名である。

②記載事項は大正3年度の貸附帳と同様である。年

年齢の記載がないものは漁夫 71 など 14 名、住所の記載がないものは 17 名、給料の記載がないものは 3 名である。

③秋田県内に住所を持つものが 47 名(全漁夫が山本郡)である。青森県内に住所をもつものが 21 名(全漁夫が三戸郡)である。石川県内に住所をもつものが 1 名である。北海道内に住所をもつものが 3 名(旭川区 1 名、檜山郡 2 名)である。無記載が 18 名である。

村別構成で見ると、10 名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡東雲村 19 名、同郡澤目村 12 名、青森県三戸郡下長苗代村 16 名である。

④最年少は漁夫 87 の 16 歳(給料無記載)、最年長は漁夫 68 の 63 歳(給料 90 円)である。

⑤平均年齢は 31.25 歳である。

⑥給料の最低額は 19 円(漁夫 87、年齢 17 歳)、最高額は 90 円が 3 名(漁夫 46 の 50 歳、漁夫 67 の 52 歳、漁夫 68 の 63 歳)である。

⑦給料の平均値は 34.67 円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は 32.16 円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は 39.5 円である。

⑧記載された給料合計額 3,016 円、前金合計 2,524 円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが 21 名である。同住所及び地番の漁夫は 4 組、すなわち漁夫 5(養子)と同 6(孫)が山本郡東雲村字吹越 9 番地、漁夫 23(二男)と同 24(長男)が山本郡東雲村朴瀬 109 番地、漁夫 26(戸主)と同 28(長男)が山本郡澤目村字水沢 133 番地、漁夫 34(戸主)と同 35(二男)が山本郡澤目村字水沢大久保岱 80 番地である。

澤目村の漁夫 46 に 5 円の手当と 10 円の漁夫募集手当が支給されている。この漁夫は第 6 表の 3 年漁夫 48 で、船頭職をつとめ明治 33 年から大正 7 年までの全期間にわたって雇用された漁夫である。

(3) 大正 5 年度(第 3 表)

①大正 5 年度は 94 名の氏名が記入される。うち女性が漁夫 86、87(飯焚)、90(下女)、91(下女)、92(下女)、93(子守)の名である。

②記載事項は大正 3 年度の貸附帳と同様である。年齢の記載がないものは漁夫 74 など 16 名、住所の記載がないものは 20 名、全員の給料が記載される。

③秋田県内に住所を持つものが 47 名(全漁夫が山本

郡)である。青森県内に住所をもつものが 22 名(全漁夫が三戸郡)である。北海道内に住所をもつものが 5 名(全漁夫が桧山郡)である。無記載が 20 名である。

村別構成で見ると、10 名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡東雲村 21 名、同郡澤目村 14 名、青森県三戸郡下長苗代村 16 名である。

④最年少(男性)は漁夫 94 の 16 歳(給料 20 円)、女性では漁夫 93 の 13 歳(給料 8.5 円)、最年長は漁夫 78 の 65 歳(給料 90 円)である。

⑤平均年齢は 28.9 歳である。

⑥給料の最低額(男性)は 20 円(漁夫 88、年齢無記載)、最低額(女性)は 8.5 円(漁夫 93、13 歳)、最高額は 90 円が 3 名(漁夫 34 の 51 歳、漁夫 67 の 53 歳、漁夫 68 の 64 歳)である。

⑦給料の平均値は 34.8 円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は 32.6 円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は 42.2 円である。

⑧記載された給料合計額 3,272 円、前金合計 2,621.5 円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが 21 名である。同住所及び地番の漁夫は 5 組、すなわち漁夫 9(続柄無記載)と同 10(長男)が山本郡東雲村字朴瀬 109 番地、漁夫 24(戸主)と同 25(長男)が山本郡澤目村水澤 133 番地、漁夫 32(甥)と同 34(続柄無記載)が山本郡澤目村字水澤 136 番地、漁夫 50(二男)と同 51(長男)が三戸郡下長苗代村八太郎 24 番地である。

(4) 大正 6 年度(第 4 表)

①大正 6 年度は 101 名の氏名が記入される。うち女性が漁夫 90(飯焚)、96、97(別頁に同人物名で奉公人と記載)、98、99(下女)、100(下女)、101(子守)の 7 名である。

②記載事項は大正 3 年度の貸附帳と同様である。年齢の記載がないものは漁夫 79 など 12 名、住所の記載がないものは 20 名、給料の記載がないものは 3 名である。

③秋田県内に住所を持つものが 62 名(全漁夫が山本郡)である。青森県内に住所をもつものが 26 名(全漁夫が三戸郡)である。石川県に住所をもつものが 1 名である。北海道内に住所をもつものが 2 名(桧山郡 1 名、余市郡 1 名)である。無記載が 20 名である。

村別構成で見ると、10名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡澤目村21名、同郡東雲村14名、青森県三戸郡下長苗代村11名、同郡市川村10名である。

④最年少(男性)は漁夫92の17歳(給料26円)、女性では漁夫98及び101の14歳(女性、給料8.5円)、最年長は漁夫78の64歳(給料90円)である。

⑤平均年齢は32.09歳である。

⑥給料の最低額(男性)は19円(漁夫97,17歳)、最低額(女性)は10円(漁夫98,14歳)、最高額は90円が3名(漁夫77の54歳、漁夫78の65歳、漁夫83の年齢無記載)である。

⑦給料の平均値は34.9円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は31.9円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は43.9円である。

⑧記載された給料合計額3,425円、前金合計2,854.2円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが16名である。同住所及び地番の漁夫は4組、すなわち漁夫5(孫)と同6(長男)が山本郡東雲村朴瀬11番地、漁夫23(五男)と同26(二男)が山本郡澤目村字大久保岱41番地、漁夫32(三男)と同33(長男)が山本郡東雲村字須田12番地、漁夫44(従兄ノ子)と同45(戸主)が山本郡埴川村八森下39番地である。

(5) 大正7年度(第5表)

①大正7年度は94名の氏名が記入される。うち女性が漁夫48,86(飯焚),89(下女),90(下女),91(子守),92,93(下女,飯焚),94の8名である。

②記載事項は大正3年度の貸附帳と同様である。年齢の記載がないものは漁夫76など12名、住所の記載がないものは25名、給料の記載がないものは2名である。

③秋田県内に住所を持つものが50名(山本郡49名、南秋田郡1名)である。青森県内に住所をもつものが18名(全漁夫が三戸郡)である。北海道内に住所をもつものが1名(桧山郡)である。無記載が25名である。

村別構成で見ると、10名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡澤目村19名、同郡東雲村12名、青森県三戸郡下長苗代村11名である。

④最年少(男性)は漁夫31の16歳(給料36円)、女性では漁夫94の13歳(給料無記載)、最年長は漁夫73の66歳(給料95円)である。

⑤平均年齢は30.25歳である。

⑥給料の最低額(男性)は30円(漁夫40,18歳)、最低額(女性)は10.5円(漁夫93,年齢無記載)、最高額は100円(漁夫50の53歳)である。

⑦給料の平均値は43.3円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は40.8円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は43.3円である。

⑧記載された給料合計額3,982.4円、前金合計3,239円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが14名である。同住所及び地番の漁夫は7組、すなわち漁夫8(戸主)と同9(続柄無記載)が山本郡東雲村荷羽田字合ノ口25番地、漁夫11(二男)と同12(五男)が山本郡澤目村字水澤大久保岱41番地、漁夫22(長男)と同23(三男)が山本郡東雲村字須田12番地、漁夫30(養子)と同31(孫)が山本郡澤目村字水澤108番地、漁夫32(二男)と同33(三男)が山本郡澤目村目名瀧143番地、漁夫39(二男)と同40(四男)が埴川村畑谷46番地、漁夫58(戸主)と同59(長男)が三戸郡市川村字古館15番2号地である。

IV 複数年雇用の漁夫

2年次以上雇用、すなわち複数年雇用の漁夫は107名である(第6表)。

第6表により、「貸附帳」に記載された1914(大正3)年から1918(大正7)年までの5年間における雇用の連続性を見ると、5年間の全漁夫数は470名、このうち全期間にわたって雇用された漁夫は25名、4年間雇用は14名、3年間雇用は22名、2年間雇用は46名である。

複数年雇用の漁夫が10名以上の町村を多い順に示せば、山本郡東雲村が26名、三戸郡下長苗代村19名、山本郡澤目村が15名であった。

同表では前号で分析した明治33~45年までの雇用年を示したが、山本郡澤目村水澤の3年漁夫48と同郡東雲村荷羽田の3年漁夫21の2名が全期間の18年間、同郡東雲村向能代の3年漁夫25が17年間にわたって雇用されている。

V 漁夫の母村構成

大正3~7年の5年間の全漁夫の母村構成を示した(第7表)。この表で整理した山本郡内の町村は3町10村であった。

全漁夫数 470 名のうち、無記載や不明の 102 名を除く 368 名を見ると、すべての期間にわたって秋田県山本郡、青森県三戸郡、北海道内 3 郡の出身者が占められ、県別構成比で見れば、秋田県山本郡出身者が 6~7 割、青森県三戸郡出身者が 2~3 割と両郡出身者が大多数となり、この比率は大きな変動を見せずに推移する。

村別で見れば、累計で山本郡東雲村が 91 名と最多で、以降、澤目村 75 名、青森県下長苗代村 70 名、山本郡塙川村と青森県市川村両村の 29 名と続く。

VI 明治 33 年からの連続性

明治 33 年~大正 7 年までの期間のうち、大正 2 年を除いた 18 年間にわたる漁夫の母村構成を示した(第 8 表)。

全漁夫数 1,312 名中、最多漁夫数を数えたのは山本郡東雲村 302 名、以下順に同郡澤目村 266 名、同郡塙川村 237 名、同郡常盤村 99 名、三戸郡下長苗代村 70 名、山本郡桧山村(町) 62 名、同郡能代港町 45 名である。

傾向としては山本郡内の東雲村、澤目村、塙川村、常盤村が全期間にわたった雇用が見られる。明治 40 年以降からは同郡桧山村からの漁夫の雇用が見られだす。

大正以降は青森県三戸郡内の下長苗代村を筆頭に市川村他からの漁夫の供給が始まり、それら青森県の漁夫集団は全体の 3 割弱の割合で推移する。ほぼ時を同じくして道内の漁夫の雇用も見られる。

VI まとめ

ここまで、中村家「貸附帳」に記載された 5 年間の漁夫集団の動向について整理を試みた。以下にまとめてみたい。

①小稿で扱った大正 3 年から同 7 年までに中村源兵衛が所有した定置網は最初に示したとおり 5 統であるが、実際に同家が雇用した漁夫が操業した罾定置網は 3 統と考えた。

これはこの期間に雇用した男性漁夫数が 90 名台で推移していること、5 統の定置網のうち余東定第 32 号は大正 3 年までの所有であったこと、同 63 号は 3 名の共同名義で同家の持分が 3.75/10 と主体的ではなかったことによる。

明治 38 年以降に見られた同家漁夫数の急増は、

「カネマルイチ」中村力蔵漁場 1 統、「マルニ」中村源兵衛漁場 2 統の計 3 統に向けた漁夫の雇用が行われていたことによるものと考えた。その雇用規模は大正 3 年以降も同様であった。

②第 9 表に見るごとく、全漁夫の給料額の平均値は大正 3 年から同 6 年までは 35 円前後で推移し同 7 年で約 8 円程度上昇する。それを秋田県と青森県の両県出身集団とで比較すれば、大正 3 年から同 6 年までは 7 円から 12 円もの大きな開きが見られるが、同 7 年には両集団間の給料額には大きな差は見られなくなる。

③給料額が突出する漁夫が 10 名見られる。

85~100 円超の 4 名の漁夫が、山本郡澤目村の 3 年漁夫 48、三戸郡下長苗代村の 3 年漁夫 71、同村の 3 年漁夫 72、住所無記載の 3 年漁夫 83 である。

給料額 70 円の漁夫が住所無記載の 6 年漁夫 95 である。

同様に給料額 47~50 円超の 5 名の漁夫が、山本郡澤目村の 5 年漁夫 35、同郡能代港町の 3 年漁夫 47、三戸郡下長苗代村の 3 年漁夫 70、同村 3 年漁夫 69、住所無記載の 3 年漁夫 81 である。

前号の報告で筆者は、明治 36 年以降の中村家に雇用された漁夫集団の給料額に船頭職など役付漁夫と他漁夫との乖離が見られだすことを指摘した。上述した 90 名ほどの集団の中で、85~100 円超の 4 名の漁夫と、給料額 70 円の漁夫及び給料額 47~50 円超の 6 名の漁夫あわせて 10 名が役付漁夫とすれば、前者 4 名が集団を束ねる船頭職、後 6 名がその補佐としての各種船頭職であり、山本郡出身漁夫集団と三戸郡出身漁夫集団とに独立した定置網組織 2~3 統が構成できないであろうか。

④各年度の清算後に不足金が生じる漁夫が、大正 3 年の 25 名を最多として毎年見られるが、これと雇用の連続性との相関を見れば、複数年雇用の漁夫が圧倒的に不足金を生じさせている。ここでは詳細な事例をあげないが、不足金を生じさせたのは単年度雇用の漁夫で 18 名、複数年雇用の漁夫で 44 名であり、後者が圧倒的に多いことがわかる。

⑤複数年雇用の漁夫は全漁夫 470 名中 107 名、2 割程度で、秋田県山本郡東雲村出身漁夫が 26 名と最も

第9表 給料額の平均値(円)

年次	大正3年	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年
全漁夫	35.74	34.67	34.80	34.90	43.30
秋田県山本郡	32.97	32.16	32.60	31.90	40.80
青森県三戸郡	42.41	39.50	42.20	43.90	43.30

多く、ついで青森県三戸郡下長苗代村19名であった。

前号で報告した明治33年から同45年までの複数年雇用の漁夫の比率も、全漁夫842名中154名と2割弱を占め、小稿で示した大正3年以降も同様の傾向が引き続いて見られたことになる。

⑥漁夫の郡別構成は、各年とも秋田県山本郡出身者が6～7割、青森県三戸郡出身者が2～3割と固定した比率で推移した。

村別で見れば、累計で山本郡東雲村が91名と最多で、以降、澤目村75名、青森県下長苗代村70名、山本郡埴川村と青森県市川村両村の29名と続く。

前号で報告した明治33年から明治45年までの13年間に中村家が雇用した漁夫は、秋田県山本郡の14町村及び同県南秋田郡1村から募集していたが、大正3年以降の5年間では秋田県山本郡内の3町10村、同県南秋田郡1村、青森県三戸郡4村、石川県珠洲郡1村、北海道旭川区、同宗谷郡1村、同桧山郡1村、同余市郡余市町からの漁夫であった。

なかでも秋田県山本郡東雲村、同埴川村及び同澤目村3村からの漁夫が突出し、同家の漁夫雇用に中心的な役割を果たしていたのは澤目村の田村家であり、同村出身の漁夫が船頭職でもあった。

大正3年以降も澤目村田村姓の漁夫の雇用は引き続き見られ、また同村出身の船頭は、史料のない大正2年度の雇用状況は不明であるが、前号での報告の13年間と小稿で見た5年間の全期間、連続的に雇用されている。

漁夫集団の主体的な構成はこれら3村の出身漁夫が引き続き担ったが、ここに青森県三戸郡下長苗代村からの漁夫が新たに加わった。

中村漁場では2～3統が組織でき得る規模の漁夫を青森、秋田両県及び地元余市町を含む北海道内から募集したが、明治期まではその全数の供給源を秋田県に求め、大正期以降は秋田県及び北海道とあわせて、より高額な給料を支給することとなる青森県からも漁夫の募集を行った。

これは漁夫の雇用契約の期間の拡大や募集にあて人員増といった雇用側の負担が増すことを意味す

る。それまで雇用されていた漁夫が他漁場との契約を行って供給元の漁夫の絶対数が不足したものか、或いは雇用側が新たな人材を他に求めたものなのであろうか。

今後は、小稿で扱った明治・大正期における類似の史料の分析をより多く行い、他地域から募集された漁夫集団の構成や動向を多角的に検討したいと考えている。また、より新しい時期の東北各県からの漁夫の雇用についての長期間かつ広範囲な史料の調査、検討を進めてまいりたい。

最後に、小稿を報告するにあたって、史料の借用と閲覧をご許可いただいた余市町 川端有氏はじめ、北海道開拓記念館 三浦泰之氏、余市町史編纂室 駒木根恵蔵氏、余市郷土研究会 近藤芳二氏にご協力、ご指導を賜りました。また職場を同じくする乾芳宏氏、小川康和氏にもご助言を頂きました。記して感謝の意を表します。

第1表 大正3年中村漁場「貸附帳」氏名ほか一覽

No.	名前	年齢	住所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項/ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	34	山本郡檜山町檜山124番地	32.50	31.00	—	0.58	1.50	婿養子/外に58銭弁当料払い
2	漁夫2	26	山本郡檜山町30番地	32.00	30.00	2.10	—	0.48	長男/給料額と差引金の差合せず
3	漁夫3	30	山本郡東雲村吹越6口地	32.50	30.50	2.71	—	▲ 0.13	戸主/給料額と差引金の差合せず
4	漁夫4	44	山本郡東雲村吹越9番地	32.50	31.00	5.91	—	▲ 3.73	養子/給料額と差引金の差合せず
5	漁夫5	25	山本郡東雲村	30.50	29.00	0.91	—	0.59	孫
6	漁夫6	31	宗谷郡利尻村鬼臨村字アシロコダシ	32.00	31.00	0.66	—	0.34	甥/元吹越/外に58銭弁当料払い
7	漁夫7	36	山本郡東雲村吹越字頭195	32.50	31.00	1.31	—	0.19	戸主
8	漁夫8	29	山本郡檜村242番地	32.00	32.00	0.75	—	▲ 0.75	長男/外に58銭弁当料払い
9	漁夫9	40	山本郡檜村字太内田70番地1	32.00	30.00	1.84	—	0.16	戸主
10	漁夫10	27	山本郡東雲村朴瀬109番地	32.00	30.00	0.87	—	1.13	長男/外に58銭弁当料払い
11	漁夫11	—	山本郡東雲村82番地	32.00	29.00	2.87	—	0.13	養子/外に58銭弁当料払い
12	漁夫12	25	山本郡東雲村朴瀬85番地	31.00	30.00	3.62	—	▲ 2.04	三男/外に58銭弁当料払い
13	漁夫13	23	山本郡東雲村朴瀬109番地	31.00	29.00	1.03	—	1.55	二男/差引金に弁当料58銭含む
14	漁夫14	46	山本郡東雲村朴瀬92番地	32.00	30.50	2.37	—	▲ 0.29	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
15	漁夫15	37	山本郡東雲村真壁地	31.00	30.00	0.37	—	0.68	長男/外に58銭弁当料払い
16	漁夫16	29	山本郡東雲村真壁地字水添68番地	31.00	30.00	0.67	—	0.91	婿養子/差引金は弁当料58銭を加算した金額
17	漁夫17	55	山本郡東雲村荷八田18番地	32.00	30.00	1.52	—	0.48	戸主/外に58銭弁当料払い
18	漁夫18	23	山本郡東雲村荷八田17番地	31.50	29.00	0.63	—	2.45	孫/差引金は弁当料58銭を加算した金額
19	漁夫19	42	山本郡東雲村荷八田10番地	32.50	31.00	4.31	—	▲ 2.27	前夫子/差引金に弁当料58銭含む/給料額と差引金の差合せず
20	漁夫20	38	山本郡東雲村荷八田29番地	32.50	31.00	5.74	—	▲ 4.24	養子/差引金は弁当料58銭を加算した金額
21	漁夫21	40	山本郡東雲村荷八田字中沢見40番地	32.50	30.00	4.87	—	▲ 1.79	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
22	漁夫22	48	山本郡東雲村荷八田字合野24番地	31.50	30.00	1.84	—	▲ 0.34	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
23	漁夫23	36	山本郡東雲村荷八田字森下248	31.50	30.00	3.05	—	▲ 0.97	継夫/差引金は弁当料58銭を加算した金額
24	漁夫24	30	山本郡東雲村向能代116番地	31.00	30.00	0.37	—	1.21	甥/差引金は弁当料58銭を加算した金額
25	漁夫25	42	山本郡東雲村向能代乙99番地	32.50	31.00	2.55	—	▲ 0.47	戸主/外に増食1円/差引金は弁当料58銭を加算した金額
26	漁夫26	21	山本郡塩川村比八田小字八口下79	31.50	30.00	2.58	—	▲ 0.50	弟/差引金は弁当料58銭を加算した金額
27	漁夫27	29	山本郡富根村飛根154番地	32.50	31.00	6.69	—	▲ 4.61	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
28	漁夫28	34	山本郡飛根149番地	32.00	30.50	1.07	—	1.01	長男/差引金は弁当料58銭を加算した金額
29	漁夫29	37	—	32.50	31.00	1.59	—	▲ 0.09	婿養子/給料額と差引金の差合せず
30	漁夫30	25	山本郡富根村畑谷7番地	32.50	30.00	1.16	—	1.92	弟/差引金は弁当料58銭を加算した金額
31	漁夫31	41	山本郡深目村水沢18番地	32.50	31.00	4.37	—	▲ 2.87	弟/差引金は弁当料58銭を加算した金額
32	漁夫32	43	山本郡深目村水沢132番地	32.50	31.00	5.03	—	▲ 2.95	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
33	漁夫33	22	山本郡深目村水沢85番地	32.00	30.00	1.77	—	0.83	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
34	漁夫34	22	山本郡深目村字大久保保80番地	31.50	30.00	1.40	—	0.23	弟/給料額と差引金の差合せず
35	漁夫35	25	山本郡深目村字大久保保	32.50	31.00	1.40	—	0.68	二男/給料額と差引金の差合せず
36	漁夫36	27	山本郡深目村字大久保保80番地	32.50	31.00	0.74	—	1.34	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
37	漁夫37	38	山本郡八森村213番地	32.50	32.00	5.83	—	▲ 4.75	甥養子/差引金は弁当料58銭を加算した金額
38	漁夫38	19	山本郡東雲村須田19番地	31.50	29.00	1.46	—	1.62	孫/差引金は弁当料58銭を加算した金額
39	漁夫39	43	山本郡東雲村須田19番地	32.50	30.00	4.98	—	2.20	養子/給料額と差引金の差合せず
40	漁夫40	28	山本郡能代港町出戸町7番地	32.50	30.00	0.80	—	2.28	弟/差引金は弁当料58銭を加算した金額
41	漁夫41	23	山本郡浅内村河戸川67番地	27.00	25.00	—	—	2.58	五男/差引金は弁当料58銭を加算した金額
42	漁夫42	19	山本郡塩川村坂形乙46番地	30.50	29.50	0.23	—	1.35	孫/差引金は弁当料58銭を加算した金額
43	漁夫43	32	山本郡常盤村常盤58番地	32.00	30.00	7.23	—	—	戸主/6月30日以降別頁
44	漁夫44	36	山本郡東雲村荷羽田字竹原20番地	32.50	30.00	0.80	—	2.28	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
45	漁夫45	18	山本郡東雲村荷羽田32番地	27.00	22.00	0.07	—	5.50	孫/給料額と差引金の差合せず
46	漁夫46	58	山本郡金岡村豊岡金田字豊岡金田	31.00	28.00	2.51	—	—	此者昨年雇人タル留五郎ノ代り人ナリ同人死亡ニ付雇入ナリ
47	漁夫47	38	山本郡能代町字阿昨寺下51番地	47.00	45.00	1.08	2.00	1.50	戸主/差引金は弁当料58銭を加算した金額
48	漁夫48	49	山本郡深目村水沢136番地	90.00	80.00	14.26	10.00	27.00	戸主/給料額と差引金の差合せず
49	漁夫49	39	山本郡深目村水沢29番地	32.50	30.50	5.92	—	▲ 3.34	差引金は弁当料58銭を加算した金額
50	漁夫50	47	山本郡東雲村吹越12番地	32.50	31.00	2.08	—	▲ 0.58	戸主/弁当料58銭
51	漁夫51	22	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎116番地	36.00	33.00	0.16	—	2.84	二男
52	漁夫52	40	三戸郡下長苗代村大字川原木字北沼	35.00	32.00	—	—	3.00	戸主
53	漁夫53	28	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎	36.50	33.50	0.20	—	2.80	長男
54	漁夫54	31	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎58番地	36.50	33.50	1.81	—	1.19	長男
55	漁夫55	31	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎24番地	37.00	34.00	5.28	—	▲ 2.28	二男
56	漁夫56	34	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎112番地	38.00	35.00	1.28	—	1.72	長男
57	漁夫57	28	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎100番地	37.00	34.00	5.61	—	▲ 2.61	弟
58	漁夫58	45	—	36.00	33.00	1.01	—	1.99	戸主
59	漁夫59	31	—	37.50	34.50	—	—	3.00	孫
60	漁夫60	44	三戸郡市川村字古館15番地	36.00	33.00	2.40	—	0.60	弟

No.	名前	年齢	住所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項/ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	32	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎87番地	37.00	34.00	0.86	—	2.14	夫/別頁に大正2年度の記載あり
62	漁夫62	26	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎	36.50	33.50	—	—	3.00	長男
63	漁夫63	26	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎96番地	37.00	34.00	0.92	—	2.08	三男
64	漁夫64	18	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎114番地	25.00	20.00	0.04	—	5.00	長男/給料額と差引金の差合せず
65	漁夫65	—	—	31.00	28.00	—	—	3.00	二男
66	漁夫66	20	—	30.00	28.00	0.30	—	1.70	—
67	漁夫67	19	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎	32.00	28.00	0.30	—	3.70	榮吉
68	漁夫68	27	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎90番地	36.50	33.00	3.33	—	0.17	長男
69	漁夫69	33	—	47.00	40.00	0.16	5.00	11.84	長男
70	漁夫70	35	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎20番地	45.00	38.00	1.34	—	5.66	長男
71	漁夫71	51	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎95番地	90.00	60.00	—	7.00	37.00	戸主/書籍費に「はき 参玉」あるも金額なし
72	漁夫72	62	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎?	90.00	64.00	—	10.00	36.00	長男/土産 身欠 老木
73	漁夫73	—	山本郡常盤村58番地	34.50	10.00	32.58	—	1.52	給料額と差引金の差合せず
74	漁夫74	25	山本郡常盤村	25.00	20.00	0.15	—	7.65	妻/入 武門八拾銭 秋田ヨリ当君マデノ片旅費/給料額と差引金の差合せず
75	漁夫75	26	山本郡常盤村	25.00	0.00	0.20	1.00	24.80	飯糰/宗吉妻/1円は外敷/5月12日以降別頁
76	漁夫76	—	—	34.50	20.00	23.62	1.50	12.38	手当の1円50銭の名目は汎具料
77	漁夫77	—	—	36.50	20.00	10.28	—	6.22	—
78	漁夫78	—	—	36.50	20.00	21.16	—	▲4.66	給料額と差引金の差合せず
79	漁夫79	—	—	35.50	20.00	37.61	—	▲6.01	給料額と差引金の差合せず
80	漁夫80	—	—	36.50	15.00	54.65	—	▲18.15	右八厘ノ母つなノ給料ニテ差引
81	漁夫81	—	—	43.00	20.00	18.76	—	4.235	—
82	漁夫82	—	—	35.50	25.00	7.51	—	2.97	—
83	漁夫83	—	—	85.00	15.00	26.40	5.00	48.60	—
84	漁夫84	—	—	36.50	10.00	30.25	—	▲3.75	—
85	漁夫85	—	—	—	36.50	34.72	—	1.78	給料額36.5円と推定
86	漁夫86	—	—	21.00	—	1.32	—	19.68	—
87	漁夫87	—	—	—	—	51.26	51.50	0.24	諸雑費に大正2年の賞金41.29円含む/手当額は大正2年夏給料及び大正3年春給料の合計
88	漁夫88	17	余市郡余市町富沢町	—	—	11.98	30.50	12.11	二女/手当額は大正2年夏給料及び大正3年春給料の合計/給料額と差引金の差合せず
89	漁夫89	16	余市郡余市町富沢町	—	—	12.65	26.00	17.46	7月8日以降別頁/手当額は大正2年夏給料及び大正3年春給料の合計/給料額と差引金の差合せず
90	漁夫90	—	—	25.00	0.00	18.15	—	6.85	老母ノ守/諸雑費は原野貸付金の不足分
91	漁夫91	—	秋田県山本郡沢目村字水沢	—	—	36.00	27.50	▲8.5	—

第2表 大正4年中村漁場「貸附帳」氏名ほか一覽

No.	名前	年齢	住所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項/ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	31	山本郡東雲村字吹越	31.50	30.00	0.83	—	0.66	戸主
2	漁夫2	48	山本郡東雲村字吹越12番地	31.50	30.00	0.00	—	1.50	戸主
3	漁夫3	37	山本郡東雲村字張土95番地	31.50	30.00	4.23	—	▲ 2.73	養子
4	漁夫4	38	山本郡東雲村字吹越2番地	32.50	31.00	0.32	—	1.18	戸主
5	漁夫5	44	山本郡東雲村字吹越9番地	31.50	30.00	0.37	—	1.13	養子
6	漁夫6	26	山本郡東雲村字吹越9番地	30.00	29.00	0.47	—	0.53	孫/大正四年秋田ニテ受取済
7	漁夫7	32	—	31.00	30.00	0.75	—	0.25	甥/原籍利尻島路村アシリコダシ49
8	漁夫8	19	山本郡東雲村二八田字竹原4番地	26.00	23.00	0.32	—	2.68	長男
9	漁夫9	19	山本郡東雲村荷羽田32番地	28.00	26.00	0.32	—	1.68	長男
10	漁夫10	39	山本郡東雲村荷羽田29番地	31.50	30.00	0.48	—	1.02	弟
11	漁夫11	43	山本郡東雲村荷羽田17番地	31.50	30.00	—	—	1.50	孫/五月二三日 金武門也 改メテ正金貸
12	漁夫12	24	山本郡東雲村荷羽田18番地	31.00	30.00	—	—	1.00	孫
13	漁夫13	33	山本郡東雲村荷羽田字森下248番地	31.00	30.00	—	—	1.00	戸主
14	漁夫14	41	山本郡東雲村荷羽田字中沢見40番地	31.50	30.00	0.32	—	1.18	戸主
15	漁夫15	22	山本郡塩川村比八田小字八幡下79番地	31.50	30.00	0.59	—	0.91	弟
16	漁夫16	18	山本郡塩川村比八田小字八幡下39番地	25.00	22.00	0.32	—	2.68	戸主
17	漁夫17	27	山本郡塩川村比八田28番地	31.50	30.00	4.24	—	▲ 2.74	二男
18	漁夫18	31	山本郡榑村字太内田70	31.00	30.00	0.32	—	0.68	戸主
19	漁夫19	30	山本郡榑村242番地	31.50	30.00	0.42	—	1.08	長男
20	漁夫20	28	山本郡榑山町榑山30	31.00	30.00	1.15	—	▲ 0.15	長男
21	漁夫21	40	山本郡榑山町123番地	31.50	30.00	3.70	—	▲ 2.20	婿養子
22	漁夫22	46	山本郡東雲村村瀬92番地	31.00	30.00	0.32	—	0.68	戸主
23	漁夫23	24	山本郡東雲村村瀬109番地	31.00	29.00	—	—	—	二男/右大正四年十二月秋田ニテ同人雇入前金ノ内ニテ差引済/雇用せず
24	漁夫24	28	山本郡東雲村村瀬109番地	31.50	30.00	0.53	—	0.97	長男
25	漁夫25	41	山本郡澤目村字水沢88番地	32.50	31.00	4.07	—	▲ 2.57	弟
26	漁夫26	44	山本郡澤目村字水沢133番地	32.50	31.00	0.74	—	0.76	戸主
27	漁夫27	23	山本郡澤目村字水沢85番地	31.50	30.00	0.39	—	1.11	戸主
28	漁夫28	19	山本郡澤目村字水沢133番地	25.00	22.00	—	—	3.00	長男
29	漁夫29	21	山本郡澤目村字水沢136番地	31.00	30.00	0.58	—	0.42	三男
30	漁夫30	33	山本郡澤目村字水沢163番地	31.00	30.00	0.53	—	0.47	戸主
31	漁夫31	21	山本郡澤目村字水沢138番地	30.50	28.50	0.53	—	1.47	甥
32	漁夫32	20	山本郡澤目村字水沢□□12	31.00	30.00	1.32	—	▲ 0.32	三男
33	漁夫33	26	山本郡澤目村字水沢大久保台41	31.50	30.50	7.47	—	▲ 6.47	二男
34	漁夫34	24	山本郡澤目村字水沢大久保台80	31.50	30.00	—	—	1.50	戸主
35	漁夫35	23	山本郡澤目村字水沢大久保台80	31.50	30.00	0.32	—	1.18	二男
36	漁夫36	43	山本郡東雲村向能代乙99	31.50	31.00	1.40	—	0.10	戸主
37	漁夫37	39	山本郡能代港町能代町字阿咩寺下51	47.00	45.00	1.13	1.00	1.87	戸主
38	漁夫38	38	山本郡東雲村真塚地28番地	31.00	30.00	0.37	—	0.63	長男
39	漁夫39	29	山本郡能代港町出戸町7番地	31.50	30.00	0.98	—	0.52	弟
40	漁夫40	18	山本郡山本郡常盤村190番地	29.00	27.00	0.71	—	1.29	—
41	漁夫41	45	山本郡東雲村須田19番地	32.50	31.00	2.06	—	▲ 0.56	養子
42	漁夫42	24	山本郡浅内村河戸川67番地	29.50	28.00	—	—	1.50	五男
43	漁夫43	19	山本郡塩川村113番地	25.00	22.00	0.07	—	2.93	孫
44	漁夫44	41	山本郡塩川村字石川313番地	31.50	30.00	0.53	—	0.97	弟
45	漁夫45	38	山本郡塩川村字石川6番地	31.50	30.00	0.16	—	1.34	戸主
46	漁夫46	50	山本郡澤目村字水沢町136番地	90.00	90.00	8.58	15.00	6.43	戸主/別書付に5円手当及び10円漁夫募集手当/給料額と差引金の差合致せず
47	漁夫47	27	青森県三戸郡市川村325番地	38.00	35.00	—	—	3.00	二男
48	漁夫48	18	青森県三戸郡八太郎71番地	25.00	22.00	—	—	3.00	二男
49	漁夫49	37	青森県三戸郡市川村331番地	37.50	34.50	—	—	3.00	婿養子
50	漁夫50	30	青森県三戸郡八太郎	37.50	34.50	—	—	3.00	二男
51	漁夫51	28	青森県三戸郡八太郎	37.50	30.00	0.10	—	7.40	長男
52	漁夫52	20	青森県三戸郡八太郎	33.00	30.00	—	—	3.00	四男
53	漁夫53	19	青森県三戸郡八太郎	32.00	30.00	—	—	2.00	二男
54	漁夫54	19	青森県三戸郡八太郎114番地	28.00	23.00	0.32	—	4.68	長男
55	漁夫55	27	青森県三戸郡八太郎96番地	38.00	35.00	0.32	—	2.68	三男
56	漁夫56	27	青森県三戸郡八太郎	38.00	35.00	0.18	—	2.82	二男
57	漁夫57	46	青森県三戸郡八太郎	36.00	33.00	—	—	3.00	戸主
58	漁夫58	29	青森県三戸郡八太郎110番地	38.00	34.50	0.32	—	3.18	弟
59	漁夫59	35	青森県三戸郡八太郎112番地	39.00	36.00	1.46	—	1.54	長男
60	漁夫60	33	青森県三戸郡八太郎87番地	38.00	35.00	0.56	—	2.44	夫/別頁にも記載あり

No.	名前	年齢	住所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	45	青森県三戸郡市川村字古館15番地	36.00	33.00	0.16	—	2.84	弟
62	漁夫62	32	青森県三戸郡市川村65番地	37.50	34.50	0.58	—	2.42	長男
63	漁夫63	32	青森県三戸郡市川村24番地	38.00	34.50	4.02	—	▲ 0.52	長男
64	漁夫64	29	青森県三戸郡八太郎	37.50	34.50	4.68	—	▲ 1.68	長男
65	漁夫65	36	青森県三戸郡八太郎20番地	47.00	40.00	0.37	—	6.63	長男
66	漁夫66	34	青森県三戸郡八太郎	48.00	45.00	5.00	2.00	—	長男
67	漁夫67	52	青森県三戸郡八太郎95番地	90.00	60.00	—	3.00	—	戸主
68	漁夫68	63	—	90.00	55.00	—	5.00	34.50	戸主／給料額と差引金の差合せず
69	漁夫69	20	桧山郡上ノ国村大字小砂子村	34.00	25.00	0.54	—	6.46	長男／三円片旅費／6.46円に3円の片旅費含む／給料額と差引金の差合せず
70	漁夫70	21	桧山郡上ノ国村大字小砂子村	34.00	25.00	5.80	—	6.20	二男／三円片旅費／6.20円に3円の片旅費含む
71	漁夫71	—	—	35.00	25.00	7.47	—	7.53	一円五十銭道具使用料／給料額と差引金の差合せず
72	漁夫72	20	—	31.00	20.00	9.97	—	▲ 4.97	給料額と差引金の差合せず
73	漁夫73	—	—	36.50	20.00	35.68	—	0.82	給料額と差引金の差合せず
74	漁夫74	—	—	—	20.00	17.25	—	▲ 12.25	金五拾円也 証書金／九円也 一分五厘ノ利息ノ差引ト也大正五年五月二十日ノ証書貸し
75	漁夫75	—	—	35.50	20.00	8.87	—	6.63	—
76	漁夫76	—	—	35.50	23.00	22.99	—	▲ 10.49	—
77	漁夫77	—	—	37.00	20.00	28.65	—	▲ 11.65	—
78	漁夫78	—	山本郡常盤村	33.50	30.00	11.49	—	▲ 7.04	戸主／残金ハ証書貸シ
79	漁夫79	—	—	45.00	23.00	29.10	—	▲ 7.10	10銭返金後の残金7円は証書貸し
80	漁夫80	—	—	34.50	15.00	17.09	—	2.41	—
81	漁夫81	—	—	36.50	20.00	21.40	—	▲ 4.90	4円50銭は証書貸し、40銭は1日分の出西賃として相殺
82	漁夫82	—	—	36.50	5.00	14.86	—	—	—
83	漁夫83	50	石川県珠洲郡	20.00	2.00	1.16	—	16.84	別頁にも記載あり
84	漁夫84	27	秋田県山本郡	25.00	—	3.15	—	21.90	飯袋／給料額と差引金の差合せず
85	漁夫85	—	—	22.00	—	7.75	—	14.25	飯袋／十三円五十銭大正三年度ノ夏給料
86	漁夫86	16	旭川区中嶋	—	—	3.38	—	21.62	二男ノ小間使ノ差引金に大正3年度夏給料10円及び大正4年度春給料15円含むノ別頁にも記載あり
87	漁夫87	17	—	19.00	—	3.05	—	2.84	4円35銭前年度の残金ありノ別頁にも記載あり
88	漁夫88	—	—	30.00	5.00	59.01	—	▲ 29.01	諸雑費に35円土地担保の証書貸し及び13円23銭の利子金を含む
89	漁夫89	39	山本郡能代町大柳町新道4番地	30.00	25.00	4.15	—	6.15	戸主／給料額と差引金の差合せず
90	漁夫90	—	—	—	—	8.47	—	—	下女

第3表 大正5年中村漁場「賃附借」氏名ほか一覧

No.	名	前	年	所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項/ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	19	山本郡廣川村比八田39番地	27.0	25.0	—	—	2.00	戸主	
2	漁夫2	22	山本郡廣川村比八田字八幡下39番地	30.0	28.0	0.50	—	1.50	—	
3	漁夫3	43	山本郡廣川村比八田79番地	31.5	30.5	3.24	—	▲ 2.24	—	
4	漁夫4	22	山本郡檜山町檜山口番地	30.0	28.0	—	—	2.00	長男	
5	漁夫5	49	山本郡東雲村字吹越12番地	31.5	30.0	1.00	—	0.50	戸主	
6	漁夫6	33	山本郡東雲村字吹越字谷地25番地	31.0	31.0	0.59	—	0.41	戸主	
7	漁夫7	45	山本郡東雲村字吹越9番地	31.5	30.0	0.00	—	1.50	養子	
8	漁夫8	32	山本郡東雲村字吹越6番地	31.5	30.0	0.35	—	1.15	戸主	
9	漁夫9	25	山本郡東雲村字朴瀬109番地	31.5	29.5	0.37	—	1.63	—	
10	漁夫10	29	山本郡東雲村字朴瀬109番地	31.5	30.0	0.37	—	1.13	長男	
11	漁夫11	47	山本郡東雲村字朴瀬92番地	31.0	30.0	2.50	—	1.50	戸主	
12	漁夫12	24	山本郡東雲村字朴瀬大川反97番地	29.5	28.0	1.47	—	0.03	戸主	
13	漁夫13	32	山本郡東雲村字朴瀬越田畔18番地	31.5	30.0	—	—	1.50	養子	
14	漁夫14	43	山本郡東雲村字朴瀬安木57番地	31.5	30.0	—	—	1.50	戸主	
15	漁夫15	44	山本郡東雲村荷羽田17番地	31.5	31.5	0.53	—	▲ 0.53	長男	
16	漁夫16	40	山本郡東雲村荷羽田29番地	31.5	30.0	2.53	—	▲ 1.03	婿養子	
17	漁夫17	24	山本郡東雲村荷羽田字森下3丁目44番地	31.0	29.0	0.76	—	1.24	弟	
18	漁夫18	41	山本郡東雲村荷羽田字中沢見40番地	31.5	30.0	0.16	—	1.34	戸主	
19	漁夫19	34	山本郡東雲村荷羽田字宮森下248番地	31.5	30.0	0.15	—	1.35	戸主	
20	漁夫20	19	山本郡東雲村荷羽田字森下248番地	28.0	26.0	1.86	—	0.14	戸主	
21	漁夫21	26	山本郡澤目村字水澤32番地	31.5	30.0	0.37	—	1.13	孫	
22	漁夫22	38	山本郡東雲村荷羽田竹原28番地	31.5	30.0	1.41	—	0.09	戸主	
23	漁夫23	42	山本郡澤目村字水澤7番地	32.5	31.0	0.37	—	1.13	弟	
24	漁夫24	45	山本郡澤目村字水澤133番地	32.5	31.0	—	—	1.50	戸主	
25	漁夫25	20	山本郡澤目村字水澤133番地	28.0	26.0	0.37	—	1.63	長男	
26	漁夫26	34	山本郡澤目村字水澤163番地	31.5	30.0	0.53	—	0.97	戸主	
27	漁夫27	24	山本郡澤目村字水澤85番地	31.5	30.0	0.37	—	1.13	戸主	
28	漁夫28	24	山本郡澤目村字水澤大久保台	31.5	30.0	1.53	—	▲ 0.03	二男	
29	漁夫29	25	山本郡澤目村字水澤大久保台83番地	31.5	30.0	1.00	—	0.50	戸主	
30	漁夫30	27	山本郡澤目村字水澤大久保台41番地	32.0	31.0	1.03	—	▲ 0.03	二男	
31	漁夫31	19	山本郡澤目村字水澤32番地	25.0	22.0	0.37	—	2.63	五男	
32	漁夫32	22	山本郡澤目村字水澤136番地	31.0	30.0	0.97	—	0.03	甥	
33	漁夫33	37	山本郡澤目村字水澤104番地	31.5	30.0	0.37	—	1.13	長男	
34	漁夫34	51	山本郡澤目村字水澤136番地	90.0	90.0	5.10	20.0	14.90	外二はき五玉	
35	漁夫35	32	山本郡澤目村字水澤178番地	47.0	40.0	0.69	—	6.31	弟	
36	漁夫36	29	山本郡檜山町檜山31番地	31.5	30.0	1.88	—	▲ 0.38	長男	
37	漁夫37	41	山本郡檜山町檜山123番地	31.5	30.0	0.00	—	1.50	養子	
38	漁夫38	44	山本郡東雲村向能代乙.99番地	32.5	31.0	1.07	—	0.43	戸主	
39	漁夫39	31	山本郡東雲村向能代字山口48番地	31.0	30.0	2.76	—	▲ 1.76	弟	
40	漁夫40	37	山本郡東雲村向能代字上野187番地	31.5	30.0	0.16	—	1.34	—	
41	漁夫41	32	山本郡能代町能代町出戸7番地	31.5	30.0	1.57	—	▲ 0.07	弟	
42	漁夫42	34	山本郡能代町能代町33番地	31.5	30.0	—	—	1.50	女婿	
43	漁夫43	31	山本郡榊村242番地	31.5	30.0	0.81	—	0.69	長男	
44	漁夫44	32	山本郡榊村字大内田70番地	31.5	30.0	0.83	—	0.67	戸主	
45	漁夫45	20	山本郡廣川村字廣川113番地	28.0	25.0	0.73	—	2.27	孫	
46	漁夫46	46	山本郡東雲村須田19番地	32.5	31.0	1.43	—	0.07	養子	
47	漁夫47	20	三戸郡下長苗村114番地	31.0	26.0	1.20	—	3.80	長男	
48	漁夫48	19	三戸郡下長苗村八太郎76番地	28.0	25.0	0.16	—	2.84	長男	
49	漁夫49	29	三戸郡下長苗村八太郎95番地	37.5	30.0	0.32	—	7.18	長男	
50	漁夫50	31	三戸郡下長苗村八太郎24地	37.5	34.5	0.16	—	2.84	二男	
51	漁夫51	33	三戸郡下長苗村八太郎24地	38.0	35.0	1.64	—	1.36	長男	
52	漁夫52	36	三戸郡下長苗村八太郎22地	39.0	36.0	3.74	—	▲ 3.74	長男	
53	漁夫53	33	三戸郡下長苗村八太郎65地	37.5	34.5	0.53	—	2.47	長男	
54	漁夫54	31	三戸郡下長苗村八太郎	37.0	34.0	0.05	—	2.95	長男	
55	漁夫55	28	三戸郡下長苗村八太郎	38.0	35.0	0.80	—	2.20	二男	
56	漁夫56	28	三戸郡下長苗村八太郎96番地	38.0	35.0	0.53	—	2.47	長男	
57	漁夫57	28	三戸郡市川村325番地	38.0	35.0	0.16	—	2.84	二男	
58	漁夫58	25	三戸郡市川村326番地	35.0	32.0	1.41	—	1.59	長男	
59	漁夫59	46	三戸郡市川村字古館	36.0	33.0	1.86	—	1.14	弟	
60	漁夫60	54	三戸郡市川村138番地	34.5	31.5	—	—	3.00	戸主	

No.	名	前	年	年	住	所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項ノゴシック字は筆者註
61	漁夫61	38	三戸郡市川村331番地	37.5	34.5	1.70	—	1.30	幾子			
62	漁夫62	22	三戸郡市川村字古館15番地	35.0	32.0	0.16	—	2.84	長男			
63	漁夫63	30	三戸郡下長苗村八太郎100番地	38.0	35.0	0.42	—	2.58	弟			
64	漁夫64	47	三戸郡下長苗村八太郎	36.0	33.0	0.05	—	2.95	戸主			
65	漁夫65	37	三戸郡下長苗村八太郎20番地	47.0	40.0	1.40	—	5.60	長男			
66	漁夫66	35	三戸郡下長苗村八太郎	50.0	50.0	—	2.0	—	長男			
67	漁夫67	53	三戸郡下長苗村八太郎95番地	90.0	60.0	—	—	30.00	戸主ノ外ニ ばき 五五玉			
68	漁夫68	64	三戸郡下長苗村八太郎124番地	90.0	40.0	4.16	5.0	50.84	戸主ノ外ニ ばき 式玉			
69	漁夫69	18	檜山郡上ノ国村大字小砂子17番地	28.0	25.0	3.00	—	3.00	三男ノ諸雑費3円は片旅費として支給			
70	漁夫70	21	檜山郡上ノ国村大字小砂子17番地	34.5	30.0	1.42	—	3.08	長男			
71	漁夫71	34	檜山郡上ノ国村大字小砂子1番地	34.5	30.0	5.50	—	▲ 1.00	二男			
72	漁夫72	29	檜山郡上ノ国村大字小砂子17番地	34.0	30.0	3.87	—	3.13	長男ノ諸雑費のうち3円は片旅費として支給			
73	漁夫73	28	檜山郡上ノ国村大字小砂子13番地	34.0	30.0	3.16	—	3.84	諸雑費のうち3円は片旅費として支給			
74	漁夫74	—	—	36.5	20.0	11.70	—	4.75	外ニ一金三円也檢換ノ手数料			
75	漁夫75	—	—	47.0	33.0	19.91	—	▲ 5.91	此船へ入三円也片旅費 入三円也檢換賃 並リテ九銭ノ給料額と差引金ノ差合せず			
76	漁夫76	—	—	32.5	20.0	30.74	—	1.76	—			
77	漁夫77	—	—	34.5	23.0	7.99	—	3.51	—			
78	漁夫78	—	—	37.0	20.0	25.29	—	▲ 8.29	—			
79	漁夫79	34	山本郡常盤村常盤58番地	31.5	27.0	9.79	—	▲ 5.29	外ニ～合既 薪 合計金六円二十二銭不足			
80	漁夫80	—	—	87.0	25.0	77.44	—	9.56	外ニ金参円也 檢換ノ手数料			
81	漁夫81	—	—	34.5	15.0	8.97	—	10.53	外ニ家賃及び薬代あり			
82	漁夫82	—	—	36.0	10.0	14.11	—	—	右ハ忒身差引帳上リノ給料額と差引金ノ差合せず			
83	漁夫83	—	—	36.5	25.0	42.04	—	▲ 5.54	入金参円也 檢換ノ手数料			
84	漁夫84	—	—	36.5	25.0	27.08	—	▲ 15.58	入金参円也 檢換ノ手数料			
85	漁夫85	—	—	27.0	15.0	6.70	—	5.30	—			
86	漁夫86	—	—	27.0	10.0	0.05	—	16.95	—			
87	漁夫87	—	—	27.0	2.0	—	—	25.00	飯焚			
88	漁夫88	—	—	20.0	1.0	0.21	—	18.79	—			
89	漁夫89	17	—	35.0	—	51.51	—	▲ 16.51	大正4年からの雇入れ、給料額は大正4年及び5年の合計額			
90	漁夫90	—	—	35.0	—	8.47	—	26.53	下女			
91	漁夫91	—	—	16.0	—	19.19	—	▲ 3.19	下女ノ給料は大正5年夏秋の給料			
92	漁夫92	16	—	15.0	—	12.63	—	2.37	次女ノ下女ノ給料は大正5年夏秋の給料			
93	漁夫93	13	—	8.5	—	6.00	—	2.50	子守ノ女(娘?)			
94	漁夫94	16	—	20.0	—	13.58	—	6.42	給料は大正5年夏秋の給料			

第4表 大正6年中村漁場「貸附帳」氏名ほか一覧

No.	名前	年齢	住所	給料 (円)	助金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項/ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	35	山本郡東雲村荷羽田字森下248	32.5	31.0	0.70	—	0.80	孫
2	漁夫2	25	山本郡東雲村荷羽田字森下	32.5	31.0	0.50	—	1.00	弟
3	漁夫3	24	山本郡東雲村朴瀬29番地	31.0	29.0	—	—	2.00	三男
4	漁夫4	23	山本郡東雲村朴瀬48番地	30.0	28.0	—	—	2.00	三男
5	漁夫5	19	山本郡東雲村朴瀬11番地	25.5	23.0	0.24	—	2.22	孫/給料額と差引金の差合せず
6	漁夫6	40	山本郡東雲村朴瀬11番地	32.5	31.0	1.34	—	0.16	長男
7	漁夫7	33	山本郡東雲村朴瀬18番地	33.0	—	1.00	—	32.00	養子
8	漁夫8	30	山本郡榑山町榑山30番地	32.5	31.0	1.17	—	0.33	長男
9	漁夫9	44	山本郡榑山町榑山63番地	32.5	31.0	0.855	—	0.645	戸主
10	漁夫10	24	山本郡榑山町榑山114番地	32.5	31.0	0.50	—	1.00	長男
11	漁夫11	26	山本郡澤目村田中25番地	32.5	31.0	0.63	—	0.87	養子
12	漁夫12	32	山本郡澤目村田中4番地	32.5	31.0	0.72	—	0.28	弟/給料額と差引金の差合せず
13	漁夫13	23	山本郡澤目村田中7番地	32.0	30.0	0.08	—	1.92	長男
14	漁夫14	19	山本郡澤目村田中字上8番地	30.5	28.0	0.50	—	2.00	戸主
15	漁夫15	18	山本郡澤目村田中字上19番地	30.5	28.0	0.08	—	2.42	長男
16	漁夫16	20	山本郡澤目村田中川向11番地	31.5	30.0	2.34	—	▲ 0.84	養子
17	漁夫17	23	山本郡澤目村田中4番地	32.0	30.0	0.92	—	1.08	二男
18	漁夫18	21	山本郡澤目村田中字上70番地	31.5	30.0	1.57	—	▲ 0.07	二男
19	漁夫19	44	山本郡澤目村字水澤7番地	32.5	31.0	0.42	—	1.08	戸主
20	漁夫20	27	山本郡澤目村字水澤45番地	32.5	31.0	0.17	—	1.33	戸主
21	漁夫21	44	山本郡東雲村朴瀬字越田畔57番地	32.5	15.0	1.22	—	20.77	戸主/給料額と差引金の差合せず
22	漁夫22	18	山本郡澤目村字水澤字大久保台	29.0	26.0	3.14	—	▲ 0.14	三男
23	漁夫23	17	山本郡澤目村字水澤字大久保台41番地	25.5	22.5	0.17	—	2.83	五男
24	漁夫24	31	山本郡澤目村字水澤字大久保台83番地	32.5	31.0	0.50	—	1.00	戸主
25	漁夫25	39	山本郡澤目村字水澤字大久保台82番地	32.5	31.0	0.72	—	0.78	長男
26	漁夫26	28	山本郡澤目村字水澤字大久保台41番地	32.5	31.0	6.58	—	▲ 5.08	二男
27	漁夫27	46	山本郡澤目村字水澤字大久保台133番地	32.5	31.0	0.50	—	1.00	戸主
28	漁夫28	27	山本郡澤目村字水澤134番地	32.5	31.0	0.50	—	1.00	二男
29	漁夫29	46	山本郡東雲村字須田	33.5	32.0	1.22	—	0.77	養子/給料額と差引金の差合せず
30	漁夫30	22	山本郡東雲村字須田27番地	31.5	30.0	1.22	—	0.28	二男
31	漁夫31	23	山本郡榑山町字堤下42番地	31.0	30.0	0.67	—	0.31	弟
32	漁夫32	24	山本郡東雲村字須田12番地	32.5	31.0	1.52	—	▲ 0.02	三男/給料額と差引金の差合せず
33	漁夫33	33	山本郡東雲村字須田12番地	32.5	31.0	1.77	—	0.57	長男/給料額と差引金の差合せず
34	漁夫34	21	山本郡塩川村塩113番地	30.5	27.0	1.07	—	2.43	孫
35	漁夫35	22	山本郡塩川村字八森下44番地	31.0	29.0	—	—	2.00	弟
36	漁夫36	36	山本郡塩川村字畑谷100番地	32.5	31.5	—	—	1.00	孫
37	漁夫37	23	山本郡塩川村字畑谷畑51番地	32.0	32.0	—	—	—	一私生児
38	漁夫38	25	山本郡塩川村坂形字二口坂25番地	30.0	28.0	0.34	—	1.66	弟
39	漁夫39	32	山本郡榑村242番地	32.5	31.0	—	—	1.50	長男
40	漁夫40	33	山本郡榑村字太内田70番地1	32.5	31.0	—	—	1.50	戸主
41	漁夫41	23	山本郡澤目村高口10番地	32.5	30.5	1.75	—	0.25	長男
42	漁夫42	20	山本郡澤目村高口22番地	32.0	30.0	0.84	—	1.16	長男
43	漁夫43	21	山本郡澤目村字目名湯83番地	32.0	31.0	1.49	—	▲ 0.49	長男
44	漁夫44	23	山本郡塩川村比八田八森下39	32.5	30.5	1.00	—	2.00	従兄ノ子/給料額と差引金の差合せず
45	漁夫45	20	山本郡塩川村比八田八森下39	29.5	27.5	0.88	—	1.12	戸主/病氣のため5月21日暇出し、旅費として3円88銭渡す
46	漁夫46	20	山本郡扇澤村字扇田105番地	28.0	26.0	0.50	—	1.50	長男
47	漁夫47	40	山本郡東雲村能代字上野92番地	31.5	30.0	0.17	—	1.33	戸主
48	漁夫48	26	山本郡能代港町出戸町7番地	32.5	31.0	0.17	—	1.33	弟
49	漁夫49	18	山本郡塩川村外荒巻1番地	30.0	28.0	0.34	—	1.65	甥
50	漁夫50	33	山本郡東雲村字吹越	32.5	31.0	1.17	—	0.38	給料額と差引金の差合せず
51	漁夫51	33	山本郡澤目村字水澤字-36番地	47.0	42.5	7.44	—	—	戸主
52	漁夫52	52	—	—	90.0	17.96	20.0	3.45	五月次老日外ニ改テ金五円也正金貨/手当金は漁夫世帯料10円及び暮手当10円
53	漁夫53	29	青森県三戸郡市川村325番地	39.5	36.5	1.07	—	1.93	二男
54	漁夫54	39	青森県三戸郡市川村331番地	39.0	36.0	2.44	—	0.56	婿養子
55	漁夫55	30	三戸郡下長苗村字八太郎95番地	39.5	35.0	—	—	4.50	長男
56	漁夫56	29	三戸郡下長苗村字八太郎96番地	40.0	37.0	—	—	3.00	三男
57	漁夫57	31	三戸郡下長苗村字八太郎100番地	40.0	37.0	0.70	—	2.30	弟
58	漁夫58	34	三戸郡下長苗村字八太郎65番地	39.5	36.5	1.50	—	1.50	長男
59	漁夫59	26	三戸郡市川村	38.5	35.5	0.17	—	2.83	長男
60	漁夫60	48	三戸郡下長苗村字八太郎	37.0	34.0	—	—	3.00	戸主

No.	名前	年齢	住所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	47	三戸郡市川村15番地	36.0	33.0	0.81	—	2.19	弟
62	漁夫62	34	三戸郡下長苗村村字八太郎	39.5	36.5	—	—	3.00	長男
63	漁夫63	29	三戸郡下長苗村村字八太郎	40.0	37.0	—	—	3.00	二男
64	漁夫64	23	三戸郡市川村15番地	38.5	35.5	0.17	—	2.83	長男
65	漁夫65	38	三戸郡下長苗村村字八太郎	48.0	40.0	4.18	—	3.82	長男
66	漁夫66	37	三戸郡下長苗村村字八太郎112番地	47.0	38.0	—	—	9.00	長男
67	漁夫67	24	三戸郡館村字沼館24番地2号	38.5	35.5	0.34	—	2.66	二男
68	漁夫68	22	三戸郡館村字沼館30番地	38.5	35.5	0.17	—	2.83	長男
69	漁夫69	21	三戸郡館村字沼館2番地ノ内1号	38.5	35.5	0.81	—	2.19	二男
70	漁夫70	29	三戸郡館村字沼館32番地	39.0	36.0	—	—	3.00	戸主
71	漁夫71	35	三戸郡市川村字市川口32番地	38.0	35.0	2.60	—	0.40	戸主
72	漁夫72	29	三戸郡市川村字市川16番地	39.5	36.5	—	—	3.00	戸主
73	漁夫73	25	三戸郡市川村字市川15番地1号	39.5	36.5	—	—	3.00	長男
74	漁夫74	24	三戸郡市川村字下揚107番地	39.5	36.5	0.84	—	2.16	弟
75	漁夫75	46	三戸郡鮫村大字濱通り字二子岩9番地	50.0	40.0	6.94	—	3.07	戸主
76	漁夫76	32	三戸郡市川村231番地内2号	39.0	36.0	0.08	—	2.92	婿養子
77	漁夫77	54	三戸郡下長苗村村字八太郎95番地	90.0	60.0	—	—	30.00	土産ニ遺シ中綿
78	漁夫78	65	三戸郡下長苗村村字八太郎124番地	90.0	45.0	—	5.0	50.00	手当の名目は漁夫世帯料
79	漁夫79	—	—	38.0	20.0	47.14	—	▲ 9.14	残り金9円也証書貸
80	漁夫80	19	—	31.5	20.5	28.63	—	2.865	—
81	漁夫81	—	—	34.5	28.0	45.46	—	▲ 6.92	外ニ五月二十四日 一金式円也 正金貸
82	漁夫82	—	—	37.5	20.0	15.40	—	2.10	—
83	漁夫83	—	—	90.0	30.0	65.67	—	24.33	前金30円は諸雑費に含まれる
84	漁夫84	—	—	36.5	7.0	17.24	—	19.26	前金7円は諸雑費に含まれる。諸雑費中に5ヶ月間の家賃5円50銭含む
85	漁夫85	—	—	37.5	25.0	47.82	0.5	▲ 10.32	給料額と差引金の差合せず
86	漁夫86	—	—	34.5	20.0	33.36	—	1.24	前金20円は諸雑費に含まれる。諸雑費中に6ヶ月間の家賃6円含む
87	漁夫87	—	—	37.5	27.0	47.76	0.5	▲ 9.76	五月二十五日合計金拾円ノ証書貸シ当座帳へ写
88	漁夫88	—	—	36.5	—	34.59	—	1.90	—
89	漁夫89	—	石川県珠洲郡松波村	20.0	2.0	9.49	—	10.50	—
90	漁夫90	—	—	27.0	16.0	16.34	—	10.65	飯炊
91	漁夫91	29	余市郡余市町大川町	25.0	10.0	0.40	0.5	15.00	飯炊ノ手当50銭は外手当ノ給料額と差引金の差合せず
92	漁夫92	17	—	26.0	10.0	29.13	—	▲ 3.13	二口軒金拾円也トナリ右ノ大正六年ノ夏秋給料ノ前金ノ別頁に5~12月の諸雑費44円75銭9厘の記載あり
93	漁夫93	24	桧山郡江差町字五勝手村	34.5	6.2	35.70	—	▲ 1.20	—
94	漁夫94	42	山本郡檜山町檜山123番地	34.5	20.0	0.02	0.5	13.57	養子ノ給料額と差引金の差合せず
95	漁夫95	—	—	—	15.0	38.82	0.0	▲ 1.82	給料は52円か
96	漁夫96	20	—	20.0	10.0	—	0.5	10.00	—
97	漁夫97	17	—	19.0	8.0	—	0.5	11.00	給料額19円は漁期終了後に確定か。手当50銭は差引金に含まず。別頁に夏事公入として諸雑費3円85銭の記載
98	漁夫98	14	—	10.0	8.0	—	—	4.50	給料額10円は漁期終了後に確定か
99	漁夫99	17	—	18.0	—	3.10	—	4.90	6月28日雇 下女ノ18円は夏給料額
100	漁夫100	17	—	11.0	—	11.00	1.5	—	9月8日雇 下女ノ11円は9月9日~12月30日分の給料ノ翌年1月20日解雇
101	漁夫101	14	—	—	—	19.00	—	—	子守

第5表 大正7年中村漁場「貸附帳」氏名ほか一覽

No.	名前	年齢	住所	給料 (円)	前金 (円)	精雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項/ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	31	山本郡檜山町檜山32番地	42.0	40.5	3.93	—	—	長男
2	漁夫2	28	山本郡檜山町檜山104番地	41.0	40.0	0.94	—	0.06	長男
3	漁夫3	45	山本郡檜山町檜山63番地	42.0	40.0	2.66	—	▲ 0.66	戸主
4	漁夫4	24	山本郡檜山町檜山73番地	41.0	40.0	0.10	—	0.90	三男
5	漁夫5	33	山本郡檜村242番地	42.5	41.5	1.42	—	▲ 0.42	長男
6	漁夫6	25	山本郡東雲村荷羽田字森下249番地	41.0	40.0	0.89	—	0.11	戸主
7	漁夫7	36	山本郡東雲村荷羽田字森下248番地	42.0	41.0	3.40	—	▲ 2.40	戸主
8	漁夫8	52	山本郡東雲村荷羽田字合ノ口25番地	37.0	35.0	1.00	—	1.00	戸主
9	漁夫9	42	山本郡東雲村荷羽田字合ノ口25番地	42.0	41.0	7.27	—	▲ 5.27	給料額と差引金の差合せず
10	漁夫10	27	山本郡東雲村荷羽田246番地	42.0	40.0	1.37	—	0.63	差引金額は7月6日10銭書留料追加の額
11	漁夫11	29	山本郡澤目村字大久保台41番地	43.0	43.0	2.31	—	▲ 2.31	二男
12	漁夫12	18	山本郡澤目村字大久保台41番地	36.0	33.0	—	—	3.00	五男
13	漁夫13	19	山本郡澤目村水澤150番地	32.0	29.0	0.48	—	2.52	五男
14	漁夫14	19	山本郡澤目村水澤10番地	37.0	34.0	1.35	—	1.65	長男
15	漁夫15	24	山本郡澤目村水澤135番地	42.0	40.0	0.88	—	1.42	婿養子
16	漁夫16	47	山本郡澤目村水澤133番地	43.0	41.0	0.62	—	1.38	戸主
17	漁夫17	33	山本郡澤目村水澤134番地	43.0	41.0	2.10	—	▲ 0.10	二男
18	漁夫18	27	山本郡澤目村水澤85番地	43.0	41.0	0.27	—	1.73	戸主
19	漁夫19	45	山本郡澤目村水澤7番地	43.0	41.0	1.88	—	0.12	戸主
20	漁夫20	47	山本郡東雲村須田19番地	44.0	42.0	2.10	—	▲ 0.10	養子
21	漁夫21	47	山本郡東雲村須田屋布浜	42.0	40.0	0.67	—	1.33	戸主
22	漁夫22	34	山本郡東雲村須田12番地	42.5	41.0	0.67	—	0.73	長男
23	漁夫23	25	山本郡東雲村須田12番地	42.5	41.0	3.05	—	▲ 1.55	三男
24	漁夫24	22	山本郡澤目村目名湯宇山岩子80番地	42.5	40.5	0.89	—	1.21	七男/差引金は7月6日10銭の書留料追加の額
25	漁夫25	26	山本郡能代港町字柳町新道9番	42.0	40.0	0.89	—	1.11	長男
26	漁夫26	41	山本郡澤目村目名湯宇岩子	43.0	41.0	1.95	—	0.05	戸主
27	漁夫27	47	山本郡澤目村目名湯宇岩子72番地	43.0	41.0	4.37	—	▲ 2.37	戸主
28	漁夫28	19	山本郡澤目村目名湯150番地	38.5	35.0	1.16	—	2.34	三男
29	漁夫29	27	山本郡能代港町字懸土46番地	43.0	41.0	0.89	—	1.11	孫
30	漁夫30	44	山本郡澤目村字水澤108番地	43.0	41.0	5.43	—	▲ 3.43	養子
31	漁夫31	16	山本郡澤目村字水澤108番地	36.0	34.0	—	—	2.00	孫
32	漁夫32	23	山本郡澤目村目名湯143番地	42.5	40.5	1.81	—	0.19	二男
33	漁夫33	19	山本郡澤目村目名湯143番地	37.0	34.0	1.32	—	1.68	三男
34	漁夫34	20	山本郡堀川村堀字大信田107番地	37.0	35.0	1.00	—	1.00	長男
35	漁夫35	21	山本郡堀川村堀字長木沢108番地内1番	40.5	38.0	2.10	—	0.40	二男
36	漁夫36	24	山本郡堀川村堀字大信田108番地	42.5	40.0	2.32	—	0.18	長男
37	漁夫37	20	山本郡堀川村堀字大信田113番地	39.5	37.0	11.55	—	▲ 9.05	三男
38	漁夫38	53	山本郡堀川村畑谷36番地	40.0	40.0	0.67	—	▲ 0.67	養子
39	漁夫39	26	山本郡堀川村畑谷46番地	42.0	40.0	0.27	—	1.73	二男
40	漁夫40	18	山本郡堀川村畑谷46番地	30.0	27.0	0.27	—	2.73	四男
41	漁夫41	21	山本郡堀川村堀47番地	41.5	40.0	2.01	—	▲ 0.51	三男
42	漁夫42	28	山本郡堀川村堀57番地	42.0	40.5	1.04	—	0.46	養子
43	漁夫43	42	山本郡東雲村朴瀬11番地	42.0	41.0	3.81	—	▲ 2.81	長男
44	漁夫44	18	山本郡東雲村朴瀬字家後120地	30.0	27.0	0.27	—	2.73	長男
45	漁夫45	30	南秋田郡西湯村野田字□□11番地	41.5	40.0	1.30	—	0.20	戸主
46	漁夫46	32	山本郡能代港町出戸町7番地	42.0	40.0	2.06	—	▲ 0.06	弟
47	漁夫47	33	山本郡澤目村田中40番地	43.0	41.0	0.05	—	1.95	弟
48	漁夫48	25	山本郡東雲村朴瀬	33.0	30.0	—	—	3.00	長女
49	漁夫49	34	山本郡澤目村字水澤178番地	55.0	50.0	0.72	3.0	4.28	弟
50	漁夫50	53	—	100.0	100.0	17.50	30.0	12.50	—
51	漁夫51	35	三戸郡長苗代村字八太郎100番地	45.0	42.0	3.49	—	▲ 0.49	弟
52	漁夫52	35	三戸郡長苗代村字八太郎24番地	44.5	41.5	2.52	—	0.48	長男
53	漁夫53	35	三戸郡長苗代村字八太郎65番地	44.5	41.5	0.89	—	2.11	長男
54	漁夫54	49	三戸郡長苗代村字八太郎	40.0	37.0	—	—	3.00	戸主
55	漁夫55	30	三戸郡長苗代村字八太郎	45.0	42.0	—	—	3.00	二男
56	漁夫56	33	三戸郡市川村231番戸2号	43.5	40.0	—	—	3.50	婿養子
57	漁夫57	30	三戸郡市川村302番ノ5番戸	44.0	41.0	—	—	3.00	二男
58	漁夫58	48	三戸郡市川村字古籠15番2号地	40.0	37.0	0.27	—	2.73	戸主
59	漁夫59	24	三戸郡市川村字古籠15番2号地	43.5	40.5	0.27	—	2.73	長男
60	漁夫60	31	三戸郡長苗代村字八太郎172番地	45.0	42.0	1.25	—	1.75	長男

No.	名前	年齢	住所	給料 (円)	前金 (円)	精雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	21	三戸郡長苗代村字八太郎76番地	41.0	38.0	5.27	7.16	2.27	手当の7円16銭は南部漁夫分旅費
62	漁夫62	20	三戸郡長苗代村字八太郎114地	35.5	32.5	0.94	—	2.06	二男
63	漁夫63	17	—	33.0	15.0	2.58	—	15.42	長男
64	漁夫64	17	三戸郡長苗代村字川原木字小門44番4号地	35.5	32.5	0.67	—	2.33	二男
65	漁夫65	25	三戸郡市川村字325番戸	43.5	40.5	0.27	—	2.73	四男
66	漁夫66	21	三戸郡市川村字橋向63番地3号	43.5	40.5	0.27	—	2.73	二男
67	漁夫67	17	—	32.0	5.0	0.27	—	26.73	二男
68	漁夫68	41	三戸郡長苗代村字八太郎	52.0	45.0	1.36	5.0	10.64	差引額に手当5円含む
69	漁夫69	39	三戸郡長苗代村字八太郎20番地	52.0	45.0	1.29	3.0	8.71	差引額に手当5円含む
70	漁夫70	38	—	52.0	45.0	1.50	3.0	8.50	給料額と差引金の差合せず
71	漁夫71	37	—	95.0	70.0	0.75	15.0	39.25	差引額に手当15円含む
72	漁夫72	36	三戸郡市川村字市川後32番地	42.0	40.0	2.53	—	▲ 0.53	戸主
73	漁夫73	66	—	95.0	43.0	—	15.0	67.00	—
74	漁夫74	25	掄山郡江落町大字五勝手	42.5	25.0	10.16	—	7.34	長男
75	漁夫75	43	山本郡掄山町掄山112番地	43.5	—	6.07	—	37.43	養子
76	漁夫76	—	—	44.0	30.0	47.10	—	▲ 33.10	30円証書貸分のうち10円6月5日入金
77	漁夫77	—	—	45.0	30.0	47.33	—	▲ 2.33	—
78	漁夫78	—	—	46.5	20.0	5.00	—	21.00	給料額と差引金の差合せず
79	漁夫79	—	—	46.0	20.0	53.42	—	▲ 7.42	—
80	漁夫80	—	—	47.0	30.0	54.40	—	▲ 7.40	—
81	漁夫81	—	—	47.0	22.0	53.20	—	▲ 6.20	—
82	漁夫82	—	—	42.0	20.0	32.29	—	9.71	別頁に6月5日から雇用分の給料及び精雑費の記載
83	漁夫83	—	—	95.0	46.5	67.90	5.0	32.10	差引金に手当5円含む
84	漁夫84	—	—	43.9	12.0	42.40	—	1.50	給料額は前年分1円90銭含む
85	漁夫85	19	—	36.0	20.5	40.24	—	3.74	給料額と差引金の差合せず。11月3日6円26銭と差引金合計の10円証書貸
86	漁夫86	—	—	28.0	15.0	15.15	3.0	15.85	飯炊き／差引金に手当3円含む
87	漁夫87	—	—	70.0	20.0	68.50	30.0	31.50	—
88	漁夫88	25	—	40.0	10.0	26.88	—	13.12	給料額には手当含む
89	漁夫89	18	—	—	—	—	—	0.10	下女／2月10日無断ニテ家出スナル□端ラザルニ付自然解雇トナリ
90	漁夫90	19	—	26.0	5.0	7.60	1.0	18.40	下女／差引額に手当1円含まず
91	漁夫91	15	—	19.0	6.0	—	—	13.00	子守／大正6年5月29日より雇
92	漁夫92	20	—	26.0	10.0	—	3.0	19.00	別頁に6月以降専公の雇入分の給料10円手当1円50銭の記載あり
93	漁夫93	—	—	10.5	—	5.25	—	5.50	下女・飯炊／大正7年6月19日より雇／差引金は病気の代替雇の妹の給料
94	漁夫94	13	—	—	—	22.28	—	—	一 精雑費は大正8年度の貸付へ

第6表 複数年雇用漁夫の給金の推移(1) * 漁夫番号は雇用開始の年と各貸附帳の漁夫順で番号を付したものの

No.	雇用開始年・漁夫番号 (初年時の年齢)	住 所	各年別給料 (円, 小数点以下は銭)					明治33年～〃45年までの雇用年ほか	
			大正3	〃4年	〃5年	〃6年	〃7年		
1	3年漁夫86 (49?)	石川県珠洲郡	21.00	20.00	20.00	20.00			
2	3年漁夫41 (23)	山本郡浅内村	27.00	29.50					
3	3年漁夫08 (29)	山本郡榑村 (2名)	32.00	31.50	31.50	32.50	42.50	43~45年 (3年連続)	
4	3年漁夫09 (40)		32.00	31.00	31.50	32.50			
5	3年漁夫31 (41)	山本郡澤目村 (11名)	32.50	32.50	32.50	32.50	43.00	37~45年 (9年連続)	
6	3年漁夫33 (22)		32.00	31.50	31.50	32.50	43.00	39~45年 (7年連続)	
7	6年漁夫12 (32)					32.50	43.00		
8	4年漁夫30 (33)			31.00	31.50				
9	3年漁夫36 (27)			32.50	31.50	31.50	32.50		
10	3年漁夫34 (22)			31.50	31.50	31.50			
11	6年漁夫43 (21)					32.00	42.50		
12	5年漁夫35 (32)				47.00	47.00	55.00		
13	3年漁夫35 (25)			32.50	31.50	32.00	32.50	43.00	
14	4年漁夫31 (21)				30.50	31.00			
15	6年漁夫23 (17)					25.50	36.00		
16	5年漁夫21 (26)	山本郡澤目村水澤 (4名)			31.50	32.50	43.00		
17	3年漁夫48 (49)		90.00	90.00	90.00	—	100.00	33年~45年 (10年連続) / 船頭 (明治33年, 同42年)	
18	4年漁夫28 (19)			25.00	28.00				
19	3年漁夫32 (43)		32.50	32.50	32.50	32.50	43.00	38年~45年 (8年連続)	
20	6年漁夫32 (24)	山本郡東雲村須田 (3名)				32.50	42.50		
21	6年漁夫33 (33)					32.50	42.50		
22	3年漁夫39 (43)		32.50	32.50	32.50	33.50	44.00	33年, 36~42年, 44~45年 (断続して10ヵ年)	
23	3年漁夫23 (36)	山本郡東雲村荷羽 田 (9名)	31.50	31.00	31.50	32.50	42.00	38~39年 (2年連続)	
24	3年漁夫21 (40)		32.50	31.50				33~45年 (13年連続)	
25	3年漁夫18 (23)		31.50	31.00					
26	3年漁夫19 (42)		32.50	31.50	31.50			43~45年 (3年連続)	
27	5年漁夫17 (24)				31.00	32.50			
28	3年漁夫22 (48)		31.50				37.00	42~45年 (4年連続)	
29	3年漁夫45 (18)		27.00	28.00	31.50				
30	3年漁夫44 (36)		32.50		31.50				33~34, 36, 38, 40年 (断続して5ヵ年)
31	3年漁夫20 (38)		32.50	31.50	31.50		42.00		42~45年 (4年連続)
32	3年漁夫29 (37)		32.50	32.50					
33	3年漁夫50 (47)	32.50	31.50	31.50					
34	3年漁夫03 (30)	山本郡東雲村吹越 (6名)	32.50	31.50	31.50	32.50		36年, 38年, 41~43年 (断続して5ヵ年)	
35	3年漁夫07 (36)		32.50	31.50					34年, 36年, 38年, 39年, 42~45年 (断続して8ヵ年)
36	3年漁夫04 (44)		32.50	31.50	31.50				41~45年 (5年連続)
37	3年漁夫05 (25)		30.50	30.00					
38	5年漁夫14 (43)	山本郡東雲村朴瀬 (6名)			31.50	32.50			
39	5年漁夫13 (32)				31.50	33.00			
40	6年漁夫06 (40)					32.50	42.00		
41	3年漁夫14 (46)		32.00	31.00	31.00				44~45年 (2年連続)
42	3年漁夫13 (23)		31.00	31.00	31.50				
43	3年漁夫10 (27)		32.00	31.50	31.50				43~44年 (2年連続)
44	3年漁夫15 (37)	山本郡東雲村真壁地	31.00	31.00					
45	3年漁夫25 (42)	山本郡東雲村向能代	32.50	31.50	32.50			33~45年 (35年を除いて12ヵ年)	
46	3年漁夫75 (26)	山本郡常盤村 (2名)	25.00	25.00		27.00			
47	3年漁夫43 (32)		32.00	33.50	31.50	34.50	44.00	41~44年 (4年連続)	
48	3年漁夫40 (28)	山本郡能代港町 (2名)	32.50	31.50	31.50	32.50	42.00	42年, 44~45年 (断続して3ヵ年)	
49	3年漁夫47 (38)		47.00	47.00				42~43年 (2年連続)	
50	4年漁夫43 (19)	山本郡堀川村		25.00	28.00	30.50			
51	4年漁夫16 (18)	山本郡堀川村比八 田 (2名)		25.00	27.00				
52	5年漁夫02 (22)					30.00	32.50		
53	3年漁夫01 (34)	山本郡檜山町 (3名)	32.50	31.50	31.50	34.50	43.50		
54	6年漁夫09 (44)					32.50	42.00		
55	3年漁夫36 (29)		32.00	31.00	31.50	32.50	42.00	44~45年 (2年連続)	

第6表 複数年雇用漁夫の給金の推移(2) * 漁夫番号は雇用開始の年と各貸附帳の漁夫順で番号を付したのもの

No.	雇用開始年・漁夫番号 (初年時の年齢)	住 所	各年別給料 (円, 小数点以下は銭)					明治33年～〃45年までの雇用年ほか
			大正3	〃4年	〃5年	〃6年	〃7年	
56	6年漁夫76 (32)	三戸郡市川村 (8名)				39.00	43.50	
57	4年漁夫47 (27)			38.00	38.00	39.50	44.00	
58	6年漁夫71 (35)					38.00	42.00	
59	5年漁夫62 (22)				35.00	38.50	43.50	
60	3年漁夫60 (44)			36.00	36.00	36.00	40.00	
61	5年漁夫58 (25)				35.00	38.50		
62	3年漁夫55 (31)			37.00	38.00	38.00	39.50	44.50
63	4年漁夫49 (37)				37.50	37.50	39.00	
64	3年漁夫61 (32)	三戸郡下長苗村 (19名)	37.00	38.00	27.00	31.50	42.00	
65	3年漁夫70 (35)		45.00	47.00	47.00	48.00	52.00	
66	3年漁夫69 (33)		47.00	48.00	50.00		95.00	
67	(18?)		31.00	32.00				
68	5年漁夫55 (28)				38.00	40.00	45.00	
69	3年漁夫62 (26)			36.50	38.00			
70	3年漁夫56 (34)			38.00	39.00	39.00	47.00	
71	3年漁夫63 (26)			37.00	38.00	38.00	40.00	
72	3年漁夫53 (28)			36.50	37.50			
73	3年漁夫68 (27)			36.50	37.50	37.50	39.50	
74	3年漁夫71 (51)			90.00	90.00	90.00	90.00	
75	4年漁夫50 (30)				37.50	37.50		
76	3年漁夫72 (62)			90.00	90.00	90.00	90.00	95.00
77	3年漁夫67 (19)			32.00	33.00			
78	3年漁夫64 (18)		25.00	28.00	31.00			
79	3年漁夫58 (45)		36.00	36.00	36.00	37.00	40.00	
80	4年漁夫48 (18)			25.00	28.00		41.00	
81	3年漁夫54 (31)		36.50	37.50	37.50	39.50	44.50	
82	3年漁夫57 (26)		37.00	38.00	38.00	40.00	45.00	
83	4年漁夫87 (16)	旭川区中嶋		—	35.00			
84	3年漁夫06 (31)	宗谷郡利尻村鬼脇村	32.00	31.00	31.00			
85	6年漁夫93 (24)	檜山郡江差町				34.50	42.50	
86	3年漁夫89 (16)	余市郡余市町富沢町 (2名)	—	19.00	16.00	20.00	26.00	
87	3年漁夫88 (17)		—	22.00				
88	6年漁夫91 (29)	無記載 (20名)				25.00	28.00	
89	3年漁夫85 (-)			—	36.50	36.00	36.50	43.90
90	3年漁夫81 (-)			43.00	45.00	47.00		
91	3年漁夫79 (-)			35.50	35.50			
92	3年漁夫84 (-)			36.50	37.00	37.00		47.00
93	4年漁夫75 (-)				35.50	34.50		
94	3年漁夫87 (-)			—	31.00	32.50	34.50	
95	5年漁夫92 (16)					15.00	19.00	
96	4年漁夫80 (-)				34.50	34.50	36.50	45.00
97	3年漁夫91 (-)			—	31.50			
98	3年漁夫78 (-)			36.50		36.50		46.50
99	4年漁夫91 (-)				—	35.00		
100	6年漁夫99 (17)						18.00	—
101	3年漁夫80 (-)			36.50	36.50	36.50	37.50	46.00
102	6年漁夫95 (-)						—	70.00
103	3年漁夫83 (-)			85.00	—	87.00	90.00	95.00
104	3年漁夫76 (-)			34.50	35.00			
105	5年漁夫94 (16)				20.00	26.00	36.00	
106	3年漁夫77 (-)		36.50	36.50	36.50	37.50	47.00	
107	5年漁夫93 (13)				8.50	10.00		

第7表 漁夫の母村別構成

住 所	大正 3年	〃 4年	〃 5年	〃 6年	〃 7年	各村計
秋田県山本郡浅内村	1	1				2
〃 〃 扇淵村				1		1
〃 〃 金岡村	1					1
〃 〃 榊村	2	2	2	2	1	9
〃 〃 澤目村	9	12	14	21	19	75
〃 〃 東雲村	25	19	21	14	12	91
〃 〃 常盤村	4	2	1			7
〃 〃 富根村	3					3
〃 〃 能代町	1	1	2			4
〃 〃 能代港町	1	2		1	3	7
〃 〃 八森村	1					1
〃 〃 埴川村	2	6	4	8	9	29
〃 〃 檜山町	2	2	3	5	5	17
〃 南秋田郡面潟村					1	1
青森県三戸郡市川村	1	5	6	10	7	29
〃 〃 鮫村				1		1
〃 〃 下長苗代村	16	16	16	11	11	70
〃 〃 館村				4		4
石川県珠洲郡		1		1		2
北海道旭川区中嶋		1				1
〃 宗谷郡利尻村	1					1
〃 桧山郡江差町				1	1	2
〃 〃 上ノ国村		2	5			7
〃 余市郡余市町大川町				1		1
〃 〃 〃 富沢町	2					2
無記載または不明	19	18	20	20	25	102
各年計	91	90	94	101	94	470

第8表 漁夫の母村構成 (明治33年～大正7年：大正2年を除く)

住 所	明治 33年	" 34年	" 35年	" 36年	" 37年	" 38年	" 39年	" 40年	" 41年	" 42年	" 43年	" 44年	" 45年	大正 2	" 3	" 4	" 5	" 6	" 7	各村計
青森県二戸郡市川村															1	5	6	10	7	29
" 鮫村																		1		1
" 下長苗代村															16	16	16	11	11	70
" 鯨村																		4		4
秋田県山本郡浅内村										1	1				1	1				4
" 扇瀬村	8									4	2	3						1		4
" 金岡村										2					1					18
" 榊村								1	3	1	1	2	4	1	2	2	2	2	1	22
" 淨目村	22	3	4	6	12	20	17	14	15	18	20	19	21		9	12	14	21	19	266
" 東雲村	11	12	7	15	5	17	17	11	17	14	30	31	24		25	19	21	14	12	302
" 稲梅村							2	1												3
" 常盤村	3	7	7	10	7	7	11	10	15	9	1	3	2		4	2	1			99
" 高根村															3					3
" 能代町															1	1	2			4
" 能代港町			1	1	1	12	6	5	2	4	1				1	2		1	3	45
" 八森村	1					1	1		1						1					6
" 城川村	1	16	24	11	11	15	20	24	20	13	22	19	12		2	6	4	8	9	237
" 桧山村								2	5	12	8	10	8		2	2	3	5	5	62
" 藤琴村	1		1	2																4
" 二ツ井村								1												1
石川県珠洲郡																1		1		2
南秋田郡内川村								1												1
" 面瀬村																			1	1
" 拂戸村											1		1							2
北海道旭川区中嶋																1				1
" 宗谷郡利尻村															1					1
" 桧山郡江差町																		1	1	2
" 上ノ国村																2	5			7
余市郡余市町大川町																			1	1
" " 富沢町															2					2
無記載または不明							1								19	18	20	20	25	108
各年計	47	41	44	45	36	72	75	72	76	78	88	90	78	—	91	90	94	101	94	1312

<脚注>

- 1) 明治 35 年、田尻興吉により発行された「余市市街明細地図」の裏面「余市郡地方有名家紹介表」(町内個人蔵)には「マルニ中村源兵衛 余市町大字山碓町」と「カネマルイチ 中村力蔵 余市町大字山碓町」が確認できる。
- 2) 山田健 「余市地方における鎌定置網漁業権の変遷 - 『免許漁業原簿』の内容を中心として - 』『北海道開拓記念館調査報告』第 28 号 1989 年 P.72-90

大川遺跡における縄文晩期墓壇の特殊な検出事例について

小川 康和

北海道余市郡余市町入舟町21 (余市水産博物館)

I はじめに

余市川河口右岸に位置する大川遺跡(第1図)は大正時代からその名が知られており、1958(昭和33)年には名取武光・峰山巖らと余市町郷土研究会などによる学術的発掘調査が行われ、縄文時代晩期の墓壇が5基確認されたのを始め、数多くの遺物が出土した¹⁾。

その後、1984(同59)年着工の余市川改修事業に伴い、1989(平成元)年から1994(同6)年に亘って発掘調査が行われた²⁾。また1998(同10)年からは同事業とともに、大川橋周辺の道路拡幅や街路事業に伴い、同年より2001(同13)年³⁾、2003(同15)年⁴⁾、2005(同17)年⁵⁾と断続的に発掘調査が実施された。いずれも余市町教育委員会を主体とするものである。この1989年からの計12年間に確認された遺構数・遺物量は膨大なものとなっており、墓壇に関しては縄文時代晩期から近世・近代に亘る1400基余りに上る。そのうち縄文時代晩期に属すると考えられるものは、その可能性があるものを含めると869基を数え、墓壇総数の6割以上を占める。その位置は発掘調査区において南西側に集中する傾向があり、発掘区北東側からの検出は殆ど見られず、北側の発掘区に至っては皆無である(第2図)。この位置的な傾向は大川遺跡が立地する大川砂丘の形成と関わっており、より海側に当たる北東側発掘区の辺りは、それまでに形成された砂丘の西端部として拡大し本格的に陸地化して墓域として利用されるのは続縄文時代以降からであると考えられる。

本稿は大川遺跡において検出された多時期に亘る墓壇の中で、縄文時代晩期に属すると考えられるものの中に見られる特殊な検出事例について紹介し、墓壇の形態的な特徴や伴出遺物の組成などについて分析し、墓壇の埋め戻しの方法などについて考察してみたい。

II 対象事例

<特殊な検出事例>

大川遺跡で検出された縄文時代晩期の墓壇の特殊な検出事例とは、埋土に定型的な封土層が確認されたものである。この封土層に使用された土壌について松田義章氏は「周辺のモイレ岬付近に分布する流紋岩や流紋岩質ハイアロクラスタイトないし流紋岩質軽石凝灰岩の風化物質起源のもの」とであると分析し、また「これらは自然状態の土をそのまま運搬して土壌を埋積したのではなく、何等かの理由で、流紋岩片や、やや発泡した軽石片を人為的に混入させたものである可能性がある」ことも指摘している⁶⁾。この分析により、当該時期の人々が何等かの意図を持って余市川を挟んだ対岸から土を搬入し混合した上で使用した可能性があるという理化学的な証拠を得た。既刊報告書ではこの封土層の土壌を「砂質凝灰岩」や「砂質凝灰岩細粒」、「砂質凝灰岩粗粒」などと表してきたが、本稿では「砂質凝灰岩粒」として統一し報告する。

墓壇の検出状況を詳しく検討すると、遺体を埋葬する際に掘削した土をそのまま埋め戻し、その上面に砂質凝灰岩粒を単に散布したのではなく、埋土の一部に丁寧に埋積し封土としたと考えられるものが少なからず存在する。これについて乾芳宏氏は1998年度の調査報告において当該地域における普遍的な葬法であった可能性が強いことを指摘し、仮称として「大川式葬法」と命名している⁷⁾。しかし869基の晩期墓壇の中には、ごく僅かな量の検出にとどまり周辺の遺構などから偶発的に混入した可能性があるものや、その規模や形状などを含めた検出状況から墓壇である可能性が低いものもある。そのため本稿においては、明らかに砂質凝灰岩粒を「封土」として意図的に利用していると考えられ且つ墓壇である可能性が高い

ものを中心に抽出、その断面図に表れた封土層の形状を分類し、墓壇の規模や主要な伴出遺物の組成などととも表1に示した。なお、1989～1994年度調査分については未報告のものもあるため、本稿の執筆に当たり発掘現場で取得された実測原図と当時の幾人かの調査者が残した記録を参考にした。しかし砂質凝灰岩粒の混入の度合いは墓壇によって差があり、現場での実測者の主観によって記述が異なる場合も考えられる。そのため本稿では上記の条件に加えて、より濃密な砂質凝灰岩粒層が確認された墓壇を対象としており、「砂質凝灰岩粒混じり」とされる層のみの検出に止まるものは極力省いた。

<土層断面の分類>

抽出した墓壇は104基を数え、その断面図中に表れた砂質凝灰岩粒層の形状には一定のパターンが見られる。それらを大まかに以下のように分類し、各群の模式図を第3図に、代表的検出例を第4図に示した。両図ともドットで示した部分が砂質凝灰岩粒層を表している。但し、断面図の取得する位置が統一されておらず、長軸に対しての横断面を取っている場合と縦断面を取っている場合があり、墓壇によっては中心を通らずに偏った位置や長軸に対して斜めに断面図取得位置を設定しているものもある。勿論、状況的にそのようにせざるを得なかったものもあるが、それにより各墓壇で断面図における砂質凝灰岩粒層の表れ方に差異があることを御理解頂きたい。なお各墓壇の断面の分類と詳細や断面図取得位置を表2に示した。A群の中には他群の要素を併せ持つものもあるが、A群の重要性を尊重しA群に属するものとして分類した。各分類に属する墓壇数はA群1類の要素を持つもの8基、A群2類の要素を持つもの13基、B群1類aは29基、B群1類bは19基、B群1類cは8基、B群2類は5基、B群3類は8基、C群1類は6基、C群2類は5基、C群3類は3基となる。

- A群 砂質凝灰岩粒層が縦方向に見られるもの
- 1類 墳底のベンガラ・遺体層に達するもの
 - 2類 墳底のベンガラ・遺体層に達しないもの
- B群 砂質凝灰岩粒層が横方向に見られるもの
- 1類 上面に見られるもの
 - a 最上面に別層が確認され、層の断面がU字形・V字形を呈するあるいは層の下面

- が緩く落ち窪み曲線を描くもの
 - b 最上面にほぼ水平に見られるもの
 - c 最上面から斜めに入り込むもの
- 2類 中位あるいは遺体直上に見られるもの
- 3類 複数の層が見られるもの
- C群 A・B群に属さないもの
- 1類 上面の一部にブロック状に見られるもの
 - 2類 覆土全体に見られるもの
 - 3類 不整形を呈するもの

Ⅲ 分析

抽出した墓壇104基の規模・形状や遺体の頭位方向、土層断面の分類、配石の有無、主要遺物などを表1に示したが、抽出した墓壇の数が限られているため、本章では細分化した分類は避け、群毎の分析を行なった。

<規模・頭位・形状について>

抽出した墓壇の規模の平均値は推定が可能なものも含めると、長軸1.52m、短軸1.05m、深さ0.62mである。なお、深さについては飽くまで確認された面からの深さであり、墓壇本来の掘り込みの深さではない。断面の分類毎の平均値はA群が長軸1.72m、短軸1.15m、深さ0.73m、B群が長軸1.54m、短軸1.07m、深さ0.61m、C群が長軸1.29m、短軸0.81m、深さ0.53mである。A群がやや大型、C群がやや小型である傾向が見られる。

遺体が確認され頭位方向が判明したあるいは推定可能なものは計63基を数え、そのうち北西を中心とした北から西の方角を向くものが36基(57%)、南東を中心に南から東の方角を向くものが21基(33%)、北東が5基(8%)、南西が1基(2%)である。これについてA群は18基のうち北西側12基(67%)、南東側6基(33%)、B群は38基のうち北西側が19基(50%)、南東側が13基(34%)、北東が5基(13%)、南西が1基(3%)、C群は7基のうち北西側5基(71%)、南東側2基(29%)とB群に比してA・C群の北西側の比率がやや高いが全体傾向に反する程とは言えない。また少数ではあるが、2体～5体の合葬も見られる。

墓壇の形状は楕円形あるいは長楕円形が大半を占め、円形を呈するものは104基中14基(13%)と少数である。A群については21基のうち2基(9%)が円形と推定されており全体の比率を下

回る。また前述した規模の平均値についても、A群の長軸：短軸は100：67と抽出墓壙全体の同比100：69を下回り、やや長楕円形に近いものとなっている。また当該時期の墓壙は全体として、壙底からの立ち上がりは概ね急であり、壁はほぼ垂直に立ち上がるものが多い特徴を持つ。

上面の配石については104基中56基(54%)で確認されているが、明確に人為的な配置が想起され墓壙の上部構造であると考えられるものはそう多くはない。墓壙上面で大型の礫が確認されたものは、A群は21基中9基(43%)、B群は69基中40基(58%)、C群は14基中7基(50%)で検出されている。

<出土遺物について>

抽出したものを含め大川遺跡において検出された縄文時代晩期の墓壙から出土した特徴的な遺物として、壙底部からは握石(にぎりいし)・石製勾玉・石製玉類・サメの歯・石器類など、上面あるいは埋土中からは握石・土器・石製勾玉・石製玉類・石器類・土製品類などが挙げられる。特に壙底部からの土器の出土がほぼ皆無であることと握石の出土は注目すべき点である。

ここで握石について説明をしておきたい。晩期墓壙において遺体直上あるいはその周囲から出土する一面が平坦な径5～10cm前後の半球形の礫石器を表す(第5図-1～16)。一つの墓壙に1～3点の出土が見られるが、当該時期の墓壙全てに伴うものではない。概ね比重の大きな石質を選択し使用しているようであり、明瞭な加工痕や使用痕はない。この定型的な礫石器を、縄文時代晩期の特徴的な遺物として畑宏明氏が千歳市美々4遺跡の調査報告において「人骨に同伴した特異な形態の石器」として注目した⁸⁾。また「握石」の命名については、大川遺跡と同じく余市町内に所在する沢町遺跡(第1図)における宮宏明氏の報告によるものである。沢町遺跡では縄文時代晩期前葉と考えられる墓壙からの出土である44点と遺構外出土の14点の計58点が確認されており、報告中に詳細な記述は見られないが、墓壙における出土状況から被葬者の手に握らされていたものであるとの判断により命名に至ったようである⁹⁾。大川遺跡においては墓壙からの出土である41点を中心に計47点出土しており、果たして全てのものが被葬者の手に握らされていたかについては言及しない

が、便宜上本稿においてもこの「握石」の呼称を踏襲する。抽出された墓壙104基のうち握石が出土したものは覆土出土のGP-474・900を含め25基(24%)、縄文時代晩期に属すると考えられる全ての墓壙869基のうち握石が出土したものはわずかに29基(3%)であることと比較すると、その比率は明らかに高い。各分類についてはA群21基中6基(29%)、B群69基中15基(22%)C群14基中2基(14%)であり、A群における握石の出土率が高いことが言える。

ヒスイや蛇紋岩などを主原材料とする勾玉などの石製装飾具(第5図-17～31)については、抽出墓壙104基のうち29基(28%)から出土している。A群については21基のうち9基(43%)、B群については69基のうち16基(23%)、C群は14基のうち4基(29%)と石製装飾具についてもA群の出土率が突出している。

メジロザメ科がその大半を占めるサメの歯¹⁰⁾については、抽出墓壙104基中13基(13%)にて出土、A群21基のうち5基(24%)、B群69基のうち8基(12%)にて出土、C群については出土していない。握石や石製装飾具と同様にA群における出土率が高い。

土器については当該時期の墓壙底部には殆ど見られず、出土した場合も数点の破片のみである。墓壙上面に土器の集中する範囲が確認された墓壙もあるが、完形のは稀である(第5図-33～38)。本章では復元不能の破片を除いて、ほぼ完形もしくはある程度復元された土器を対象とした。完形で出土する場合と壊れた状態で出土する場合、双方とも封土としての砂質凝灰岩粒を埋積後に土器を供えた可能性がある。また壊れた状態で出土した土器の中には、意図的に壊されその場所に丁寧に重ね置かれたと思われる例も見られる。抽出された墓壙104基中21基(20%)から出土、A群は21基のうち7基(33%)、B群は69基のうち13基(19%)、C群は14基のうち1基(7%)であり、やはりA群の出土率が高い。時期としては概ね晩期前葉のものであるが、中葉に属すると思われるものも見られる。これらについては前述のように当該時期に属する墓壙の壙底部から土器の出土は皆無に等しく、ほぼ全点が上部あるいは埋土中から出土し詳細な出土状態が不明なものも多いため、本稿では土器型式による各墓壙の明確な

時期までは言及しない。但し大まかな位置的傾向としては、前葉に属すると思われる墓壇は発掘区西側、中葉に属すると思われるものは同南東側に検出される。

抽出された墓壇からは、これらの主要な遺物の他に少数ながら、土鈴(第5図-32)、土製品類(第5図-39)、腕輪などの漆器類(第5図-40・41)、石枕(第5図-42)などの特徴的な遺物が出土している。特筆すべきはGP-900(第6図・写真3⑦)の出土遺物で、大川遺跡の数ある墓壇の中で唯一の石棒の他に握石、石製垂飾具、土器、サメの歯など本稿で取り上げた特徴的な遺物をほぼ揃えている上、大型の合葬墓であることから、被葬者は集落において特別な人物であった可能性が高いものと考えられる。

IV 考察

<埋葬の工程について>

砂質凝灰岩粒を埋積し封土層を形成する作業について考えてみたい。まず墓壇の一般的な構築工程として、

- ① 墓壇を掘削する
- ② 遺体を壇底に安置する
- ③ 掘削土を埋め戻す

というほぼ定型的なものが考えられ、副葬品を供える場合は②あるいは③の前後に入るものと思われる。しかし本稿で取り上げた墓壇群は検出状況から推察すると、この一般的な工程に別な作業が加わることがなければ成立し得ない。

B群1類はa・b・cともに上記工程の③の後に砂質凝灰岩粒を散布・埋積するという作業が付加される。掘削土(砂)に砂質凝灰岩粒が加わり埋積直後はマウンド状を呈していたが、周囲の土壌との密度の差などから時間の経過とともに降下し、a・cは中心付近が落ち窪んだ顕著なものと考えられる。B群2・3類は上記工程の②～③の間に砂質凝灰岩粒を散布・埋積する作業が加わり、場合によっては③の作業が繰り返されるものと思われる。また、配石を伴うものは各群ともにマウンドを形成する最終段階の前後に石を配置する作業が加わると考えられる。

C群については1・3類の中にB群的な要素を持つものが多く、B群と同様の工程を踏むものと思われる。2類についてはA群的な要素があるものも考えられるが、砂質凝灰岩粒の混入の割合が低

いものが見られ、③の工程の際に掘削土(砂)と砂質凝灰岩粒を混合した上で埋め戻す作業を行なったものと思われる。

A群については埋土のほぼ中央に縦方向に見られる場合が多いが、砂丘上に構築されており水はけがよく乾燥し崩落しやすいという条件と併せて考えると、上記の工程に加えて更に複雑な作業を要するものと思われる。第3図A群2類に示したような砂質凝灰岩粒層の下面あるいは側面が上に向かって開き、層自体の厚さがさほど無い場合は上記工程の③以降に二次的な掘削を行なえば構築可能かとも思われるが、砂質凝灰岩粒層の側面がほぼ垂直に立つあるいは第3図A群1類に示したような下底に対して上底が短い台形状を呈する場合などは単純な二次的掘削では構築は不可能であると思われる。

検出状況を検討した結果、導き出した仮説が枠を使用する方法である。これは上記工程における②の後に遺体を囲むように木やゴザなどで枠を設置し、封土層と周囲との「仕切り」を作り構築するものである。しかし深さが1mを超える掘り込みを持つ墓壇などでは、開口部まで一気に埋め戻すとなると枠の設置などに無理が生じるとされる。しかも1998年度調査の墓壇底の木棺痕跡や2005年度調査の墓壇底の木槨痕跡とされるものが検出されたにも拘らず、木質や植物質のものが残存しにくい砂丘上の立地とは言え、砂質凝灰岩粒層の側面や周囲には枠を設けた痕跡などは確認されていない。

そこで手がかりとなるのが第7図に示したGP-463の断面図である。縦方向に入る砂質凝灰岩粒層の中位より上に褐色砂層と砂質凝灰岩粒と褐色砂との混合層の2層が見られるが、その検出状況から推察すると、壇底から上面までを一気に埋め戻すのではなく、上記工程の①・②の後に壇底から中位に至るまでを第1段階として埋積し、その後第2段階として上位の埋積を行なう工程(第8図)が想起される。間に見られる褐色砂層と混合層の2層は意図して入れたものか偶然入ったものかは判断としないが、段階毎の中間を示すと思われ、GP-463の場合は三段階に分けて埋積作業を行なったと考えられる。この手順を踏めば上記の木枠などを使用する方法も併用が可能であろう。また第一段階として周囲の砂層に比して

より固くしめる砂質凝灰岩粒の性質を生かして、上記工程の①・②の後に杵を使用せずに砂質凝灰岩粒層を遺体の上に積み上げ、その周囲に掘削土（砂）を埋設し、その後第二段階を同様の手順にて行なうといった可能性もないとは言えない。特に砂質凝灰岩粒層の断面が下底に対して上底が短い台形状を呈する場合は、杵を使用しない方法のほうがより埋積しやすいと思われる。

また明確な検出例は無いが、A群に属する墓壙についても開口部の上に蓋を被せるかのようにマウンド状を呈していた可能性もあるため、第8図には第3段階として図化していることを断っておく。

V まとめ

本稿において縄文時代晩期前葉に属する墓壙の砂質凝灰岩粒を使用した封土層について分析・考察する中からいくつかの結論を得た。要点として、

- ① 封土層の入り方には幾つかのパターンが見られる。
- ② 封土層のパターンと墓壙の規模や形状・遺物の組成との関係に際立った傾向は見られないが、A群は楕円形プランがやや長くなり大型化する傾向が見られ、副葬品の出土率も概ね高い。
- ③ 封土層の形成には通常の埋葬作業に別作業が加わり、特にA群は特殊な工程を経ない限り形成は不可能である。

という3点に整理される。

では、川を渡り対岸から土を運び込む、掘削土と搬入土を混合する、面倒な工程を経て丁寧に土を埋積するといった多くの「時間」と「労力」をかけてまで形成された封土層にはどのような意味が込められており、その封土層の各パターンは何を表わすのであろうか。勿論残された者たちが時間や労力をかけて墓壙を構築するのは、被葬者の死を悼む気持ちの表れであると思われる。また、その墓壙に見られる封土層の形状は、文字通り墓に「封」をして死者の魂が蘇り生者たちに危害を加えるのを防ぐ目的なのか、葬送儀礼などと結びついたものか、いずれにしても当時の生死観や葬制を考察する上で重要な類例であることに間違いはないと考えられる。

砂質凝灰岩粒を使用した封土層の類例は、現在のところ大川遺跡以外では確認されていない。町

外の遺跡はおろか、縄文時代晩期前葉とされる163基の墓壙が検出され握石や石製装飾具など大川遺跡と共通した遺物が出土している沢町遺跡においてさえも、封土層は検出されていないのである。これについては大川遺跡が河口近くの砂丘上に位置し砂層を掘り込んで墓壙を構築しているのに対して、沢町遺跡は内陸の丘陵部緩斜面上に位置し凝灰質シルト岩を基盤とするシルト層を掘り込んで墓壙を構築している¹¹⁾という立地上の差が封土層の有無の大きな原因の一つであると思われる。

また各パターンが表すのは被葬者の出自や身分、性別、病症、特に入念に封を施された被葬者は好ましくない死に方をしたのかなどと様々なことが想起されるが、本稿の分析では明解な結論は導き出せなかった。さらに特徴的な遺物である握石のあり方やその意味についても、封土層との関わりも含めて考察の余地は大いにあるが、握石と封土層のいずれも類例が少ないために現状では想像の域を脱さないが、筆者なりの見解を以下に述べておきたい。

本稿で対象とした墓壙には多量の炭化物が検出されたものも見られることから、これらの墓壙は火を用いた葬送儀礼が行われたと考えられる。また多くは厚く入念にベンガラが散布されており、前述の通り勾玉を伴うものも見られる。ベンガラの赤色は生気を与え復活を祈るものであり、勾玉は再生を願うものであるという説もある。また死者に対する哀悼の心情を考慮すると、封土を用いて死者の魂を封じ込めるというのは、「死」に対する畏怖の念を差し引いても矛盾していると感じられる。砂質凝灰岩粒層は形状的には墓壙に封を施したかのごとく見えるが、実は墓壙の構築に関わった人々にとってはそのような意識は無く、死後の世界との境界を設けて惜別の思いを断つためのもであったのかも知れない。また握石については、被葬者の手の位置とは異なる位置からの出土もあり判然としないが、その特殊な出土状況と擦石に似た形状ではあるものの明瞭な使用痕が見られないことから、実用的な利器ではなく祭祀的な意味合いの強いものである可能性が高いと思われる。これらのことから、大川遺跡における縄文時代晩期の墓壙を特徴づける「砂質凝灰岩粒層」と「握石」は葬送に関わる祭祀や儀礼と強く結び付いた

ものと考えたい。晩期前葉において、火を伴う葬送儀礼が執り行われる中で握石を始めとする副葬品が供えられ、埋土には砂質凝灰岩粒層が構築される「大川式葬法」の祖形が確立され、時間の経過とともに火の使用と握石の副葬は見られなくなるが、砂質凝灰岩粒層の構築は受け継がれ晩期中葉の墓塚形態へと移行していくと考えられ、上面に見られる配石についても徐々に減少する傾向が見られる。

大川遺跡の墓制についての様々な疑問はいまだに山積した状態にある。それらに対する答えに少しでも近づく基礎を固めるためにも、今後は未報告となっている検出例を始めとする資料の整理を進め、随時報告をするのは勿論のこと、他地域の資料や民俗や民間伝承などとの比較・検討を重ねて「大川式葬法」を含めた大川遺跡の墓制の解明に努めていきたいと考える。

<脚注>

- 1) 余市町教育委員会・余市町郷土研究会編 1961『郷土研究No.4 大川遺跡』
- 2) 余市町教育委員会 2000『大川遺跡における考古学的調査Ⅰ』
2000『大川遺跡における考古学的調査Ⅱ』
2001『大川遺跡における考古学的調査Ⅲ』
2001『大川遺跡における考古学的調査Ⅳ』
- 3) 余市町教育委員会 2000『大川遺跡(1998年度)』
2001『大川遺跡(1999年度)』
2002『大川遺跡(2000・2001年度)』
- 4) 余市町教育委員会 2004『大川遺跡(2003年度)』
- 5) 余市町教育委員会 2005『大川遺跡(2005年度)』
- 6) 松田義章 1993「大川遺跡における縄文晩期火葬墓の覆土について」 『1992年度大川遺跡発掘調査概報』余市町教育委員会
- 7) 余市町教育委員会 2000『大川遺跡(1998年度)』
- 8) 北海道教育委員会 1977『美沢川流域の遺跡群Ⅰ』
- 9) 青木 誠・宮 宏明 1994「大川遺跡出土の握石とその類例」 『1994年度大川遺跡発掘調査概報』余市町教育委員会
- 10) 宮 宏明・青木 誠 1994「サメの歯とサパンペー余市町大川遺跡墓塚伴出例をめぐって一」
『動物考古学』2 動物考古学研究会
- 11) 余市町教育委員会 1989『沢町遺跡』

<参考文献>

- 市毛 勲 1998 『朱の考古学』 雄山閣
- 岡村道雄 2002 『縄文の生活誌』改訂版 講談社
- 乾 芳宏 2002 「縄文時代晩期から続縄文時代への墓塚変遷—北海道余市町大川遺跡を中心として—」
『地域考古学の展開—村田文夫先生還暦記念論文集—』
- 乾 芳宏 2007 「山岸コレクションの勾玉と大川遺跡」 『玉文化』第4号 日本玉文化研究会

表1 砂質凝灰岩粒層が確認された縄文晩期墓塚一覧

調査年度	墓塚No.	長軸	短軸	深さ	頭位方向	墓塚の形状	断面分類	配石	主要遺物(横底)	主要遺物(上面・埋土)	特記事項
1992	GP-355	2.50	1.80	1.00	北西	長楕円形	B1b+A1	有	握石2, 勾玉2, 石鏃18, 異形石器2, サメの歯5など	壺型土器3など	2体合葬
	GP-399	3.23	1.85	1.19	北東	楕円形	B1a	有	握石2, 玉1, 石鏃6など	石鏃1など	5体合葬?
	GP-402	1.42	0.98	0.56	西	長楕円形	B1a	有	玉10, 剥片など		
	GP-404	1.32	[0.70]	0.75	不明	楕円形?	B3	有			
	GP-405	(1.73)	1.16	0.88	南東	楕円形	A2	有	漆器1, 剥片など		
	GP-406	(1.85)	1.44	0.99	南東	楕円形	A1	有	握石1, 玉2, 漆器1など		
	GP-411	1.68	1.62	0.97	南東	円形	B1b	有	握石1, 石鏃4, 炭化物など		
	GP-424A	1.32	1.00	0.80	南?	楕円形	B1a	有	石斧2, 剥片5, 炭化物など	石鏃1など	
	GP-432	[1.70]	1.15	0.77	北西?	隅丸方形?	B2?	有	勾玉1, 剥片1, 炭化材など	土器片など	
	GP-433	1.70	0.76	1.03	南東	長楕円形	A1	有	握石1, 勾玉1など	土器集中, 石鏃3など	
	GP-438	1.58	0.88	0.81	不明	長楕円形	B1b	有	サメの歯1		
	GP-439	1.35	0.85	0.28	不明	不整形円形	B3	有			3体合葬?
	GP-440	2.82	2.10	0.83	不明	楕円形	B1b	有	石鏃14, 石楯1, 土製品1, 土製品2, サメの歯6, 炭化材など		
	GP-442	1.00	0.70	0.80	不明	楕円形	C1	有			
	GP-445	2.03	1.65	0.73	北西	楕円形	A1	有	握石2, サメの歯37, 石鏃6など	土製品4, 石鏃3, 土器など	2体合葬, 立石あり
	GP-447	1.32	0.55	0.26	東?	長楕円形	B1b	有	握石1など		立石あり
	GP-449	1.93	1.30	1.05	不明	楕円形	B3	有	炭化物など	土器など	
	GP-450	1.50	(1.32)	0.51	南東?	楕円形?	B1a	有			
	GP-455	[0.58]	0.89	0.89	北東	楕円形?	B3	有	サメの歯1など		
	GP-458	1.67	0.86	0.53	不明	長楕円形	C1	有			
	GP-460	1.26	1.12	0.90	南東	楕円形	C3	有	漆塗り腕輪2, 炭化物など	石器1など	
	GP-462	1.62	0.95	0.79	南東	長楕円形	B1a+A2	有	勾玉1, 炭化物など	土器, 石楯など	
	GP-463	1.39	1.09	0.69	北西	楕円形	B1a+A1	有	サメの歯11, 石鏃3, 炭化物など	石鏃2など	小ピット
	GP-470	(1.27)	(0.95)	0.58	南	楕円形	B1a	有	握石1? (痕跡), 石鏃1など		小ピット
	GP-473	[1.95]	1.30	1.01	南東	楕円形	B1c	有	サメの歯32, メノウ原石など	土製品1など	
	GP-474	[1.35]	1.07	0.32	北東?	楕円形	B3	有		土器集中, 握石1など	
	GP-476	1.27	1.01	0.58	北西?	楕円形		有	握石2など	土器, 石斧2など	
	GP-477	1.00	0.89	0.59	南東?	楕円形	B1a	有	櫛(握石?), サメの歯2など	土器など	
	GP-478	[1.20]	1.05	0.70	南東	楕円形	B1b	有	石鏃5, 炭化物など		重葬?
	GP-485	1.35	0.90	0.33	西?	楕円形	B1b	有			
	GP-487	1.05	0.66	0.69	北西?	楕円形	C2	有	炭化材など		
	GP-488	[1.04]	0.82	0.83	北西?	楕円形	A2+B2	有			
GP-493	1.05	0.72	0.54	不明	楕円形	B1c	有	勾玉1, 炭化物など		小ピット2	
GP-499	1.57	(1.10)	0.53	南東	楕円形	B1c	有	握石1, 石鏃1, 樹皮など		2体合葬	
GP-505	1.26	0.84	0.45	南西?	楕円形	B1a	有	握石1など	土器2, 石鏃3など		
GP-575	(1.15)	(1.04)	0.70	不明	楕円形	B1b	有				
GP-583	1.43	0.68	0.34	北東	長楕円形	B1b	有	握石1? (痕跡)			
GP-594	(3.65)	[2.62]	0.54	不明	円形	B1a	有	握石3, サメの歯12, 玉16など		環状配石	
GP-601	(1.88)	(0.95)	0.54	不明	長楕円形	B1b	有				
GP-603	1.54	(0.70)	0.56	北西	長楕円形	B1b	有				
GP-637	(1.30)	(0.76)	0.32	北	長楕円形	C2	有				

調査年度	墓塚No.	長軸	短軸	深さ	頭位方向	墓塚の形状	断面分類	配石	主要遺物(墳底)	主要遺物(上面・埋土)	特記事項
1994	GP-701	(1.28)	1.15	0.43	西	円形	B1a		土器片, 礫など	土製品1, 土器片など	小ピット2
	GP-715	1.34	1.25	0.52	不明	不整形	B1b				
	GP-730	(1.92)	(1.00)	0.37	不明	長楕円形?	B2?	有		石鏃1, 土器片など	
	GP-852	(1.25)	(0.70)	0.62	南東	長楕円形?	B2	有		土器片, 石斧など	
	GP-859	(1.38)	(0.70)	0.51	不明	長楕円形	C1	有	握石2? (うち1は痕跡)など		
	GP-868	[1.62]	[1.42]	0.59	不明	円形	B1c	有?			
	GP-883	(0.77)	0.65	0.59	不明	円形	B1a	有	土器片など		
	GP-884	0.78	0.42	0.45	不明	長楕円形	C2		漆器1, 玉3など		
	GP-887	(2.62)	(2.43)	0.54	不明	円形?	B2		握石2, 勾玉3, 玉8, 漆器1, 石器3など	土器1など	
	GP-888	(1.25)	0.70	0.50	不明	長楕円形?	B1b	有	石鏃1, 土器片など	土器片など	
	GP-892	(1.01)	(0.78)	0.40	南東	楕円形?	B1a		玉5など		
	GP-894	(1.19)	(0.82)	0.40	不明	楕円形?	B2			土器片, スクレイパー1など	
	GP-897	(1.12)	0.82	0.29	不明	楕円形	B3		土器片など	土器片など	
	GP-900	2.06	1.89	0.70	北西	不整形	B1a		土器片1, サメの歯11, 玉36, 石鏃3, 炭化物など	石鏃1, 握石2, 土器片など	4体合葬
	GP-904	1.58	1.07	0.88	南東	楕円形	C+A1		握石1, 土器片, 炭化物など	土器集中, 石鏃3など	
	GP-906	1.15	0.65	0.44	東?	楕円形	B1b	有?	握石2, 石鏃2など	玉10など	
	GP-907	(1.28)	(1.18)	0.57	不明	円形?	A1	有?	玉5, スクレイパー1, 土器片など	石器など	
	GP-909	1.45	1.04	0.47	不明	楕円形	B1c				
	GP-910	1.24	0.78	0.52	北?	楕円形	A2		握石1, 炭化物など	土器1など	
	GP-911	(1.28)	(0.82)	0.63	南東	楕円形	A2		礫など	土器片, 石鏃1など	
	GP-912	(1.14)	(0.92)	0.35	不明	楕円形	B1a			土器片など	
	GP-913	1.57	1.10	0.78	不明	楕円形	B1a	有	握石2? (うち1は痕跡)など	土器片など	
	GP-914	1.48	1.27	0.60	不明	円形	B3	有	握石1, 炭化材など	土器片1など	小ピット3
	GP-920	1.76	1.09	0.75	東	楕円形	B3	有	握石1, 玉16, 炭化材など	土器片など	
	GP-923	(1.28)	0.67	0.62	南東	長楕円形	C1	有	玉2など	土器片など	
	GP-934	(1.14)	(0.69)	0.34	不明	楕円形?	A2?		石鏃1, 炭化材など		
	GP-938	1.29	0.66	0.25	不明	長楕円形	B1b			土器片など	
GP-939	1.21	0.70	0.50	西	長楕円形	B1b	有?	握石1, サメの歯12など	土器片など		
GP-946	1.55	1.40	0.53	北東?	円形	B1c		玉1など		土器片	
GP-947	1.36	0.65	0.35	不明	不整形	C2					
GP-949	(1.53)	0.97	0.55	西	楕円形	C3		玉1など	玉3など		
GP-950	1.48	(1.00)	0.64	不明	楕円形	B1a	有	炭化材など			
GP-954	(1.43)	1.26	0.33	西?	円形?	C2					
GP-957	(1.14)	0.81	0.22	不明	楕円形	C3	有	握石2? (うち1は痕跡)など			
1998	P-1	1.58	1.14	0.65	北北西	楕円形	B1b?	有		土器集中, 土製品6など	香炉型土器
	P-2	1.56	0.88	0.44	北北西	長楕円形	B1b	有		石鏃2など	
	P-9	1.87	1.32	0.79	不明	楕円形	B1c	有		土器3など	
	P-11	(1.86)	1.32	0.84	北西?	楕円形?	B1a			石斧7, 石鏃3など	壁面に副葬ピット?
	P-16	(1.75)	(1.54)	0.51	北北西	楕円形?	B1a?		勾玉2, 玉3など		2体合葬?
	P-20	[1.14]	[0.88]	0.42	不明	長楕円形	C1			勾玉1など	遺体を包む有機物?
	P-25	[1.06]	[0.49]	0.62	北北西	楕円形?	B1b			玉162など	
	P-44	[1.79]	[1.11]	0.75	北北西	楕円形?	B1a		土器片など	壺型土器1など	彩色土器

調査年度	墓蔵No.	長軸	短軸	深さ	頭位方向	墓蔵の形状	断面分類	配石	主要遺物(壊底)	主要遺物(上面・埋土)	特記事項
2001 本多地点	P-6	[1.53]	0.97	0.72	不明	楕円形	B1a		炭化材など	土器、玉など	
	P-7	1.28	1.26	0.51	不明	円形	B1a	有	土器片など	土器片など	
	P-14	[0.94]		0.86	不明	不明	B1a			土器片など	
2005	P-20	1.86	1.16	0.39	西北西	長楕円形	A2		勾玉1, 玉204など	土器片など	
	P-21	[0.72]	[0.99]	0.58	不明	楕円形?	B1b+A2			土器片、剥片など	
	P-22	1.37	(1.37)	0.72	北西	円形	B1a		玉2など		
	P-28	1.10	0.81	0.38	不明	楕円形	B1a			石鏃1, 土器片など	
	P-29	1.21	0.72	0.45	不明	長楕円形	B1a				
	P-38	1.61	0.96	0.69	西北西	長楕円形	C1		土器片など		
	P-43	[0.52]	[0.97]	0.84	西北西	不明	A2		勾玉1, 玉3など		
	P-44	1.20	0.79	0.65	不明	楕円形	B1a	有?		土器集中	
	P-45	1.41	1.01	0.94	北西	楕円形	B1a	有?		土器片など	
	P-53	1.57	1.55	0.79	不明	円形	B1a			土器集中	
	P-65	[1.05]	[1.10]	0.87	北西?	円形?	A2		サメの歯222など	石鏃1, 土器片など	
	P-68	1.70	1.29	0.83	西	楕円形	A2				木彫痕跡
	P-70	1.73	1.15	0.49	西	楕円形	B1b				木彫痕跡
	P-86	[0.97]	[1.18]	0.41	北西	楕円形?	A1		勾玉1, 玉118など		木彫痕跡
	P-93	1.73	1.28	0.71	西	楕円形	A2		勾玉1, 漆製品など		木彫痕跡
P-105	[1.28]	1.11	0.74	北西	楕円形?	B1a?			勾玉1, 土器4など		
P-106	1.63	1.04	1.01	西北西	楕円形	B1a?				木彫痕跡	
P-108	1.84	1.57	0.74	北西?	楕円形	A2		サメの歯119など	土器3など	木彫痕跡	

* 墓蔵No.の欄が斜体になっているのは未報告を表す ** 長軸および短軸の数字に付されている()は推定, []は現状を表す *** 長楕円形は短軸が長軸の60%以下のものとした

<第4図掲載遺構>

- A1 GP-355
 - A2 GP-462
 - B1a GP-913
 - B1b GP-939
 - B1c GP-493
 - B2 GP-852
 - B3 GP-914
 - C1 GP-458
 - C2 GP-433
 - C3 GP-460
- 遺構図は全て縮尺1/50

<第6図掲載遺物>

- 1~29 GP-900出土
- 遺構図は縮尺1/30
- 1~3・7については縮尺1/5
 - 4~6・8~29については縮尺1/3

<第5図掲載遺物>

- 1・2・17・18・35~37 GP-355出土
 - 3・4・39 GP-445出土
 - 5・6・21~26 GP-887出土
 - 7・8 GP-906出土
 - 9・10 GP-951出土
 - 11・27 GP-433出土
 - 12 GP-499出土
 - 13・33・34 GP-505出土
 - 14 GP-904出土
 - 15 GP-910出土
 - 16 GP-913出土
 - 19 GP-462出土
 - 20 GP-432出土
 - 28~31 GP-914出土
 - 38 GP-939出土
 - 40~42 GP-460出土
- 1~16・32~42については縮尺1/5
17~31については縮尺1/3

<第7図掲載遺構>

- GP-463 縮尺1/30

表2 各墓塚における砂質凝灰岩粒層の検出状況一覧
<A群>

調査年度	墓塚No.	断面分類	断面位置	詳細
1992	GP-355	B1b+A1	横断面	上層は最上面を横方向全面に広がる(厚さ20cm)、下層は埋土中央より縦方向に入り込みラフコ状に入り込み遺体層を覆う(厚さ70cm)
	GP-405	A2	横断面	最上面中央より縦方向に埋土下位まで入り込むが遺体層には達しない(厚さ50cm)
	GP-406	A1	斜断面	上面を攪乱され未確認であるが埋土上層には中位から縦方向に入り込み遺体層を覆う(厚さ60cm)
	GP-433	A1	横断面	墓塚の掘り込み外側にも砂質凝灰岩粒層を確認、最上面には見られないが埋土上層よりほぼ全面に広がる(厚さ80cm)
	GP-445	A1	縦断面	上面未確認、埋土下位より縦方向に入り込み遺体層を覆う(厚さ50cm)
	GP-462	B1a+A2	横断面	最上面はほぼ中央に横方向の広がりが見られるがその下層は斜めに入り込み縦方向に入り中位以下は斜めに入り込む、炭化物混入層を伴う
	GP-463	B1a+A1	横断面	平面図では墓塚長軸に沿って分布、最上面より遺体層まで褐色砂層を挟み中央を縦方向に入り込む(厚さ55cm)、炭化物混入層を伴う
	GP-488	A2+B2	斜断面	上層は最上面中央からすれ縦方向に入り込む(厚さ30cm)、下層は壁面に沿って埋土下位に斜めに見られベンガラ層を覆う
	GP-904	C3+A1	横断面	最上面より埋土中央まで砂質凝灰岩粒層(炭化物・ベンガラ混入)・埋土中位より中央縦方向に入り込み層あり
	GP-907	A1	偏縦断面	最上面よりU字形に入り込み(厚さ20cm)B1aに近いが縦方向に強く見られる、その上下面には砂質凝灰岩粒と炭化物混入層
2005	GP-910	A2	横断面	最上面片側に偏り見られる(厚さ25cm)が形状としてはB1bとの中間
	GP-934	A2?	横断面	掘乱により部分的に消失するが上面より埋土下位まで縦方向に入り込む(厚さ20cm)と思われ、下位層はベンガラ・砂質凝灰岩粒混入層
	P-20	A2	斜断面	平面図では墓塚開口部中心からややすれ小範囲として検出、最上面中央に縦方向に入り込む(厚さ17cm)
	P-21	B1b+A2	斜横断面	最上面はほぼ全面を覆い中央部を埋土下位まで縦方向に入り込む(厚さ40cm)
	P-43	A2	横断面	最上面中央にやや縦やかではあるが縦方向に入り込む(厚さ25cm)、B1aの可能性あり(U字形の下端)
	P-65	A2	偏横断面	平面図では墓塚開口部ほぼ全面を覆うように不整形を成す、埋土中央より中位に縦方向に見られる(厚さ25cm)
	P-68	A2	斜横断面	平面図では墓塚開口部中央に不整形を成す、最上面中央より縦方向に中位まで入り込み(厚さ35cm)逆台形を呈す、周囲にベンガラ層を伴う
	P-86	A1	横断面	平面図では墓塚開口部ほぼ中央に小範囲として検出、最上面中央より縦方向に入り込み遺体層に達する(厚さ30cm)
	P-93	A2	横断面	平面図では墓塚と長軸を同じくして広がる、最上面中央より縦方向に入り込み遺体層には達せず木柵?直上で止まる(厚さ35cm)
	P-108	A2	横断面	平面図では墓塚開口部ほぼ中央に不整形を成す、最上面中央より縦方向に埋土中位まで入り込み(厚さ40cm)逆台形を呈する

<B群>

調査年度	墓塚No.	断面分類	断面位置	詳細
1992	GP-399	B1a	横断面	平面図ではベンガラ・炭化物混入層を伴い墓塚開口部と中心がややずれ、開口部ほぼ全面に横方向に広がる(厚さ30cm)
	GP-402	B1a	斜断面	最上面はほぼ中央より厚いV字形を呈し入り込む(厚さ30cm)、上面の一部にも小さく斜めに入り込む層
	GP-404	B3	縦断面	一部を攪乱により消失、上層は埋土上層から中位にかけて縦いU字形(厚さ20cm)、下層は中位に薄くU字形(厚さ7cm)を呈すと思われる
	GP-411	B1b	偏縦断面	砂質凝灰岩粒層が最上面はほぼ中央を横方向に広がる(厚さ15~20cm)、層下層はやや不整
	GP-424A	B1a	斜断面	砂質凝灰岩粒層が最上面よりV字形に入り込む(厚さ10cm)が、埋土中位にてラフコ状に広がる、下層には炭化物混入層
	GP-432	B2?	縦断面	上面は削平され未確認、埋土中位より遺体直上に横方向に広がる(厚さ20cm)、混入層を合わせると埋土全体を覆う、炭化物混入層を伴う
	GP-438	B1b	縦断面	砂質凝灰岩粒層が最上面の一部を横方向に広がる(厚さ13cm)、中位にも部分的に混入層が見られる、下位層に炭化物混入
	GP-439	B3	縦断面	最上面中央からややすれ横方向に1層(厚さ6cm)、さらに離れて1層が斜めに入り込む(厚さ3cm)
	GP-440	B1b	偏縦断面	最上面の一部を横方向に広がる(厚さ10cm)
	GP-447	B1b	横断面	最上面はほぼ全面を横方向に広がる(厚さ35cm)、ベンガラが混入
	GP-449	B3	横断面	上層は最上面を横方向全面に広がる(厚さ15cm)、下層は不整で炭化物層や遺体を覆う(厚さ15cm)
	GP-450	B1a	縦断面	埋土上層から中位に厚めにU字形に入り込む(厚さ15cm)、周囲に炭化物混入層
	GP-455	B3	偏横断面	砂質凝灰岩粒層が墓塚開口部外から縦やかに入り込む(厚さ15cm)、中位にもやや不整な層が見られる(厚さ10cm)
	GP-470	B1a	縦断面	一部をGP-467B(縄文晩期?)に切られるが最上面より縦やかに入り込む(厚さ8cm)
	GP-473	B1c	縦断面	最上面より埋土全体に斜めに入り込む(厚さ40cm)やや不整形を呈す、ベンガラ混入層を伴う、GP-499の検出状況に近似
	GP-474	B3	縦断面	一部をGP-456(縄文?)に切られるが上層はU字形を呈すと思われ、下層は混入層で遺体層を覆う(厚さ13cm)
GP-476	B1c	縦断面	最上面より薄く斜めに入り込む(厚さ6cm)	

<B群>②

調査年度	墓藏No.	断面分類	断面位置	詳細
1992	GP-477	B1a	縦断面	最上面よりU字形に入り込む(厚さ7cm)。最上層は炭化物混入層、GP-505の検出状況と近似
	GP-478	B1b	縦断面	一部をGP-477(斜線文?)に切られるが最上面ほぼ中央に横方向に見られる(厚さ14cm)、下面はやや不整
	GP-485	B1b	縦断面	最上面ほぼ全面に横方向に広がる(厚さ7cm)
	GP-493	B1c	斜断面	最上面よりやや直線的に斜めに入り込む(厚さ15cm)
	GP-499	B1c	斜断面	最上面より斜めに入り込み(厚さ25cm)やや不整形を呈する、GP-473の検出状況に近似
	GP-505	B1a	斜断面	最上面よりV字形に入り込む(厚さ12cm) 最上層は炭化物混入層、GP-477の検出状況に近似
	GP-575	B1b	斜断面	砂質凝灰岩粒混入層が最上面ほぼ全面に広がる(厚さ30cm)
	GP-583	B1b	縦断面	最上面中央に横方向に広がる(厚さ7cm)
	GP-594	B1a	横断面	砂質凝灰岩粒混入層が最上面より埋土下位まで長く厚いU字形を呈し入り込む(厚さ30cm)
	GP-601	B1b	横断面	最上面ほぼ全面に横方向に見られる(厚さ10cm)
	GP-603	B1b	偏斜断面	最上面全面に横方向に広がる(厚さ20cm)、同層に炭化物混入
	GP-701	B1a	偏横断面	砂質凝灰岩粒混入層が最上面より埋土下位まで広がる(厚さ25cm)、同層に炭化物混入
1994	GP-715	B1b	砂質凝灰岩粒混入層が最上面全面に横方向に広がる(厚さ15cm)、同層に炭化物混入	
	GP-730	B2?	偏横断面	現状の最上面ほぼ中央に横方向に広がる(厚さ12cm)が上下に砂質凝灰岩粒混入層が見られる、一部に炭化物混入
	GP-852	B2	斜縦断面	埋土全体に砂質凝灰岩粒・炭化物混入、中位に厚めに横方向の広がりが見られ(厚さ25cm)その中にベンガラ層を確認
	GP-868	B1c	斜断面	最上面より斜めに入り込む(厚さ8cm)、その下位層は炭化物層、周囲は砂質凝灰岩粒混入層
	GP-883	B1a	斜断面	最上面よりやや厚めにV字形に入り込む(厚さ25cm)、直下には砂質凝灰岩粒・炭化物混入層
	GP-887	B2	縦断面	埋土中位から下位にU字形を呈して広がる(厚さ13cm)、同層およびその周囲に炭化物混入
	GP-888	B1b	斜縦断面	平面図では墓壇開口部と中心がずれ外にも分布、一部を別遺構に切られるが最上面横方向に薄く広がる(厚さ5cm)、下位層に炭化物混入
	GP-892	B1a	縦断面	一部を攪乱により消失、最上面より緩くU字形に入り込む(厚さ10cm)ものか、下位層に炭化物混入
	GP-894	B3	縦断面	一部をJH-111に切られるが上層は斜めに入り込みU字形を呈する?(厚さ7cm)、下層は中位から遺体直上まで横方向に広がる(厚さ20cm)
	GP-897	B2	横断面	埋土全体に砂質凝灰岩粒混入、遺体直上に薄く横方向に見られる(厚さ5cm)
	GP-900	B1a	縦断面	上面中央に厚く緩やかなU字形に入り込む(厚さ30cm)、その上面には砂質凝灰岩粒混入層
	GP-906	B1b	横断面	平面図では短軸に沿って小範囲を確認、最上面に横方向に見られ(厚さ15cm)炭化物層が斜めに入り込む
1998	GP-909	B1c	横断面	最上面ほぼ中央より斜めに入り込む(厚さ8cm)、周囲は砂質凝灰岩粒・炭化物混入層
	GP-912	B1a	偏斜断面	最上面よりやや不整にV字形に入り込む(厚さ10cm)、周囲は砂質凝灰岩粒・炭化物混入層
	GP-913	B1a	斜横断面	最上面より緩やかにU字形に入り込む(厚さ10cm)、その上下に薄く炭化物層とベンガラ層が見られる
	GP-914	B3	偏横断面	上層は埋土中位から下位にかけて横方向に入る(厚さ18cm)、下層は遺体層を覆う(厚さ5cm)、埋土全体に砂質凝灰岩粒・炭化物混入
	GP-920	B3	横断面	上層は厚めに埋土上位に入る(厚さ15cm)、下層は上位から中位にU字形(厚さ10cm)、ベンガラ層を伴う、埋土全体に砂質凝灰岩粒・炭化物混入
	GP-938	B1b	縦断面	最上面片側に偏り横方向に見られる(厚さ10cm)、下面はやや不整
	GP-939	B1b	斜横断面	埋土上位に(厚さ20cm)横方向に広がりが厚さは均一、上下の層は砂質凝灰岩粒混入層
	GP-946	B1c	横断面	砂質凝灰岩粒混入層が最上面より斜めに入り込み遺体・ベンガラ層に達する(厚さ8cm)
	GP-950	B1a	偏斜断面	最上面よりU字形に入り込む(厚さ5cm)、上下位層に炭化物混入層、下位層にベンガラ混入層
	P-1	B1b?	縦断面	平面図では墓壇開口部と中心がずれる、最上面横方向に薄く広がる(厚さ10cm)が部分的に厚く入り込む(厚さ30cm)
	P-2	B1b	横断面	平面図では墓壇開口部と長軸を同じくして広がる、最上面中央を横方向に入る(厚さ15cm)、下面はやや不整
	P-9	B1c	偏縦断面	平面図では墓壇開口部と長軸を同じくして広がる、最上面中央に斜めに入り込む(厚さ13cm)
P-11	B1a	横断面	平面図では墓壇開口部中央に環状に検出、最上面中央にU字形に入り込む(厚さ10cm)	
P-16	B1a?	斜断面	攪乱により一部を消失、最上面よりU字形に入り込む(厚さ12cm)、下位層に炭化物混入層	
P-25	B1b	斜縦断面	最上面中央に横方向に広がる(厚さ10cm)	
P-44	B1a	縦・横断面	攪乱により一部を消失、最上面よりやや厚めにU字形に入り込む(厚さ20cm)と思われる	

<B群>③

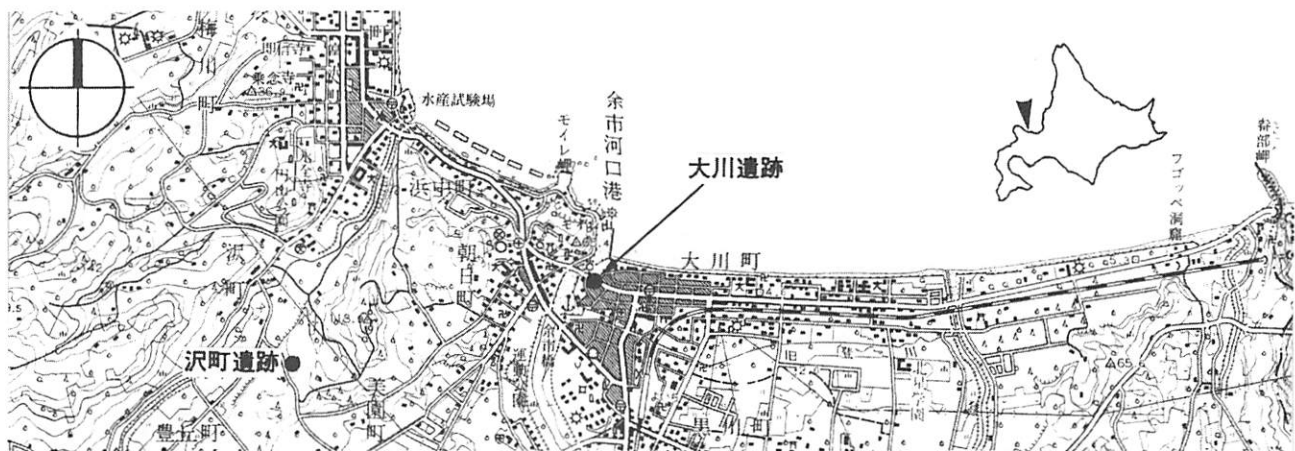
調査年度	墓塚No.	断面分類	断面位置	詳細
2001 本多地点	P-6	B1a	横断面	平面図では一部を攪乱されるが開口部ほぼ全面を覆う。最上面中央よりU字形に入り込む(厚さ18cm)。上位層は砂質凝灰岩粒混入層
	P-7	B1a	斜断面	砂質凝灰岩粒混入層が最上面よりU字形に入り込む(厚さ5cm)
	P-14	B1a	偏斜断面	最上面は攪乱により消失。砂質凝灰岩粒混入層が横方向に厚く広がる(厚さ40cm)。下位層は炭化物混入
2005	P-22	B1a	横断面	平面図では墓塚開口部ほぼ中央に不整形を成す。最上面中央よりU字形に入り込み(厚さ20cm)下面はやや不整
	P-28	B1a	横断面	平面図では墓塚と長軸を同じくして広がる。最上面中央より薄くU字形に入り込む(厚さ10cm)
	P-29	B1a	横断面	最上面中央よりU字形に入り込む(厚さ10cm)
	P-44	B1a	横断面	平面図では墓塚と長軸を同じくして広がる。最上面中央よりU字形に入り込む(厚さ15cm)
	P-45	B1a	横断面	平面図では墓塚と長軸を同じくして広がるが一部が開口部よりみ出す。最上面中央よりU字形に入り込む(厚さ40cm)
	P-53	B1a	横断面	平面図では墓塚開口部中央に同心円状を成す。上面より緩やかなU字状を呈し入り込む(厚さ5cm)
	P-70	B1b	横断面	平面図では墓塚開口部中央に不整形を成す。本柩?直上ほぼ中央に横方向に見られる(厚さ10cm)。A2の可能性あり
	P-105	B1a?	横断面	平面図では墓塚と長軸を同じくして広がる。最上面中央より覆土中位にかけて厚めにU字状を呈する(厚さ25cm)
	P-106	B1a?	横断面	平面図では墓塚と長軸を同じくして広がる。最上面中央より覆土中位にかけて厚めにU字状を呈する(厚さ25cm)

<C群>

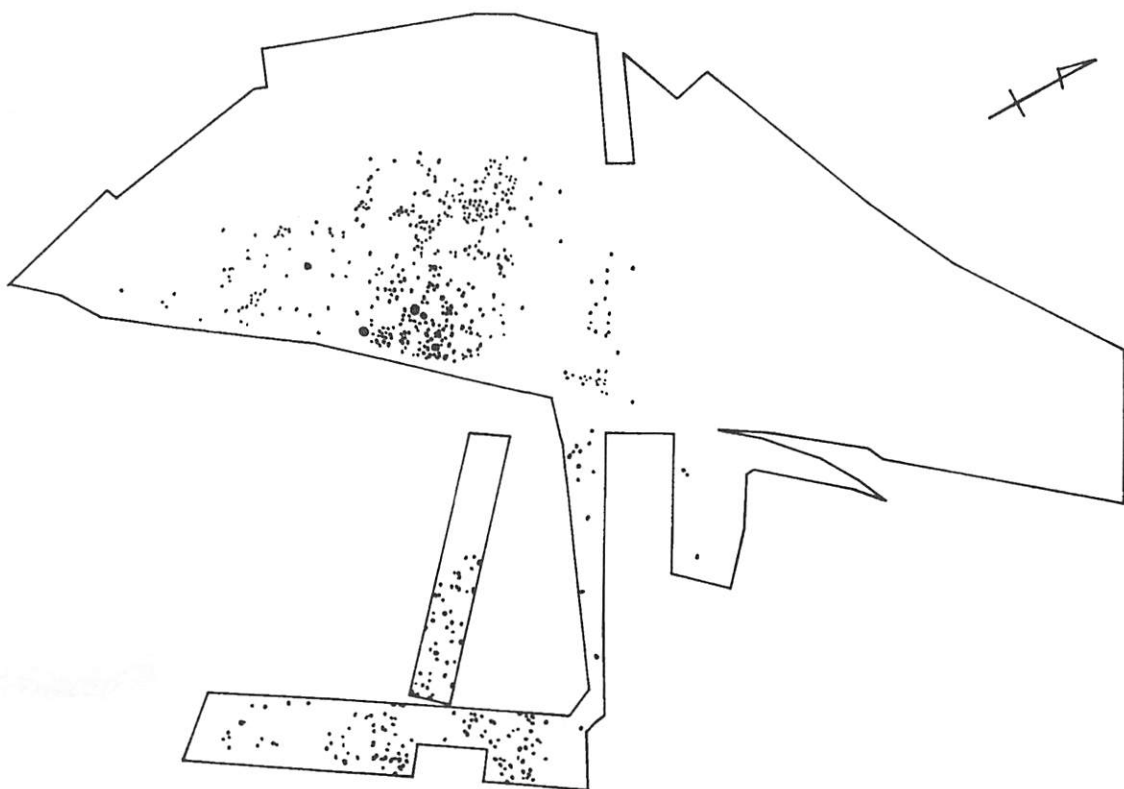
調査年度	墓塚No.	断面分類	断面位置	詳細
1992	GP-442	C1	横断面	最上面の一部に塊状に見られる(厚さ25cm)。下位層に炭化物混入
	GP-458	C1	偏横断面	最上面よりやや厚めに斜めに(B1c的要素)入り込む(厚さ20cm)。焼土が混入
	GP-460	C3	偏横断面	最上面よりやや不整なV字形を呈する(厚さ25cm)が頂点で褐色砂層を挟む。埋土下位にも1層確認。B3的要素あり。最上面にベンガラ混入層
	GP-487	C2	縦断面	最上面よりベンガラ・遺体層に至るまで埋土全体に入る(厚さ65cm)。上面中央に褐色砂層が見られる(B1b的要素)
	GP-637	C2	斜断面	埋土のほぼ全体に砂質凝灰岩粒混入層(厚さ20cm)。炭化物が少量混入
	GP-859	C1	縦断面	最上面の一部に横方向に入る(厚さ5cm)。埋土中位の一部にも見られる(厚さ12cm)。B3的要素あり。両層の周囲は砂質凝灰岩粒混入層
	GP-884	C2	横断面	埋土全体に砂質凝灰岩粒が見られる(厚さ35cm)
1998	GP-923	C1	横断面	最上面にブロック状に入り込む(厚さ14cm)
	GP-947	C2	偏横断面	埋土のほぼ全体に砂質凝灰岩粒が見られる(厚さ28cm)。炭化物が少量混入
	GP-949	C3	横断面	最上面よりU字状・V字状に入り込む(厚さ5~7cm)。周囲に炭化物・ベンガラ混入層。B群の要素あり。下位層には砂質凝灰岩粒混入層
	GP-954	C2	横断面	埋土のほぼ全体に砂質凝灰岩粒の混入が見られる(厚さ25cm)。炭化物が多量に混入
	GP-957	C3	斜横断面	最上面に横方向に見られるが下面は斜め(厚さ15cm)。B群の要素あり。下位層に砂質凝灰岩粒が混入
	P-20	C1	横断面	最上面より小範圍ながら中央とは逆方向に斜めに入り込む(厚さ5cm)
	P-38	C1	偏横断面	平面図では墓塚開口部と中心がずれ小範圍として検出。最上面中央にブロック状に入り込む(厚さ20cm)。B群の要素あり

* 墓塚No.の欄が斜体になっているのは未報告を表す

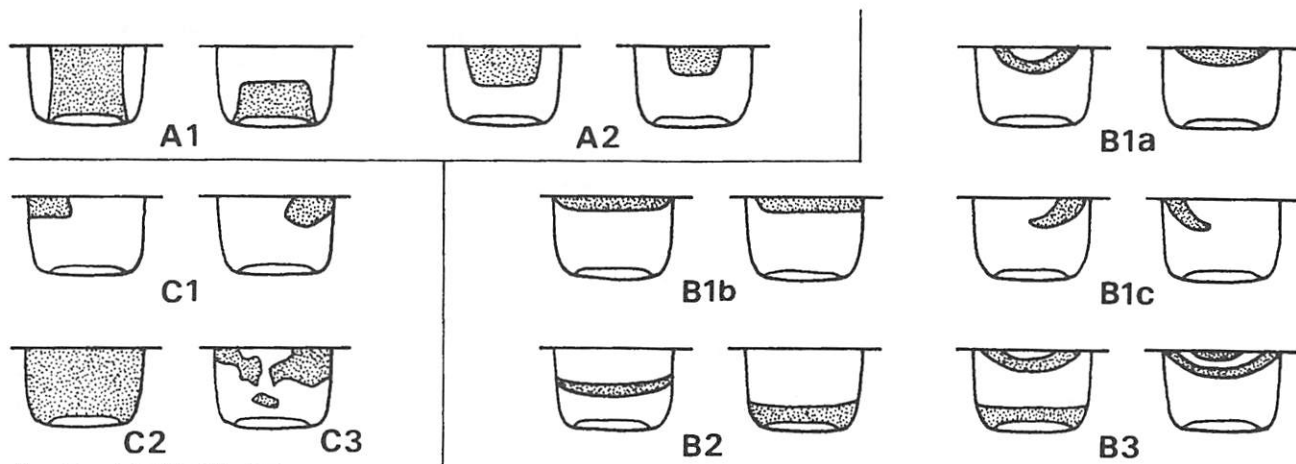
* 断面図の取得位置については墓塚長軸に沿うものは縦断面、短軸に沿うものは横断面、向きが長・短軸に合っているが位置が偏るものは偏〇〇、向きが合わない場合は斜〇〇とした



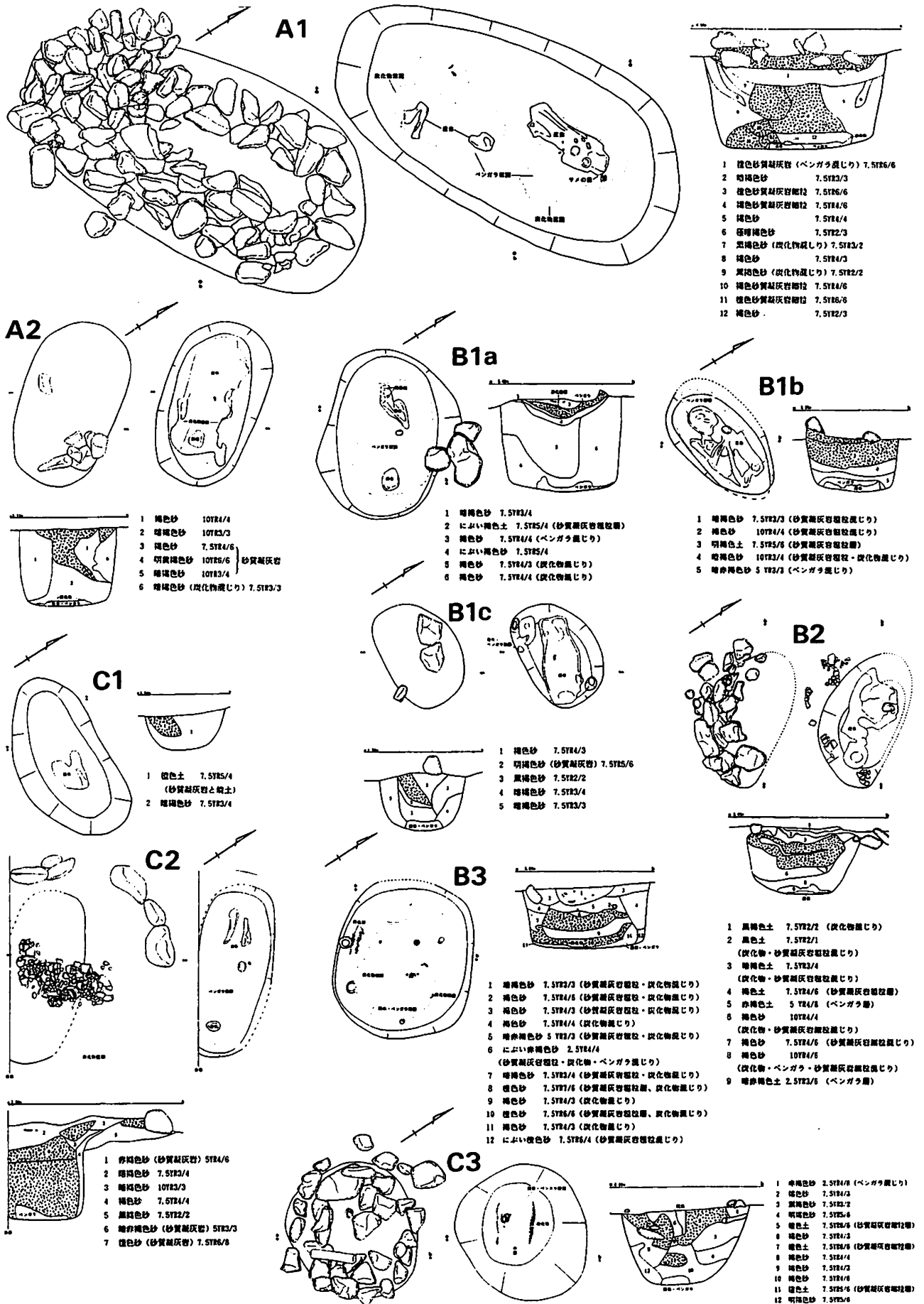
第1図 大川遺跡の位置(縮尺1: 50,000)



第2図 縄文時代晩期墓壇の分布(縮尺1: 2,000)



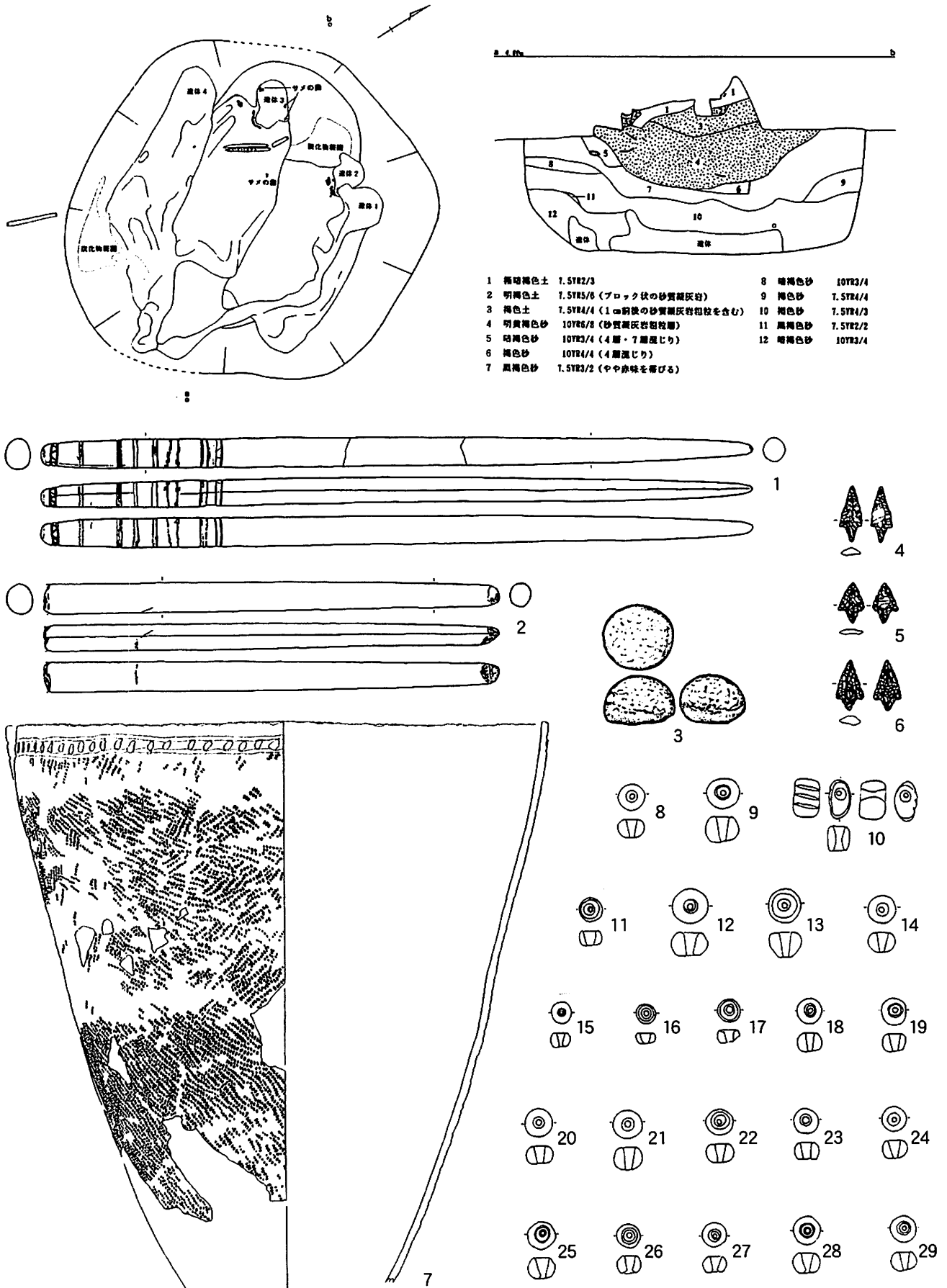
第3図 土層断面模式図



第4図 各群検出例



第5図 出土遺物



第6図 GP-900の検出状況と出土遺物

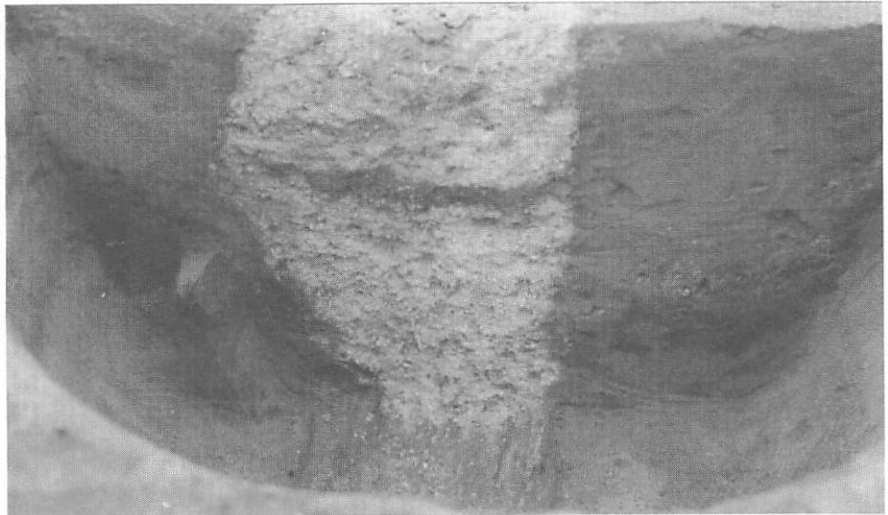
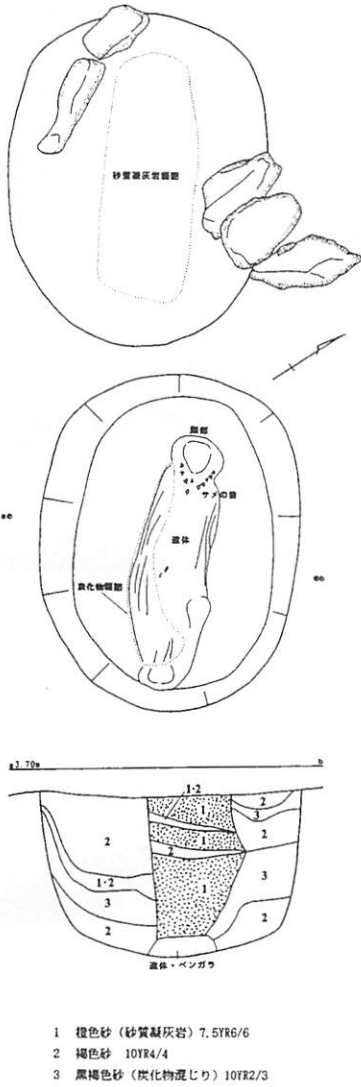


写真1 GP-463断面

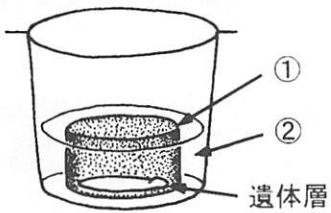


写真2 GP-463全景



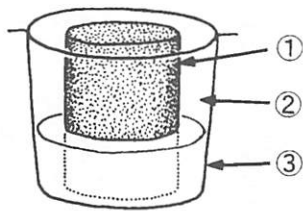
第7図 GP-463の検出状況

<第1段階>



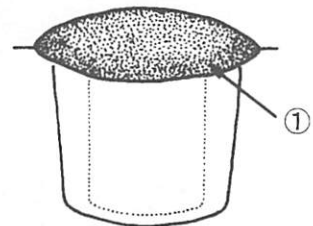
- ① 砂質凝灰岩粒を埋設 (周囲に枠を設置?)
- ② 掘削土を埋設

<第2段階>



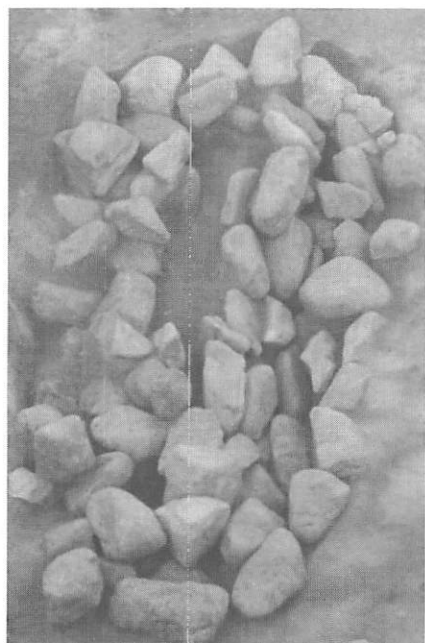
- ① 砂質凝灰岩粒を埋設 (周囲に枠を設置?)
- ② 掘削土を埋設
- ③ 第1段階にて埋設済み

<第3段階>



- ① 砂質凝灰岩粒を散布・埋設

第8図 仮説に基づく埋積工程模式図



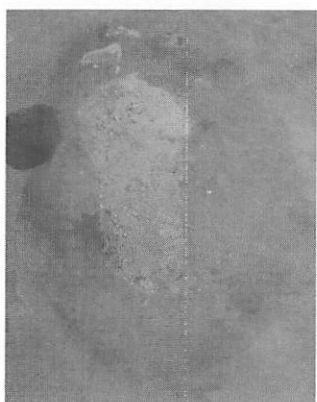
① GP-355 上面



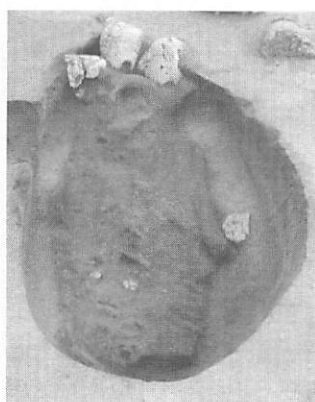
② GP-355 壙底部



③ GP-462



④ GP-583 上面



⑤ GP-583 壙底部



⑥ GP-852 断面



⑦ GP-900



⑨ GP-904 断面



⑧ GP-939



⑩ GP-914 断面

写真3 各墓壙の検出状況

大谷地貝塚出土の遮光器土偶について

乾 芳 宏

北海道余市郡余市町入舟町21（余市水産博物館）

I はじめに

平成19年（2007）6月に函館市（旧南茅部町）著保内野遺跡出土の縄文時代後期後半と思われる中空土偶が北海道では第1号、全国では新潟県十日町出土の火焰土器、長野県茅野市出土の土偶に次ぐ3番目の考古資料の国宝に認定されたことは周知のことである。この土偶は全長41.5cmの大形全身像で、写実性に富み、かつ漆で彩色されているなど精巧に製作された優品である。

今回紹介する土偶は、縄文時代晩期に東北地方に栄えた亀ヶ岡文化特有のもので遮光器土偶と称されているものである。この名前の由来は土偶の眼が極端に誇張されていることから、坪井正五郎（東京帝国大学理学部教授）が極北地方の民族が氷雪の生活の中で反射光を避けるために使用する眼鏡に類似していると指摘したことに始まり、いつしか一般化して今日に至っている¹⁾。

この土偶は大正14年（1925）に清野謙次（京都帝国大学医学部教授）が大谷地貝塚を発掘した際に出土したもので初めて紹介されたのは昭和44年（1969）に刊行された『日本貝塚の研究』²⁾であった。現在は天理大学附属天理参考館に収蔵されており、平成14年（2002）年10～11月に東京都天理ギャラリーで開催された第117回展「古代の北海道」において一般公開されたことがある³⁾。

昨年12月、筆者は天理大学附属天理参考館を訪ね、収蔵されているこの土偶を実測してきましたので観察と考察をふまえてここに報告するものである⁴⁾。

II 大谷地貝塚と遮光器土偶

(1) 大谷地貝塚の発掘経緯

大谷地貝塚は現在の海岸線から南へ約600m、登川右岸の標高5mほどの黒川砂丘上に立地する遺跡であり、縄文時代中期後半から後期初頭に編年される余市式土器の標識遺跡でもある。この遺跡は日本

海沿岸に存在する貴重な貝塚であることから平成12年（2000）に貝塚を含めた一帯が国指定史跡となり保存されている⁵⁾。

清野謙次は、岡山県立医学校長兼病院長である清野勇の長男として明治28年（1885）に岡山市に生まれ、京都帝国大学医科大学を卒業後、ドイツのフライブルク大学で生体染色を研究する。帰国後は京都大学微生物学講座の教授となり、昭和13年（1938）に辞職している。昭和23年（1948）に栃木県の厚生科学研究所長を務め、昭和30年（1955）年に自宅で心臓病により急逝している。氏は大正11年（1922）に生体染色研究に対し、帝国学士院賞を受賞するなど世界的権威者であったが、幼少のころから考古学の趣味をもち、大正8年（1919）に岡山県津雲貝塚の発掘に参加した頃から、出土した縄文人骨に興味を抱くことになった。自ら「私の表芸は病理学、裏芸は人類考古学である」と称していたらしい⁶⁾。

清野が大谷地貝塚の発掘をした頃の日本考古学会（明治29年設立）および人類学会（明治17年設立）の情勢であるが、明治時代末期から大正時代にかけては石器時代における先住民族論争の揺籃期であった。

坪井正五郎（東京帝国大学理学部教授）はアイヌ民族の伝承から、コロボックル説（アイヌ語で藪の下の人）を強調し、小金井良精（東京帝国大学医科大学教授）、鳥居竜蔵（東京帝国大学人類学教室）は反コロボックル説であるアイヌ説を主張する。その後、清野謙次、長谷部言人（東北帝国大学医学部教授）は膨大な人骨の研究を基に新たに原日本人説を提唱することとなる⁷⁾。

清野は津雲貝塚の発掘調査以降、氏の研究課題として古代人骨を数多く発掘して、これを計測して日本人種の生成過程を考究すること、考古学と人類学との研究史を訳す目的で学史資料を蒐集して考究すること、古代人骨を発掘する時に出土した文化的遺

物が多数あるので、これらに対して考古学的考察をすることを大きな三本柱とし、『古代人骨の研究に基づく人種論』、『日本考古学・人類学史』、『日本貝塚の研究』でその成果は達成することとなる⁸⁾。

このように全国的に精力的な貝塚の発掘調査をした目的はあくまでも古人骨の収集を意識したもので、その一つとして大谷地貝塚が浮上したのである。

発掘にいたる経緯について大正7年(1918)に寺田貞次(小樽商業高校教授)が「北海道小樽附近古代住民の遺跡に就いて」と題して『考古学雑誌』⁹⁾に大谷地貝塚の報告をしたのに興味を抱いたのが発端である。氏は大正14年(1925)7月初旬に札幌で開催された大日本病理学会に出席。14日~15日に小樽市在住の五十嵐鐵氏(教師)の案内で慶応大学医学部教授川上漸とともに多数の人夫を雇用して発掘作業をしている。遺跡の東部では貝塚、西部では住居を発掘し、貝塚は2尺以上発掘したようであり、貝塚中から頭部を南南東にした仰臥屈葬の不完全な人骨を発見している。しかし、文章による説明のみであるために調査地点や深さについての簡易な図面もなく詳細は不明である¹⁰⁾。ちなみに昭和3年(1928)に刊行された『日本石器時代人研究』¹¹⁾によれば大谷地貝塚を含め、全国(九州~千島・樺太)で789例の人骨を精力的に収集している。

(2) 遮光器土偶について

清野は、大谷地貝塚で人骨を入手したことにより、その意図は的中したことになるが、発掘の詳細は不明であり、土偶の出土状況についても記述がない。

氏によれば、「現存長7.0寸強、脚部欠損の大土偶である。淡褐色、薄手縄紋で、製作優秀である。中空に造られて居る。胴は亀ヶ岡式の曲線紋で飾られて居り、頭頂上部には意匠化された鬘を付けて居る。そして頭部には香炉形土器を想はしめる様な形状意匠の穴が前後左右に4個開いて居る」¹²⁾とあり、類例と比較しながら特殊な宗教的信仰に基いて作られたのではないかとしている。特徴的な顔の作りについては、土俗品の類例から必ずしも遮光器を模したものではなく、長谷部言人氏の仮面説を肯定しつつ、兎に角亀ヶ岡文化における眼の表現方法の一型式と結んでいる。

現在は失われた脚部と左腕が復元されており、筆者の実見によれば復元体長29.4cm、現存する体長(頭部から腰部まで)21cm、肩幅16.5cm、体厚5.8cm、器厚約6mmを有する¹³⁾。頸部裏には朱書きでフ

ゴッペと書かれており、発掘当時は余市町字畚部小字大谷地であったことから注記されたものであろう。全体に暗褐色を呈し、頭部は膨らみをもち、顔面は温和で優しい感じを受ける。目、鼻、口などは削りによって表現しており、仮面を付けているようにも見える。両耳に小穴があり、周囲は沈線によって2重円が描かれている。後頭部の左右に開口部が4ヶ所見られ、頸部は太く長く、肩部には縦長の雲形文が見られる。腹部と背部には浮き彫り表現でX字文を中央に置き左右に渦巻き文が二段配されている。体部の文様上には直径2mmほどの細かな単節RLの原体軸を渦巻き模様に合わせて方向を変えながら施文しているが、撫でと磨耗によって部分的にしか確認できない。

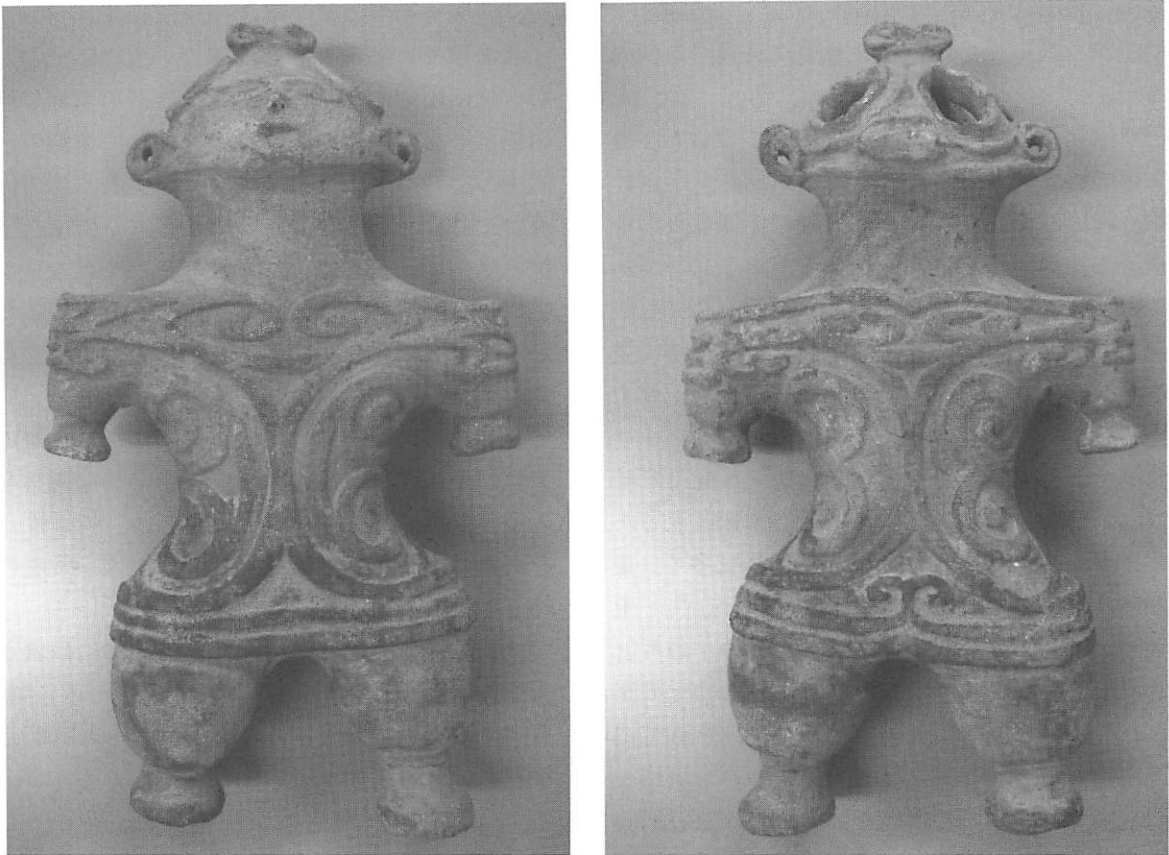
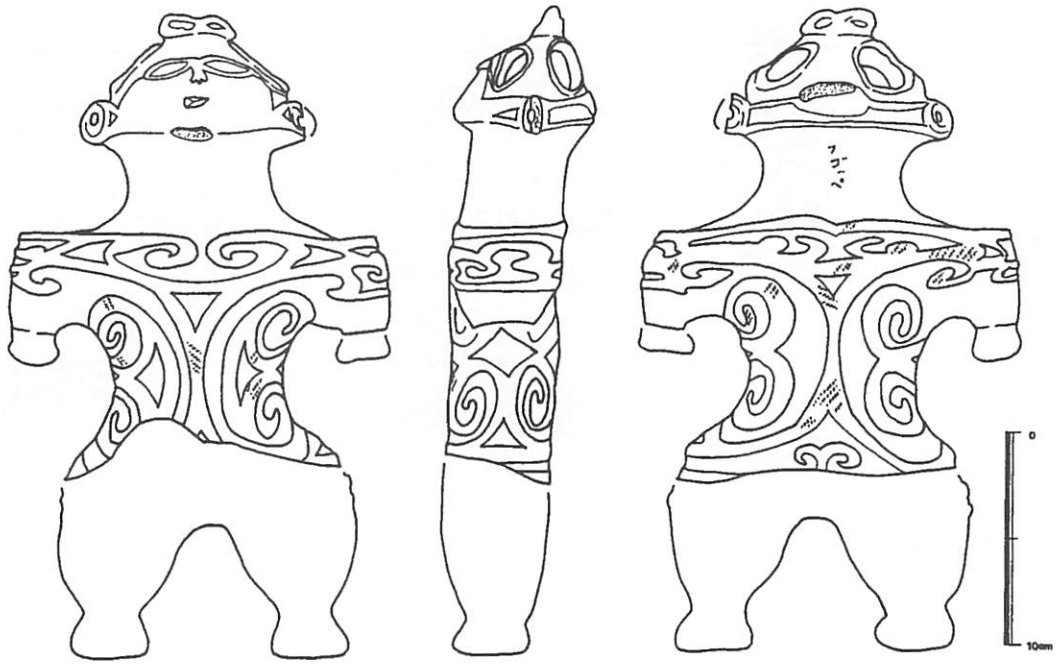
製作工程は接合面や破損状態の観察から、頭部、頸部、胴部、両腕、両脚を個々に作り、それぞれを接合し、最後に頭部を接着したようで、指押えや焼成の割れなどを考慮して後頭部に4つの開口部を作出したものと考えられる。次に生乾きの状態で表面を磨いてから模様の下書き(なぞり)を描き縄文を施文する。さらに乾燥させてから表面がややの硬くなった頃に無文部を深さ2mmほど削り、または搔きとりによって模様を浮き彫りにする。そして焼成後に赤色顔料を塗布して完成となっている。

土偶から当時の姿や衣装を推測すると、やや丸顔で髪は頭部の頂部、または後頭部で髪結をしているようで、耳朶には滑車状耳飾が装着しているように見える。体部の模様を衣服とすると渦巻き模様と棘のように見える三角形の組み合わせ、背部下部の小渦巻き模様はアイヌ民族の衣装に見られるシクウレンモレウ、ウレンモレウと呼ぶ文様と酷似している¹⁴⁾。

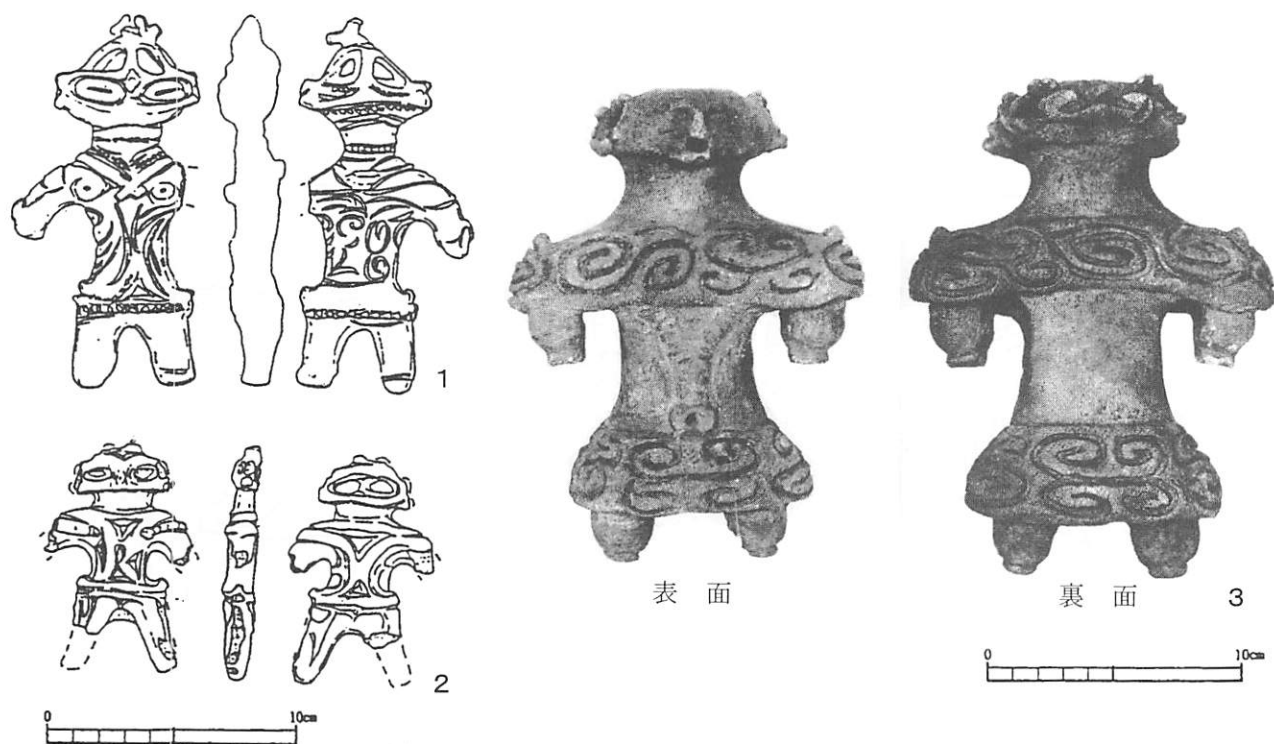
III 縄文時代晩期の土偶

土偶の初現的形態は縄文時代早期の板状を呈する中実土偶であり、中期になると中空土偶が作られるようになるが、東北地方北部では亀ヶ岡文化に伴って遮光器土偶のような異様な中空土偶が出現する¹⁵⁾。

青森県の八戸市是川中居遺跡では中実土偶と中空土偶の比は概ね4対6であり、大形の土偶に後者が多いようであるが、それぞれの遺跡によって相違があるらしい¹⁶⁾。この中空の遮光器土偶は大洞BC~C1式期に盛行し、東北地方北部を中心として北海道から関東・中部地方などの周辺にもその影響を及ぼ



第 1 図 大谷地貝塚出土の土偶



第 2 図 類例の土偶(注17より)

1・2 北斗市久根別 A遺跡 3 室蘭市輪西遺跡

しているが、晩期後半になると急速に衰退する傾向にある。

長沼孝は北海道の縄文時代晩期土偶について、亀ヶ岡文化の影響を考慮して大きく「大洞系」と「非大洞系」に分けており、大谷地貝塚の土偶は目の中央に横位の沈線が無いことから表現方法の違いがあるものの前者に相当するといえる。類例として七飯町大中山10、北斗市久根別A、室蘭市輪西遺跡に見られるが、10~20 cm以下の一般的な大きさの土偶である¹⁷⁾。

土偶は全国の遺跡から出土しており、平成12年(2002)の土偶集計によれば総体個数10,683点であり、東日本からの出土が約95%と圧倒的に多く、東北地方と長野・群馬県に集中する傾向がある¹⁸⁾。土偶の大半は頭部、胴部、腕部、脚部などの小破片として遺物包含層から出土するが、ほぼ完形の土偶が埋納された状態で出土した例もある。晩期として山形県遊佐町杉沢遺跡では直径40 cmほどの土坑に土偶を仰臥に置き、平石で覆っているもの、宮城県鳴瀬町黒浜貝塚では土坑に土偶を安置して円礫で囲っている状態であった。稀に青森県三厩村宇鉄遺跡では大形遮光器土偶の体内に小形の遮光器土偶が納められていた例がある¹⁹⁾。

北海道では虻田町高砂遺跡で小土坑に土器と土偶が一緒に出土しているもの²⁰⁾、江別市大麻3遺跡では墓坑と思われる壁際に背中合わせに2個の土偶が出土している²¹⁾。また後期後半の例として著保内野遺跡では、土坑と思われる中から大型の中空土偶が伏臥状態で出土している²²⁾。完形品ではないが、木古内町札苅遺跡では人頭大の川原石が集中した遺構から破損した土偶が廃棄された状態で出土した例もある²³⁾。

小林達雄氏は縄文時代の道具について、他の時代や他の地域ともに共通している日常的な道具を第1の道具、機能や用途の見当が難しい、特殊性、個性を表わす道具を第2の道具とし、土偶を後者の代表格と指摘している²⁴⁾。

土偶の機能と用途について、人為的に破壊された可能性から人身損傷の身代わり、災いからの魔除け、豊饒や安産の祈願とするなどの解釈もあるが、未だ解明にいたっていない。

IV おわりに

大谷地貝塚出土の遮光器土偶であるが、脚部は欠損しているが稀に見る大形の中空土偶であり保存状態が良い。この土偶の製作にあたっては、大川遺跡

出土の香炉形土器を製作する技術を持ってすれば²⁵⁾ 在地での製作は容易であったと思われる。出土している晩期の土器は積丹半島周辺では浜中大曲式と称する型式²⁶⁾に相当し大洞式の影響を受けつつ口縁部や頸部に押しき沈線を施すこと、異形の器が多いなどの特徴をもっており、東北地方から移住した集団による土器製作は考えられない。恐らく、東北地方および道南地方との交流を通して特異な遮光器土偶を直接に実見してこの地方で製作したように思われる。この大形土偶の用途であるが、少なくともこの遺跡においては集団内での祭りや信仰上において重要な役割を担っていたにちがいない。筆者はかつてヒスイ製勾玉を取り上げて東北地方に栄えた亀ヶ岡文化圏との密接な交流の中で入手し、共有の価値観を有していたことを指摘したことがあるが²⁷⁾、こうした条件の下で遮光器土偶も製作されたと推定したい。しかしながら東北地方の亀ヶ岡文化では岩版・土版と呼ばれる小判形の遺物が多数出土しているが、なぜか北海道では出土しない。同一文化圏にありながらも、ある特定の遺物については地域によ

って受容しない要因があったことは注意すべきである。

町内における晩期後半の土偶は大川²⁸⁾、栄町5²⁹⁾、登川河岸遺跡³⁰⁾があり、次第に厚みのある板状土偶へと変化していくが過程が読み取れる。

縄文時代晩期に東北地方を陵駕した亀ヶ岡文化であるが、多くの信仰的遺物の中で、その象徴的である遮光器土偶の存在感は実に大きく、大谷地貝塚出土の遮光器土偶を前にしてもその存在感の一端を感じることができる。

土偶については究明すべきことが多く、形態の変遷、破損部位の状態、埋設の出土状況などの基礎資料に基づき分析されているが多様な用途や機能については今後の課題となっている。

最後になりましたが、天理大学附属天理参考館の藤原郁代さんには資料の実見にあたりお世話になりましたのでお礼申し上げます。

<脚注>

- 1) 野口義麿 1974「土偶研究史」『土偶芸術と信仰』によると下記の文献がある
坪井正五郎 1880「亀ヶ岡土偶の面貌」『東京人類学雑誌』5-52
同 上 1881「雪中遮光器」『東京人類学雑誌』6-62
同 上 1894「貝塚土偶の面貌の奇異な所以を説明す」『東洋学芸雑誌』150
- 2) 清野謙次 1969「後志国余市郡余市町春部字大谷地貝塚」『日本貝塚の研究』
- 3) 天理大学附属天理参考館 2002『古代の北海道』
- 4) 天理大学附属天理参考館に所蔵された経過について清野氏(注2)によれば、当時の天理教真柱であった中山正善氏が考古学標本を陳列・整理する参考館を建設し、所蔵している考古資料を永久に保存して学会に役立ててくれること、『日本貝塚の研究』の出版補助をして頂くとの感謝の意をこめて遺物を進上したと記している。
清野コレクションは考古資料以外にもアイヌ民族資料が大府立近つ飛鳥博物館にも所蔵されている。
- 5) a 余市町教育委員会 1998『大谷地貝塚』
b 河野広道 1935「北海道石器時代提要」『ドルメン』4-6
この文献により、余市式土器を型式として明記している。
- 6) a 清野謙次 1925『日本人の研究』
b 芹沢長介 1969「清野謙次の学問と業績」『日本貝塚の研究』
c 春成秀爾 2003「日本人種論と大東亜共栄圏～清野謙次」『考古学者はどう生きたか』
- 7) 研究者の職歴については明治時代末から大正時代を主として()とした。
a 斎藤 忠 1974『日本考古学史』
b 寺田和夫 1981『日本の人類学』
c 斎藤 忠 2006『日本考古学人物事典』
- 8) a 清野謙次 1949『古代人骨の研究に基づく日本人種論』
b 同 上 1954『日本考古学・人類学史』上巻
c 同 上 1955『日本考古学・人類学史』下巻
d 同 上 1969『日本貝塚の研究』
- 9) 寺田貞次 1918「北海道小樽附近古代住民の遺跡に就いて」『考古学雑誌』9-3
大正7年(1818)11月には河野常吉(北海道史編纂室)が中心となって北海道人類学会は設立。翌年に『北海道人類学会雑誌』が発刊され、寺田は続編となる下記論文を発表する。
寺田貞次 1919「余市付近の土地と古代住民」『北海道人類学雑誌』1

- 10) a 清野謙次 1928『日本石器時代人研究』
b 同上 1969『日本貝塚の研究』
- 11) 注10bと同じ
- 12) 注2と同じ
- 13) 注2文献の土偶写真では脚部が欠損しており、現在は復元されている。修復方法が上手であるために残存部との境が部分的に不明であった。
- 14) 児玉作左衛門 1969「アイヌ衣服文様の形態的特徴」『アイヌ民族誌』
- 15) a 佐藤公知 1956『亀ヶ岡文化』(1976年復刻)
b 角田 学 1998「中空土偶小考」『列島の考古学』
c 青森県教育委員会 1990「まつりと祈り」『北の誇り・亀ヶ岡文化』
- 16) 鈴木克彦 1990「遮光器土偶」『季刊考古学』30
- 17) a 長沼 孝 1999「北海道の土偶」『土偶研究の地平』
b 杉山寿栄男 1929『日本原始工芸』
c 野村 崇 2000「大中山10遺跡の板状土偶」『北の考古学散歩』
- 18) 国立歴史民俗博物館 2002『土偶とその情報～国立歴史民俗博物館研究報告書』37
- 19) 江坂輝弥 1990『日本の土偶』
- 20) 峰山 巖 1967「高砂遺跡の配石遺構」『北海道の文化』12
- 21) 江別市教育委員会 1986『大麻3遺跡』
- 22) a 小笠原忠久 1976「北海道著保内野遺跡出土の中空土偶」『考古学雑誌』61-4
b 函館市教育委員会 2007『函館市著保内野遺跡』
- 23) 野村 崇 1985「木古内町札苜遺跡出土の土偶に見られる身体破損について」『北海道縄文時代終末期の研究』
- 24) a 小林達雄 1990「縄文世界の土偶」『季刊考古学』30
b 同上 1996「精神世界を探る」『縄文人の世界』
- 25) 余市町教育委員会 2003『大川遺跡』P-1 出土
- 26) 吉崎昌一 1965「縄文文化の発展と地域性～北海道」『日本の考古学』Ⅱ
- 27) 乾 芳宏 2007「山岸コレクションと大川遺跡」『玉文化』
- 28) 余市町教育委員会 2000『大川遺跡の考古学的研究』Ⅲ
- 29) 北海道埋蔵文化財センター 1990『栄町5遺跡』
- 30) 宮 宏明 1992「余市出土の重要土偶」『北海道の文化』64-1

<参考文献>

- 五十嵐 鐵 1934『大谷地貝塚之層位的研究』
 越田賢一郎 2008「国宝誕生」『北海道の文化』80
 天理参考館 2001『天理参考館常設展示図録』
 八戸市博物館 1998『縄文の美～是川中居遺跡出土品図録集』2
 弘前大学人文学部 2004『亀ヶ岡文化遺物実測図集』
 藤本英夫 1983『アイヌ学の歩み』

史料紹介 北海道立文書館蔵「余市郡諸調」

駒木根 恵蔵

北海道余市郡余市町入舟町21(余市町史編纂室)

解題

「余市郡諸調」は、場所請負人廃止直後、旧ヨイチ場所に派遣された余市詰の吏員、開拓使少主典堀口金十郎、東邑守節らによって明治3年、4年に作成された報告書である。

原本は、北海道立文書館に収蔵されている簿冊で、半紙264葉が袋綴じにされている。簿冊の表紙に「余市郡諸調」とあり、「第一文庫、課名一庶務掛、棚称一イ、棚番号一一二、冊号一二七、冊数一一」と記された古いラベルが貼付されている。

この簿冊「余市郡諸調」は、5冊の文書を編綴したものである。これを綴じられている順に仮番号を付けて示すと以下ようになる。番号の次は表紙、()内は文書の中に書かれている作成年月である。

1. 「余市郡諸調」 (午八月)
2. 「余市郡去午年諸調書」 余市詰 (未六月)
3. 「表紙がないもの」 (午三月)
4. 「余市郡当未午年諸調書」 余市詰 (未六月)
5. 「余市郡元請負中諸調書上」 (未六月)

次にこれらの文書の概略について述べる。

1の「余市郡諸調」は、初めに40の標目(項目の目次)をあげ、標目ごとに一頁の表紙を付けて、郡の支配に必要と考えた余市の概要や旧場所経営の方法についての調査結果を記載している。各項末に「午八月」とあるので、明治3年8月に開拓使少主典堀口金十郎によって作成された文書であることがわかる。

2の「余市郡去午年諸調書」は、表紙の下部に「余市詰」と記されて東邑と小印が捺されている。東邑とは明治4年からの開拓使少主典、東邑守節のこと

で、彼によって書かれたことになる。なお東邑は、別の文書では自ら東村守節と記名することもあった。東邑と同時期に余市詰少主典であった三浦直道も何らかの形で文書の制作に関わっていたと思われる。この文書は、明治四年六月に書かれたもので、前の諸調以後の事柄や堀口の触れなかった事項も書き加え、いわば「余市郡諸調」の補完版で、全部で13項目になる。

3の文書は、16項目あり、一つを除いて各項ごとに1頁の表紙が付されているが、1冊全体を表すべき表紙がない。多分早い時期に失われたものであろう。書かれたのは明治3年3月で、この簿冊の中では最も早い時点のものであり、ヨイチ場所の経営事務に関する事項が多い。「元運上家帳役の者へ尋の廉々並び答書」とする項目が4項あり、他の項もヨイチ運上家の帳役から細部にわたって事情を聴取したものである。最後の項は、堀口少主典の郡(旧場所)の経営・支配についての約600字に及ぶ意見具申がなされている。旧場所について開拓史の直接支配より、旧請負人による間接支配が得策であるとした内容である。全体としての堀口によるこの文書は、1の「余市郡諸調」の下書き的なものとなったと考えられる。

4の「余市郡当未午年諸調書」は、2の「余市郡去午年諸調書」と同様の形式のもので、東邑と小印が捺されている。13の目録(目次)があり、文書の末尾に「辛未六月」とあり、明治4年の調査事項について五月晦日までの事情を報告したものである。

5の「余市郡元請負中諸調書上」は、17項目があるが、目次に相当するものはない。文書の末尾には、「未六月」と年月があり、差出人は「林長左衛門 代久太郎」、その下に捺印があり、宛先は、「余市郡 御開拓 御出張所」とある。そのことからこの文書は、4の「余市郡当未午年諸調書」に添付されたものであ

ることがわかる。内容が前の文書と重複する点もあるが、子年（元治元年）から辰年（慶応4年）までの5ヵ年のニシン類、サケ類の運上家の出荷量、金額等も記載され独自の資料となるものもある。

以上「余市郡諸調」の編綴の方法と各文書の概要を述べたが、一見無秩序に見える編綴にも当時の吏員の考えが伺える。すなわち1の「余市郡諸調」と2の「余市郡去午年諸調書」が明治3年の正式な調書であるといえる。午三月に書かれた3の「表紙がないもの」は1、2の文書を結果的に準備した文書として扱われたと推定できる。4の「余市郡当未年諸調書」は明治4年の調書で、1、2に続く文書である。5の「余市郡元請負中諸調書上」は、参考資料である。

各文書の調査項目から彼らの関心のあり方と場所から郡への移行期を扱った文書の内容からヨイチ場所の最後の姿を知りえる。

林家文書に文政5年「場所引渡一件」と安政2年「ヨイチ場所御引渡目録」がある。前者は、松前藩の復領時の文書、後者は、第二次幕府直轄時の文書である。「余市郡諸調」は第三の「場所引渡一件」ともいうべき余市にとっては最も重要な文書のひとつである。

余市町史編纂室では、昭和47年ごろ当時北海道史編集所所蔵の「余市郡諸調」を解読し、粗稿が遺されていたので、この度それを参考に印字したものである。

解読にあたっては、漢字・変体仮名・合字などは、なるべく今日行われている文字に直した。文書1から3までは枚数が多いので便宜上、各項目に番号を付した。文書のなかで計算の可能なものについては、すべて検算を試み、端数の合わないものは無視したが、足し算等で疑問に思われるものにはママを付し、解読できない文字は□で示した。

「余市郡諸調」は、ひとり余市ばかりではなく、近隣市町村、場所のあった地域、北海道史全体にとっても貴重な資料と考えるので、参考にする場合は、ぜひ原本にあたっていただきたい。

最後に北海道立文書館職員のみなさまからお世話とご教示をお受けしたことを記し、感謝の言葉いたします。

表紙

余市郡諸調

北海道立文書館所蔵

〈五ばん 御親領〉 朱書

0 余市郡諸調書標目

記

- 御備米金及諸品調書
- 非常備品調
- 本陣及蔵々役邸建家調
- 小名里数調
- 岩内越里数調
- 古平山道越里数調
- 社寺数
- 元運上家三役給料手当
- 年寄取締名前
- 永住出稼戸籍
- 役土人名前
- 土人家数并人別
- 土人え売渡品定直段
- 土人共え官より給物
- 土人共え元運上家より遣し品
- 年中土人取扱行事
- 網船員数
- 鯡漁場ケ処
- 秋味漁場ケ処
- 辰巳歳出産物高
- 当午歳出産物高
- 収税高及諸御私金調
- 午歳御仕入米并御入用高調
- 年分御入用金凡調
- 浮小物成調
- 除金調
- 本陣諸入用
- 脇本陣諸入用
- 元運上家にて未卯諸品貸付調
- 出産物高老ケ年見込高調
- 元運上家仕入品
- 本陣通行入用品凡調
- 脇本陣同断
- 役邸向宮總御入用
- 道橋其外御手入調
- 御備高其外取扱方調
- 老ケ歳継立人馬遣并賃銭受取高
- 従来収納調
- 従来軽物凡調
- 従来軽物直段

合 四拾ヶ条

- 1 余市場所岩内越里数書
覚
ワシヨロ境フンコへ崎より
モイレ本陣迄 一里拾六丁
- モイレ本陣より
ヌウチ沢迄 一里拾三丁
- ヌウチ沢より 藤生迄 一里
- 藤生より ナラサニ迄 一里
- ナラサニより ルイケメツ 一里
- ルイケメツより 屋治川迄 一里
- 屋治川より ルヘスへ迄 一里
- ルヘスへより 岩内境稲穂崎迄 一里
- ワシヨロ境フンコへ崎より
岩内境稲穂崎迄
- 合里数七里貳拾九丁
- 右之通二御座候 以上
午八月
- 2 余市場所古平越海岸里数調書
覚
ワシヨロ境フンコへ崎より
モイレ本陣迄 一里十六丁
- モイレ本陣より シリハ崎迄 参拾叁丁
- シリハ崎より ワタンコシ迄 十七丁
- ワタンコシより テタリヒラ迄 貳拾丁
- テタリヒラより シユマトマリ迄 十八丁
- シユマトマリより ユウナイ迄 十八丁
- ユウナイより
フルヒラ境チヤラツナイ迄 六丁
- ワシヨロ境フンコへ崎より
フルヒラ境チヤラツナイ迄
合里数四里十八丁
- 右之通御座候 以上
午八月
- 3 余市場所古平山道越里数調書
覚
ワシヨロ境フンコへ崎より
モイレ本陣迄 一里拾六丁
- モイレ本陣より ヤマウシ迄 一里
- ヤマウシより ワタンコシ山中迄 一里
- ワタンコシ山中より テタリヒラ迄 一里
- テタリヒラより シユマトマリ迄 一里
- シユマトマリより ユウナイ迄 一里
- ユウナイより
フルヒラ境チヤラツナイ迄 拾六丁
- ワシヨロ境フンコへ崎より
フルヒラ境チヤラツナイ迄
合里数六里参拾貳丁
- 右之通御座候 以上
午八月
- 4 社寺数調書

- 一 禪宗門 松前龍雲院末 永全寺 調書
- 一 浄土宗門 臼善光寺末 寶隆寺 一 人足 凡六千人 御用状御用物并諸通行繼
- 右之通二御座候 以上 立 老々年遺員高
- 午八月
- 5 余市郡年寄取締名前書 一 馬 凡貳千三百疋 前同断
- 一 但し 岩内 古平 忍路 三方向
- 一 但し 前同断
- 一 錢 八百四拾五匁百五拾文 人足賃錢老々
- 一 錢 四百七拾貳匁五拾文 年請取高凡調
- 一 右之通二御座候 以上 馬賃錢老々年
- 午八月 受取高凡調
- 10 余市郡非常備品
- 一 烽火台 老ヶ所
- 一 但 当領ヤマウシ崎山上二備置候
- 一 右之通御座候 以上
- 午八月
- 11 御備米金及諸品調書
- 一 備米 百貳拾石
- 一 備金 貳拾五兩
- 一 備馬 貳拾八疋
- 一 内 内 駝 貳拾匹
- 一 備炬 八匹
- 一 備鼻串 三百本
- 一 備草鞋 百本
- 一 右之通御座候 以上 三百疋
- 午八月
- 12 本陣并蔵々役邸建家調書上
- 一 本陣 老軒
- 一 八間二廿五間
- 一 板蔵 四軒
- 一 四間二三間
- 一 五間二拾間
- 一 但し 老間二ひさし付
- 一 七間二四間
- 一 但し 前同断
- 一 貳間二四間
- 一 御役宅 四軒
- 一 内 老軒御出張所付
- 一 取 定役役宅 七拾坪
- 一 取 同心役宅 貳拾貳坪半
- 一 取 足輕役宅 拾九坪半
- 一 同 拾貳坪
- 一 右之通り二御座候 以上
- 午八月
- 9 余市郡老ヶ歳継立人馬遺員并賃錢請取高凡
- 一 永住家数 百貳拾八軒
- 一 人別 四百貳拾三人
- 一 内 内 男 貳百貳拾貳人
- 一 女 貳百老一人
- 一 当午年
- 一 出稼越年家数 貳拾九軒
- 一 人別 七拾九人
- 一 内 内 男 五十三人
- 一 女 貳十六人
- 一 右之通二御座候 以上
- 午八月
- 7 余市郡役士人名前書上
- 一 惣 乙名 富左衛門
- 一 脇 乙名 イコンリキ
- 一 同 イ子アンへ
- 一 小使 サルマ
- 一 同 サントリ
- 一 小使 マクライ
- 一 以上 六人
- 一 右之通御座候 以上
- 午八月
- 8 余市郡土人家数并人別書上
- 一 土人家数 八拾三軒
- 一 此人別 三百六拾七人
- 一 内 内 男 百八拾九人
- 一 女 百七拾八人
- 一 右之通御座候 以上
- 午八月

13 余市元運上家三役給料手当書
 覚
 一 金 貳拾両 支配人代
 米 拾五俵 岩津屋 第吉
 金百四五拾両 別段場処表にて為手当卜
 遣し候
 外二
 一 凡 金七拾両價賄物現品にて遣し候
 前同断 通詞 杉本屋 源八
 一 金 拾五両 帳役
 米 拾五俵 佐々木屋 岩吉
 金百貳三拾両 別段場処表にて為手当卜
 遣し候
 外二
 一 凡 金五拾五両價賄物現品にて遣し候
 右之通り二御座候 以上

14 余市郡土人え壳渡定直段書
 覚
 一 青酒 壹升二付 玄米 貳升
 一 糶 壹升二付 同 貳升
 一 濁酒 壹升二付 同 壹升
 一 地廻り蓑 壹把二付 同 貳升
 一 ホロキ蓑 壹玉二付 同 壹升
 一 白木綿 六尺三寸二付 同 貳升
 一 黒木綿 五尺二付 同 貳升
 一 染木綿 同 同 貳升
 一 白紺糸 拾六繰二付 同 壹升
 一 上古手着物 壹枚二付 造米 七俵
 一 中 同 壹枚二付 同五俵より六俵迄
 一 次 同 壹枚二付 同三俵より四俵迄
 一 木綿針 八本二付 玄米 壹升
 一 鋤 壹本二付 同 貳升
 一 大間切 壹枚二付 同 壹升五合
 一 中 同 壹枚二付 同 壹升
 一 小 同 壹枚二付 同 五合
 一 鯖刺 壹枚二付 同 壹升
 一 大鎌 壹枚二付 同 四升
 一 鍋 壹升入 同 八升
 一 椀 壹ツ二付 同 五合
 右之通り二御座候 以上
 午八月

15 土人共え官より給物調書
 覚
 一 青酒五合宛 役土人共歳始御礼罷出候
 節一統え被下候
 一 青酒三升
 一 地廻り蓑壹把宛 毎歳ラムシヤ之節
 一 小刀 壹枚 乙名老人二付被下候

一 青酒貳升 毎歳ラムシヤ之節
 地廻り蓑壹把宛 小使并産取土人一同
 一 小刀 壹枚 え老人二付被下候
 一 青酒壹升 前同断十五才以上平
 小刀壹枚宛 土人一同え老人二付
 被下候
 一 青酒貳合五勺宛 前同断男女小兒土人
 え一同老人二付被下
 候
 一 縫針五本宛 前同断十五才以上女
 土人一同え老人二付
 被下候
 一 綿入着物壹枚宛 七才未満小兒土人え
 御仕着七被下候
 一 土人病氣之節 御葉被下候
 一 造米三俵 鰥寡孤独 長病
 古手壹枚宛 不具之者え差遣し候
 右之通り二御座候 以上
 午八月

16 土人共え運上家より遣し品調書
 覚
 一 青酒四升 毎歳ラムシヤ之節
 地廻り蓑貳把宛 乙名老人二付遣し置候
 外二
 一 白米焚飯一汁式菜膳部にて為給候
 前同断 秋味網卸当日為祝儀
 乙名老人二付遣し置候
 一 青酒四升 毎歳ラムシヤ之節
 地廻り蓑壹把宛 小使老人二付遣し置候
 外二
 一 白米焚飯一汁式菜膳部にて為給候
 一 青酒貳升 毎歳ラムシヤ之節
 地廻り蓑壹把宛 土産取土人老人二付遣
 し置候
 外二
 一 白米焚飯一汁式菜膳部にて為給候
 前同断 秋味網卸当日為祝儀
 老人二付遣し置候
 一 青酒壹升 毎歳ラムシヤ之節
 外二為介抱 拾五才以上之平土人一
 同え老人二付遣し置候
 青酒 貳合五勺
 濁酒 貳合五勺
 玄米 貳合五勺

一 前同断 秋味網卸当日為祝儀
 老人二付遣し置候
 一 青酒 貳合五勺 毎歳ラムシヤ之節
 外二為介抱 女土人并男女小兒土

- 青酒 壹合五勺 老人二付遣し置候
濁酒 貳合五勺 老人二付遣し置候
玄米 貳合五勺 老人二付遣し置候
- 1 前同断 秋味網御当日為祝儀
1 濁酒 貳斗入拾三樽 每歳ラムシヤ之節 男女惣士人え遣し置候
1 諸酒 貳斗入拾三樽 秋味網御当日為祝儀 男女惣士人え遣し置候
1 前同断 秋味網御当日為祝儀 男女惣士人え遣し置候
- 右之通二御座候 以上
午八月
- 17 歳中士人取扱行事 但御人費調書共
覚
1 老士人子持女并拾五才以下相除キ 男女平士人不残二月より五月迄四ヶ月鮮漁場え為相雇候 介抱之義は日々玄米七合五勺 給料造米貳俵半より拾五俵迄遣し候 但 漁場引払之節 漁高二応し手当之品遣し候
1 老士人子持女之義は春中自分漁業致居申候
1 役士人之義三日変り二本陣え相詰メ士人取締致居候 介抱之義は和人同様 外二濁り酒五合宛遣し候
1 鮮漁場相仕舞六七二ヶ月自分稼働煎海鼠昆布漁元運上家にて買受候
1 八月より十月迄三ヶ月子持女并拾五才以下除キ平士人男女 秋味漁場え為相雇候 介抱玄米七合五勺 給料造米貳俵より八俵迄遣し候
1 十一月中士人共飯料鮭漁りいたし候
1 十二月より正月中頃迄山仕事 薪其外材木伐出し 介抱玄米七合五勺 外二濁酒五合宛手当二遣し候 給料造米五俵遣し候
右之通二御座候 以上
午八月
- 18 余市郡網船員数調書 覚
1 建網 四拾貳統 永住出稼所持之分
三半船 百貳拾六艘
磯船 八拾四艘
但 右網老統二付 三半船三艘 磯船貳艘
1 差網 貳千五百投 永住出稼所持之分
三半船 三拾三艘
磯船 百六艘
持府船 七拾艘
- 19 余市郡鮮漁場ヶ所書 覚
1 字モイレ村 建網 三ヶ所
1 字ハルトロ村 同 五ヶ所
1 字ハマナカ村 同 老ヶ所
1 字ヌウチ村 建網 四ヶ所
1 字ヤマウシ村 同 八ヶ所
1 字シリハ村 同 二ヶ所
1 字クハチヤリ白村 同 二ヶ所
1 字テタリヒラ村 建網 六ヶ所
1 字シユマトマリ村 同 四ヶ所
1 字ユウナイ村 同 五ヶ所
1 字チヤラツナイ村 同 老ヶ所
1 字フンコヘ村 建網 老ヶ所
以上 四拾貳ヶ所
右之通二御座候 以上
午八月
- 20 余市郡秋味漁場ヶ所書 覚
1 上余市浜 大引網 貳統
1 同川 小引網 三統
1 字モイレ村 建網 老ヶ所
1 字ヤマウシ村 同 老ヶ所
1 上余市川 同 三ヶ所
右之通二御座候 以上
午八月
- 21 余市郡辰巳出産物積出高調書 覚
辰歳
1 高 老万五千百 元運上家并二八役 浜方永住并出稼鮭

三拾八石三斗 其外取揚荷物積出高
 四升三合九勺
 巳歲
 一 高 壹萬三千八百 前同斷
 八石六升七合
 右之通二御座候 以上
 午八月

22 余市郡当年歳出産物高調書
 覚
 一 高 貳萬千四百貳拾 浜方永住并出稼其
 三石壹斗貳升五 外 鱈鯨取揚荷物
 合
 内訳ケ
 一 壹萬貳千五百石 筒鯨并身欠出石高
 一 四千石 鯨ノ粕出石高
 一 七拾貳石五斗 干鯨出石高
 一 七石五斗 鯨油出石高
 一 拾三石壹斗貳升五合 干鯨出石高
 一 四千八百三拾石 無税之品
 但 數字白子出石高
 右之通二御座候 以上
 午八月

23 余市郡收税高并諸御払金調
 余市郡当年年漁業收税并払金惣高
 一 高 貳千四百六拾壹石貳斗 鯨鱈鯨共
 九升貳合七勺五才 惣收税高
 一 金 五千九百七拾三兩貳分一朱 諸御払金
 貳貫百六拾貳文 金高
 外二
 金 五百兩 当八月より未御入費用見
 込
 右之通二御座候 以上
 午八月

24 余市郡 当年年御仕入米并御入用高凡調
 当年年御仕込米二付御入用高凡調
 一 三百八拾九石七斗八升六合
 此 九百七拾四俵壹斗八舛六合
 但 四斗入
 内訳 白米 八拾九石
 此 貳百貳拾貳俵貳斗
 玄米 三百石七斗八舛六合
 此 七百五拾壹俵三斗
 八升六合
 内
 白米 三拾石貳斗四升 本陣之者賄被下分
 同 三石五斗 本陣雇人足賄
 同 四拾石 通行入用見込
 同 拾五石 官員願受
 白米 八拾八石七斗四升

残 貳斗六升
 玄米 三拾壹石貳斗 本陣取締始御指物出
 同 三石五斗 小池造順被下
 同 八石八斗四升 士人撫育
 同 四石五斗 士人雇介抱
 同 三拾貳石六斗貳升五合
 士人濁酒酒造之外入用共
 玄米 拾五石 官員願受
 玄米 九拾五石六斗六升五合
 残 貳百五石壹斗貳升壹合

25 余市郡年分御入用金凡調
 余市郡年分御入用金凡調
 一 合金 四千三百兩
 内訳
 貳百三拾七兩 出張所
 千三百九拾貳兩 本陣
 七百四拾九兩 脇本陣
 九百九拾五兩 本陣附之者扶持米
 四百貳拾七兩 士人扱入用
 五百兩 餘時
 右之通二御座候 以上
 午八月

26 余市郡浮小物成調書
 覚
 一 金 百貳拾六兩 建網四拾貳統 冥加金
 壹統二付 金三兩宛
 一 永 八拾貳百文 出稼滞在役
 惣人数 八百三拾八人
 内 男 八百四人
 女 參拾四人
 但 男一人二付 永百文
 女一人二付 永五拾文
 一 永 拾六貫九百貳拾八文
 合船七拾五艘 御役錢
 一 永 五貫七百六拾文
 永住四半敷役 家数 百人拾七軒
 一 金 百貳拾六兩 永百四貫七百八拾八文
 右之通二御座候 以上
 午八月

27 余市郡除金調書
 余市郡除金調書
 一 金 六兩三分貳朱 出稼商人 御役金
 一 金 拾四兩貳朱 職人御役金
 人数 三拾八人
 一 金 拾壹兩壹分 旅籠屋 拾五軒 御役金
 三拾貳兩壹分
 右之通二御座候 以上
 午八月

28 本陣諸入用高調書

1	金 千四百両	覚	右之通二御座候 以上	卷ヶ年暮方 諸雜費高凡	1	奉書紙			卷
	午八月					杉原紙			卷
29	脇本陣諸入用高調書					薄口紙			拾
	午八月					美の紙			拾
30	元運上家にて米始諸品貸付来ヶ所書					鳥之内			五
	午八月					半切取合			丁
31	余市郡出産物老ヶ歳見込調書					細筆			三百
	午八月					墨			拾
32	元運上家仕入品調書					水			五
	午八月					のし紙			拾
	但し其年二寄四百俵も有之候					蠟燭取合			七
	米 三百俵					草鞋			拾
	塩 三百俵					馬			五
	縄 取合 千丸					玉砂糖			拾
	筵 取合 千貳百束					白砂糖			五
	右之通二御座候 以上					上茶			拾
	午八月					次茶			斤
						鏗節			五
						椎たけ			斤
						干瓢			拾
						菓子類			斤
						古手るい			拾
						二陸草履			斤
						わら草り	百足入		拾
						薄へり			斤
						杉はし			拾
						杉よふじ			斤
						酢	貳斗入		拾
						永代鍾			斤
						線香			拾
						手掛			斤
						燈心			拾
						鎌			斤
						生ふ			斤
						実子幣			斤
						鉄鍋取合			斤
						鴨々々			斤
						竹原塩			斤
						薪			斤
						炭			斤
						判綿	拾貳匁		斤
						真綿			斤
						鉄			斤
						右之通二御座候 以上			斤
						午八月			斤
33	本陣通行入用品凡取調書								斤
	白米 四斗入								斤
	代金 百四拾五両貳歩								斤
	醤油 壹斗入								斤
	代金 拾八両三歩								斤
	大間切 三百枚								斤
	中同 貳百枚								斤
	小間切 百五拾枚								斤
	表 壹 拾束								斤
	疊 系 五百匁								斤
	半紙取合 五拾匁								斤

一	味噌	拾樽
代金	三拾貳兩貳步	
一	竹原塩	五俵
代金	五兩	
一	酢	貳斗入
代金	六兩	
一	紅生姜	貳斗入
代金	貳兩貳步貳朱	
一	梅干	同
代金	貳兩貳步貳朱	
一	上茶	三拾斤
代金	三拾兩	
一	次同	三拾斤
代金	拾壹兩壹步	
一	蠟燭	六貫匁入
代金	三拾兩壹步	
一	わらひの花	五斤
代金	壹兩三分貳朱	
一	椎たけ	三拾斤
代金	三拾兩	
一	干瓢	三十斤
代金	拾八兩三分	
一	ふ	千五百
代金	拾壹兩	
一	大豆	三俵
代金	拾四兩壹步壹朱	
三百六十兩壹分三朱		
右之通二御座候	以上	
午八月		

34 脇本陣通行入用品凡調書

一	白米	四斗入	六拾俵
代金	二百九拾壹兩		
一	醬油	壹斗入	拾五樽
代金	拾八兩三歩		
一	味噌	貳拾六兩	八樽
代金	貳拾六兩		
一	竹原塩	五俵	五俵
代金	五兩		
一	酢	貳斗入	貳樽
代金	四兩		
一	紅生姜	壹斗入	貳樽
代金	壹兩三歩		
一	梅干漬	同	貳樽
代金	壹兩三分		
一	上茶	貳拾五斤	貳拾五斤
代金	貳拾五兩		
一	次同	三拾斤	三拾斤
代金	拾壹兩壹步		
一	蠟燭	六匁入	貳櫃
代金	三拾兩壹步		
一	わらひの花	五斤	五斤

一	椎たけ	貳十斤
代金	貳拾兩	
一	干瓢	貳十斤
代金	拾貳兩貳分	
一	麩	千
代金	七兩壹步貳朱	
一	大豆	七俵
代金	三拾三兩貳分	
金	四百九拾兩	
右之通二御座候	以上	
午八月		

35 役宅向營繕入用凡調書

一	金	七拾兩	御役宅四軒	修葺入用一カ年
覺				分凡如斯
右之通二御座候	以上			
午八月				

36 道橋其外御手入調書

一	金	百七拾兩	岩内古平越兩方	山道路橋
普請入用一カ年分凡				此分其年二寄
風雨ニテ萬水等有之候得は入用も多少				
相掛り申候				
右之通二御座候	以上			
午八月				

37 御備馬其外取扱方調書

一	金	貳百五拾兩	馬扱方	貳人
			御扶持米給料	
			薪	百間
			楳皮	五拾匁
			米糲	六俵
			大豆	貳俵
			其外馬具類	
			とも	一カ年分凡如斯
右之通二御座候	以上			
午八月				

38 從來收納之調書

一	千四百六拾五石	卯辰巳年三ヶ年
		平均 凡壹ヶ年分如斯
右之通二御座候	以上	
午八月		

39 御場所從來輕物調書

一	熊皮	大中小取合	三枚
---	----	-------	----

一	狐皮 取合	五 枚	高	金 壹ケ年 金八拾兩	
	右之通二御座候 以上		一	金 拾八兩壹分	御用達 長左衛門
	午八月			永貳百拾壹文四分	
				但 五月より七月迄	三ケ月分
40	余市郡從來輕物直段調		高	壹ケ年 金百五拾兩	十三ケ月割
	余市郡從來輕物直段		一	同 五拾七兩貳分	本陣取締役 第 吉
				永百九拾貳文	
				但 五月より九月迄	五ケ月分
一	野熊胆皮共	大 一疋分	高	壹ケ年 金百兩	十三ケ月わり
	代錢 二貫八百文		一	同 三拾八兩壹分	帳 役 忠治郎
一	同	中 一疋分		永貳百拾壹文五分	
	代錢 二貫二百四拾文			但 五月より九月迄	五ケ月分
一	同	小 一疋分	高	壹ケ年 金六拾兩	十三ケ月わり
	代錢 一貫六百八拾文		一	同 九拾貳兩壹分	手代並 友 吉
一	獺	一疋分		永五拾八文	松治郎
	代錢 百四拾文				藤五郎
一	狐皮	一疋分			正 吉
	代錢 百四拾文				
	右之通御座候 以上		高	壹ケ年 金三拾兩	十三ケ月わり
	午八月		一	同 拾壹兩貳分	
				永三拾八文五分	通 詞 伝 吉
	昨巳年十月錢函ヨリ御下渡相成候輕物直段			但 五月より九月迄	五ケ月分
一	野熊 大一疋	金拾兩ヨリ金八兩迄	高	壹ケ年 金五拾兩	十三ケ月わり
一	野熊 中一疋	金六兩ヨリ金五兩迄	一	同 三拾八兩壹分	小 使 虎 吉
一	野熊 小一疋	金四兩ヨリ金三兩迄		永貳百拾壹文	忠 藏
	右之直段ヲ以御買上之事 尤代金之			但 五月より九月迄	五ケ月分
	内半ハ品物ニテ御下渡之積		高	壹ケ年 金四拾兩	十三ケ月わり
	右之通御座候 以上		一	同 三拾兩三分	飛 脚 吉三郎
	午八月			永拾九文	料理人 久 七
				但 五月より九月迄	五ケ月分

余市郡去午年諸調書
余市詰 (東邑)

	目録				
一	去午年給金調	一	御仕人品員調		
一	出石高調	一	稅納売払代金調		
一	浮小物成調	一	戶籍調		
一	開墾調	一	寺社調		
一	漁場調	一	魚網調		
一	大小船調	一	馬具調		
一	旧請負人より引繼諸色并本陣御收納藏其外				
	代金調				
	後志国余市郡				
(一)	去午年				
一	給金調				
			高	金 壹ケ年 金三十兩	十二ケ月わり
			一	同 三拾四兩貳分	給 仕 熊 藏
				永百十五文五分	卯之吉
				但 五月より九月迄	五ケ月分
			高	壹ケ年 金貳十兩	十三ケ月わり
			一	同 七兩貳分	飯炊 屯人
				永百九拾文	
				但 五月より九月迄	五ケ月分
			高	金 十五兩	十三ケ月わり
			一	同 十壹兩貳分	御備馬扱 弥 吉
				永三拾九文	末 吉
				但 前同斷	

高金 金十貳両 十三ヶ月わり
 一 同 貳両三分 川渡守 徳松
 永拾九文三分
 但 五月より七月迄 三ヶ月分

高金 金十五両 十三ヶ月分
 一 同 貳拾両三分 年寄 貳人
 永拾八文 漁業取締 四人
 但 前同断

高金 三十両ツ、
 一 同 金 六拾両也 手先 兩人
 但し 壹ヶ年分

九月末御本陣御仕法替更三御収納余品御取
 建後左ニ

高 壹ヶ年 金八十両 十三ヶ月わり
 一 金 貳拾七両貳分 手代 渡辺 専介
 永百九十貳文壹分
 但 九月後半ヶ月より十二月迄 閏月と
 も四ヶ月半分

高金 金八十両 十三ヶ月わり
 一 同 廿四両貳歩 同 山本 忠治郎
 永百拾五文貳分
 但 十月より十二月迄 閏とも四ヶ月分

高金 金六十両 十三ヶ月わり
 一 同 拾九両 同並 小林 正吉
 永貳百三十文八分(ママ)
 但 十月より十二月迄 閏月とも四ヶ月
 分 外 二十二月末手代拜命三付後
 半ヶ月御増金共

高金 壹ヶ年 金六十両 十三ヶ月分
 一 金 貳両壹分 手代並 佐埜 豊藏
 永五拾七文六分
 但 十二月後半ヶ月分
 前同断

一 同 拾八両壹歩 同 阿部 虎吉
 永貳百拾壹文壹分
 但 十月より十二月迄 閏月とも
 四ヶ月分

高金 金三十両 十三ヶ月わり
 一 同 九両 通詞役
 永貳百三拾文九分 佐々木 傳吉
 但 十月より十二月迄 閏とも四ヶ月分

高金 金五十両 十三ヶ月わり
 一 同 十五両壹分 小使役 松永 忠藏
 永百三十四文四分
 但し 十月より十二月迄 閏とも四ヶ月分

高金 金五十両 十三ヶ月わり
 一 金 十五両壹分 小使 酒井 清太郎
 永百三十四文四分
 但し 十月より十二月迄 閏月とも四ヶ
 分

高金 金三十両 十三ヶ月わり

一 同 壹両 同並 辻村 初三郎
 永百拾五文八分
 但し 十二月後半ヶ月分

一 同 拾両貳歩 手代小使 七人
 筆墨料
 後半ヶ年分

高金 金拾両 十三ヶ月わり
 一 同 三両三分 名主 老人
 永九拾六文壹分
 但し 九月より十二月迄 五ヶ月分

高金 八両宛 十三ヶ月わり
 一 金 九両 組頭 三人
 永貳百三拾文七分
 但し 九月より十二月迄 五ヶ月分

前同断 十二月新二相増分
 一 同 貳分 同 老人
 永百十五文四分
 但し 十二月 壹ヶ月分

高金 五両ツ、
 一 同 七両一分 百姓代 四人
 永五拾七文八分 内 老人 九月より
 十二月迄
 四ヶ月分とも

但し 九月より十二月迄 五ヶ月分
 合金 六百三拾四両壹分 永貳百四拾六文

〔2〕
 一 旧請負人より引継諸色并本陣御収納蔵其
 外代金調
 一 金 八千百三拾四両壹分 本陣脇本陣并
 御収納蔵其外
 蔵々代金 高

一 同 七百八拾四両三分 本陣脇本陣
 永九十三文八分 諸道具代金 高

一 同 千百拾九両貳分 御収納金品并
 永百六拾文 本陣脇本陣引
 継諸色代金 高

合金 壹萬〇〇参拾八両三分
 永参拾八文(ママ)

〔3〕
 一 御仕入品員調
 一 玄白米取合 四百四拾七石四斗四升七合
 直段平均 壹石二付 金十壹両
 永五拾壹文貳分四厘

代金 四千九百四拾四兩三歩
 永八十八文四分
 一 金 貳拾四兩貳分 餅白米 五俵
 永百四拾毫又五分
 升 三斗九升三合
 直段 七十匁
 一 同 四拾七兩貳分 同 拾表
 永百廿九文 升 三斗八升四合
 直段 毫石二付
 金 十貳兩貳分
 永百五十一文三分
 一 同 三兩貳分 小豆 毫俵
 永百貳文九分 升 貳斗八升
 直段 七十匁
 此金 五千〇廿兩貳分 永貳百拾毫文八分
 一 金 七拾四兩貳分 味老 取合
 廿四たる
 直段 金三兩
 永百四文貳分
 一 同 十八兩三分 味老 貳斗入 十樽
 直段 金毫兩三分
 永百廿五文
 一 同 四拾毫兩毫分 醤油 貳斗入 廿樽
 直段 金貳兩毫朱
 一 同 貳拾九兩 醤油 毫斗入
 廿貳たる
 直段 金毫兩毫分
 永六十八文貳分
 此金 百六拾三兩貳分歩也
 一 金 貳百兩也 越後酒 八十樽
 直段 金貳兩貳分
 一 同 四百兩也 大坂酒 八十たる
 直段 金五兩ツ、
 此金 六百兩也
 一 同 四百五拾七兩毫分 木綿類并小間物
 永百八十三文八分 残紙釘口々取
 合品代
 金 高
 一 金 二十兩一分 鱈油貳石貳斗
 直段 四斗二付
 金 五兩貳分
 一 同 百七十七兩毫分 繩薙代 高
 永貳百十九文三分
 此金 六百六拾五兩永百五拾三文一分
 合金 六千四百四拾九兩毫歩
 永百拾四文九分

〔4〕

一 出石高調
 出產物惣石取揚高
 一 二万三千三百拾貳石四斗四升一匁九才五
 毛(ママ)

内訳
 身欠 鯛 鯛共 毫万貳千七百四拾石毫斗五
 升三合七勺五才
 此税取立方 毫割六分
 鯛 粗 四千六百廿毫石三斗毫升六
 勺毫才貳毛
 右 粗之義 八雨天続ニテ多分之寄り
 出来伺濟之上用捨之分モ有之申候
 此税取立方 毫割
 干鱈 鯛共 九拾毫石四斗六升貳合五勺
 此税取立方 貳わり
 鱈油 七石貳斗
 大毫本 三勺九才
 此税取立 鱈 中毫本 三勺四才
 小毫本 貳勺六才
 白子 数之子
 笹目之類 四千八百三拾石
 此分 無税
 煎海鼠 干鮑 八斗四升
 此税取立 漁船毫艘より拾五斤宛
 秋味 鱈 千〇貳拾貳石〇毫升三合三勺三
 才
 此税取立方 貳わり
 右税高 貳千六百八拾毫石三斗毫升八合貳勺四
 才
 外
 一 金四拾毫也 昆布役
 是は新船一艘より金毫兩宛 四拾毫艘分
 〔5〕
 一 税納産物売払代金調
 一 鯛類 粗共 貳千四百三拾六石八斗五合
 貳勺五才
 直段 百石二付平均
 金 五百六拾五兩貳分永百拾四文六分
 代金 毫万三千七百八拾貳兩三歩永百七拾
 七文八分
 一 干鱈 貳百三拾貳束
 直段 毫束 金毫兩毫朱
 代金 貳百四拾六兩貳分也
 一 鱈油 貳石貳斗
 直段 四斗二付 金五兩貳分也
 代金 三拾毫分也
 一 干鮑 百九拾五斤
 直段 毫斤 金貳朱ツ、
 代金 四拾四兩毫分永百廿五文
 一 煎海鼠 拾五斤
 直段 毫斤二付 永百五拾六文三分
 代金 貳兩毫分永九拾三文八分
 一 金四拾毫 昆布役
 是は新船一艘より金毫兩ツ、四十一艘
 分
 合金 毫万四千毫百廿(四拾)七兩毫分永百四

拾六文六分
 外
 一 秋味鮭税 貳百〇四石四斗貳合六勺六才
 六毛
 右は十一月中現品にて小樽へ相廻申候

[6]

浮浜小物成調
 一 建網冥加金 壹投二付 金三兩宛
 一 出稼滞在役 男老入 永百文
 女老入 永五拾文
 一 合船役 右取立方之義は海官所
 御規則通取立之事
 一 永住四半敷役 壹軒二付 永四拾五文
 一 出稼商人役 上下老入より
 金壹分より貳朱迄
 一 職人役 永住老入二付 金三朱宛
 出稼老入二付 金壹分貳
 朱宛
 一 旅家役 壹軒二付 金三分宛

[7]

永住出稼戸籍調
 一 永住家数 貳百三拾軒
 此人別 八百〇五人
 内 男 四百四拾貳人
 女 三百六拾三人
 一 出稼 四拾三軒
 此人別 百貳拾五人
 内 男 六拾六人
 女 五拾九人

[8]

開墾調
 一 開墾畑地 六万四千九百坪
 此反数 廿壹丁六反三畝三歩
 内
 壹万貳千九百八十坪
 此反数 四丁三反貳畝六歩
 是は午年新二相増候分

[9]

社寺調
 一 稻荷社 壹棟
 一 禅宗 松前 龍雲院末 永全寺
 一 浄土宗 臼 善光寺末 寶隆寺
 一 浄土真宗 東本願寺 掛処
 右本願寺之義は午年新二相増候分

[10]

漁場調
 一 字浜中村 鮮建網 拾三投
 一 字山臼村 同 貳拾八投
 一 字沖村 鮮建網 拾八投
 一 字フンコへ村 同 壹投

六拾投
 内 拾八投十月中 新規相増候分
 一 字山臼村 秋味建網 壹投
 一 字モイレ村 同 壹投
 一 字上余市川 同建網 三投
 一 同 同小引網 三投
 一 上余市浜 同大引網 貳投

[11]

漁網調
 一 鮮建網 六拾投 但 村方所持之分
 内 拾八投十月中 新規相増候分
 一 同差網 貳千百枚 前同断
 一 秋味鮭引網 貳投
 一 同川引網 三投
 一 同建網 大小 五投
 内 貳投浜にて相用
 三投川にて相用

[12]

大小船調
 一 三半船 百六拾五艘
 一 持府船 八拾貳艘
 一 磯船 貳百艘
 一 橋船 壹艘
 一 中遣船 貳艘
 四百五拾艘

[13]

馬員調
 一 馬 八拾壹疋
 内
 御備馬 貳拾八疋 駒 廿疋
 村方馬 五拾三匹 駒 八匹
 駒 三十疋
 駒 廿三匹

右は去年年諸調書面之通御座祖候 以上
 未六月

(1)

御下ケ金調書

一 金 千両は 但 去巳年十月廿三日 於
 錢函ニ御貸下ケ金札
 右ハ米穀諸品御差支ニ付当余市場処備米外品と
 も一時融通可致旨 島判官殿より御達ニ付 御
 受仕候処 其節米九拾五石四斗五升 越後酒十
 樽 ミネ拾樽 器由壹斗入拾樽 鮮身欠二四入
 五箇相廻申候 就てハ場処人氣ニも相拘り可申
 候ニ付御下ケ金相成申候 上納方之義は当五月
 中上納可致旨被仰聞候間 右之趣ヲ嚴重ニ申達
 浜方へ貸下ケ申候ニ付 当五月は急度上納可仕

候

(下げ札)

米穀ヲ除キ外諸品ハ料御下ケニ相成申候

一 金 七百兩は 但 去巳年十一月晦日 於 錢函ニ御貸下ケ金札

右ハ御直支配被遊候趣意ニ付 漁場為手配之御 用達之御下ケ金ニ相成哉 上納方ハ矢張前同様 被仰聞候 此段申上置候 以上

午三月

余 市

林 少主典
堀口 少主典

(2)

余市元運上家帳役之者之尋之廉々并答振書

余市元運上家帳役之者之尋之廉書答振廉書

一 元運上家二年々遺料何程入用相成候哉

一 右之儀は別ニ有金と申ハ無之 漁入 用之遊繩共 其外米酒并ニ雜品ニ 至迄現品ニて松前店元より買下し 候間 私ともニては暁ト物金高差 当御答申上兼候得共 運上家元ニ て年々受払仕候高凡左の通

一 働方給料高凡金三千五百拾兩 但惣 人別九十人 老入ニ付金三十拾五兩 位 尤給料手当共如斯

一 御役々様御通行御見送途番人小遺料 其外雜費遺捨共金五拾兩位

一 同所本陣并蔵々其外共修復老々年何程相掛 候哉

一 運上家并諸蔵々入用高凡一カ年金 (下げ札) 此廉取調之上可申候

一 官員罷越候節 食料其外雜費何程相掛候哉

一 御役々様御通行雜費高儀は凡一カ年 平均金八百兩余

一 本陣其外兼て相働居候者 食料并雜費一カ 年何程相掛候哉

一 薪炭油年中何程相掛候哉

一 右食料并其外左の通
米 八百七拾八俵 但四斗入
此石 三百五拾老石貳斗
此代金 三千五百拾貳兩 四斗ニ 付 金四匁

右は本陣并秋味漁中七月より正月迄 越年山仕事共食料分
味噌 百樽 老樽ニ付 金貳兩貳分
同断ニ付 十三匁入
此代金 貳百五拾兩

醤油 百三拾樽
但 老樽ニ付 金老兩
同断ニ付 老斗入
此代金 百三拾兩

竹原塩 三百八拾俵

但 老俵ニ付 三分貳朱
同断ニ付 四斗入

此代金 三百三拾貳兩貳分
右は春秋漁中元運上家引越番人并 越年ニ至迄飯菜之見込ニ御座候

薪 八百六拾匁
但 堅五尺横六尺 老匁付
此代金 七百五拾貳兩貳分 老匁 二付 金三分貳朱

右は本陣并秋味漁場ニて相用候分
炭 八百五拾表
内 三百五拾表 運上家手限ニて 焼立候分

差引テ
残炭五百表
此代金三十拾貳兩貳分 老表ニ付 永六拾五文

右は本陣并山道通行家年中遺用
油 四拾樽 但 老樽ニ付 貳斗入
此石 八石
内 七樽

是は浜方漁民之内 鯡漁手透ニ漁 候鱈大小取合平均老疋ニ付三勺四 才ツ、取立候役高
差引テ

油 三拾三樽
但 老樽ニ付 金三兩貳分ツ、 同断ニ付 貳斗入

此代金 五拾五兩貳分
此金五千六拾五兩

一 帳役其外飯焚体ニ至迄衣服等之儀如何仕賄 候哉

一 右之儀は働方ヲ除 帳役手代飯焚丈 ケハ運上家支配人より夫々ニ忘し仕賄 遣し申候 其他は不殘自己仕賄申候

一 筆墨紙買入高何程ニ候哉

一 右大凡一ケ年買入高之儀左ニ
半紙 六匁入 五箇
此匁 三拾匁
代金 四拾五兩
但 老匁ニ付 金老兩貳分

美濃紙 貳束半
代金 三兩貳分
但し老束ニ付 金老兩老朱也
薄口紙 拾匁
代金 拾貳兩貳分

但し老匁ニ付 金老兩老分
西之内紙 老匁半
代金 三兩三分
但老匁ニ付 金貳兩貳分

糊入紙 壹束
代金 壹兩壹分

白半切紙 貳匁
代金 貳兩貳分
但壹匁二付 金壹兩壹分

蠟 同 三匁
代金 貳兩

一 筆 百対 但 壹本二付 錢三百文
代金 六兩

墨 拾五丁
代金 三分貳朱ト永六拾貳文

此金 七拾七兩壹分貳朱ト永六拾貳文
五分

一 夜具類買入高一ヶ年何程
右之儀は前件御役々様御通行雜費見込
金之内二見込申候

本陣入費
惣高 五千百四十貳兩壹分
永百八十七文五分

一 官員賄代何程受取来候哉
一 右は壹兩二付 錢壹貫又請取来候

一 諸藩士前同断之節は如何
一 前官員方同様二御座候

一 商用向にて罷越候もの運上家におゐて一切
止宿為致申さる由二候得共 中ニ
は知者之向も有之 又は漁民之内
へ止宿兼候ものも可有之ニ付 運
上家へ世話願出候節は是迄如何致
来候哉
一 右之儀有之候節は是迄運上家并ニ
番家等にて止宿為致申候 尤賄料
は一切無之事ニ御座候

一 運上家賄之儀は請負人不断場処ニ居合不申
付支配人一手にて取賄候哉 又は受負人よ
り万事申付置候哉
一 右之儀節は万事請負人より支配人
え申付取賄仕申候

一 運上家ニ不断罷在 惣体之心配致候もの給
料何れ之廉より差出候哉 矢張運上家雜費
之内より相弁候哉
一 右給料并惣て元店より差遣 当運
上家よりは差遣し不申

一 帳役番人ニ至迄引越建家之儀は一己にて取
住居致居候哉 又は運上家より建遣候哉
一 右之儀は運上家より建遣置申候

一 土人并ニ土着番人稼方其外浜徒中之者へも
売渡候品は一ヶ年何程ソノ金仕入来候哉
一 土人より取立方は土人介抱之廉ニ
て申上候 番人稼方之分は請負人
より買 下し直段之俵にて貸付申
候 浜中儀は当時聊も無御座候

米酒雜穀は勿論醬油味噌并ニ客用之夜具新
規仕入候分一ヶ年積金高何程ニ相成候哉

一 酒米穀其外とも御役々様御通行御
入用之分ハ前件御通行雜費へ相廻
申上 其他は多分土人并ニ浜方入
用ニ候間 漁番家入用品并土人撫
育方介抱之廉にて申上へく候

一 塩味噌之儀は前件本陣其外にて食
料にて答上申候

一 客用之夜具新規仕入候分前件御通
行雜費之内ニ給し申上候

一 番家ト唱夫々建置 番人差遣置候後 如何
にて所置致居候哉

一 番家ト被申ハ運上家前卷ヶ所 字
ハルトロ壹軒 スウチ壹軒 ヤマ
ウシ貳軒 テタリヒラ壹軒 石泊
壹軒 イウナイ壹軒 都合八軒有
之 漁業之為番人稼方其外土人
夫々割合致差遣置 委細之儀は左
之廉書にて申上候

一 前番家ニ罷在候番人ハ年中彼の処ニ居付罷
在候哉 又は漁業中のみにて何月より何月
迄罷在候哉 且又兼申置候人数之内哉 別
ニ差出候事歟 如何

一 番家付番人食料其外ハ何程相掛り候哉
一 番家之儀は左ニ運上家前番家卷ヶ
所 梁間四間二桁間十間半
右へ頭役老人 船頭番人稼方土人
ニ至迄春漁中ハ大凡七拾人余差遣置
尤建アミ三投にて漁業仕候
右入用大凡
一 米 百九拾七表
但 四斗入二付 金四兩ソノ
代金 七百八拾八兩

一 薪 百七拾五鋪
但 前件五六二付
壹敷 金三分貳朱

代金 百五拾三兩貳朱

一 酒 小間もの外品取交の入用
代金 三百兩
此ハ金 千貳百四拾壹兩貳朱

一 油之儀は番家にて製し相用候間
別段代金差出し不申候 尤前薪之
儀は煮もの寒防等二のみ用候儀ニ
無之油製し方ニも相用申候

一 食料之儀は前件本陣并秋魚場にて
相用候外ニ御座候

一 給料等は稼方のみ前件にて申上候
得共 番家丈ヶは跡廉にて申上候

地名 ハルトロ
番家卷ヶ所 梁間四間 桁間八間

右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
 土人貳十四五人差遣 建アミ老投
 ニて漁業仕候 漁後は人数引上ケ
 秋漁場へ差廻し留主居之もの斗り
 差置候
 右入用大凡
 米 六拾八表
 但 四斗入 老表 金四両
 代金 貳百七拾貳両
 一 薪 五拾八匁 前件五六二付
 金三分貳朱

代金 五拾両三分
 小間もの外品取交の入用
 代金 九拾両位
 此金 四百拾四両三分ママ
 一 油 其外共運上家前同断之事

地名 ヌウチ
 番家老ケ所 但 梁間四間
 桁間十一間
 右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
 土人二至迄四拾七八人差遣 建網
 老投ニて漁業仕候 漁後は留主居
 之もののみニて差置 其外は人数
 引上ケ秋漁場へ相廻し申候
 右入用大凡
 米 百三拾五表 但 前件之通
 代金 五百四拾両
 薪 百貳拾鋪 但 前件之通
 代金 百〇五両
 酒小間もの外品入用
 代金百八拾両
 此金 八百貳拾五両
 一 油 其外前件番家々ニて申上置候通

地名 ヤマウシ
 番家老ケ所 但 梁間三間半
 桁間十間
 右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
 土人迄二貳十四五人差遣 建アミ
 老投ニて漁業仕候 漁後は矢張前
 件之通
 右入用大凡
 米 六拾八表 但 四斗入二付
 金四両
 代金 貳百七拾貳両
 一 薪 五拾八匁
 但 前件五六二付
 老敷金三分貳朱
 代金 五拾両三分
 酒小間もの外品共
 代金 九拾両
 此金 四百貳拾貳両三分
 一 油 其外は前同断之通

地名 ヤマウシ
 番家老ケ処 但 梁間四間半
 桁間十一間
 右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
 土人迄二四拾七八人差遣 建アミ
 老投ニて漁業仕候 漁後は前件申
 上候之通
 右入用大凡
 米 百三拾五表 但 四斗入二付
 金四両
 代金 五百四拾両
 薪 百貳拾匁
 但 五六二付 老敷金三分貳朱
 代金 百〇五両
 酒小間もの外品共
 代金 百八拾両
 此金 八百貳拾五両

地名 テタリヒラ
 番家老ケ所 但 梁間四間
 桁間八間
 右番家へも前同断 番人稼方土人
 迄二貳拾四五人差遣建アミ老投ニ
 て漁業仕候 漁後矢張り前同断之
 通
 右入用大凡
 米 六拾八表
 但 四斗入老表 金四両
 代金 貳百七拾貳両
 薪 五拾八匁
 代金 五拾両三分
 酒小間もの外品入用
 代金 九拾両
 此金 四百貳拾貳両三分
 一 油 其外は前同断之通

地名 シユマトマリ
 番家老ケ所
 但 梁間三間半 桁間七間
 右番家へも テタリヒラ番家同断
 ニ御座候
 右入用大凡
 米 六拾八表 但 前同断
 代金 貳百七拾貳両
 薪 五拾八匁
 代金 五拾両三分
 酒小間もの外品入用
 代金 九拾両
 此金 四百貳拾貳両三分
 一 油 其外は前同断之通

地名 イユナイ
 番家老ケ所
 但 梁間四間 桁間八間

右番家へも テタリヒラ番家同断之
通
右入用大凡
米 六拾八表 但 四斗入壹表
金 四

両
代金 貳百七拾貳両
薪 五拾八數 但 壹數三分貳朱
代金 五拾両三分
酒小間もの外品入用
代金 九拾両
此金 四百貳拾貳両三分

一 本陣蔵々何ヶ処有之 間數何程候哉
一 御本陣 壹棟 梁間八間 桁間廿五間
一 御備米蔵 壹棟
一 文書蔵 壹棟
一 米蔵 貳棟
一 道具蔵 壹棟
一 税納蔵 壹棟
但 貳戸前有之候て一間之差掛有
之候

一 網芋蔵 壹棟
一 酒味噌醬油蔵 壹棟
一 緋
一 荷物蔵 三棟

内
壹棟ハ三戸前有是一間之差掛ヶ
壹棟ハ貳戸前有是前同断
壹棟ハ壹戸前二御座候
一 雜物蔵 貳棟

内
壹棟
壹棟
筵繩蔵 壹棟

一 秋味漁場手配向雜費何程相掛候哉
一 右ハ春漁取仕舞後春人別不殘引上ヶ
相廻し漁業仕候
右入用大凡
一 米の儀は前件前件本陣其外食料高二
込メ申上置候
薪之儀も前同断二御座候
一 酒あらもの小間もの入用
代金 貳百両
一 竹原塩 貳千五百表
但壹表二付三分貳朱
代金 貳千八百八拾七両貳分
此合金 貳千三百八拾七両貳分

一 秋漁場二付蔵々何ヶ処 間數何間有之候哉
一 漁場小家 壹ヶ所 梁六間 桁十四間半
一 鮭塩切蔵 壹棟

一 雜物蔵 壹棟
一 塩蔵 壹棟
一 網蔵 壹棟
一 舟蔵 壹棟
一 細工小家 壹棟
一 舟細工小家 壹棟

一 春漁場其外附屬之諸道具何程

一 春漁場八ヶ処
内
本陣前 壹ヶ処
ハルトロ 壹ヶ所
ヌウチ 壹ヶ所
ヤマウシ 貳ヶ所
テタリヒラ 壹ヶ処
シユマトマリ 壹ヶ処
イユナイ 壹ヶ処

建網 拾貳投
右入用諸道具
古古網 拾貳枚
但 百目 十一尋 十一反
但 壹投二付 壹枚ツ、
前繰網 拾貳枚
但 三十目 十一尋 十一反
但 前同断
立上ヶ網 拾貳枚
但 五十目 百目 合て
十貳反 十貳反

但 前同断
袋 大小 四拾八
但 八反より十反迄
緋 釜 參拾六枚
同筒 參拾六組
但 小道具付
舟 大小 六拾艘

内
三半舟 貳拾四艘
橋舟 拾貳艘
磯舟 貳拾四艘

一 秋味鮭漁業之節如何手配致 尚附屬諸道具
何程

一 右は前件申上置候通 春漁廻り候人
數漁後差遣 夫ニ手預り漁業に附屬
之品左之通
漁場四ヶ処
余市大浜 壹ヶ所
川尻 壹ヶ所
ヤマウシ 壹ヶ所
川 壹ヶ所

引網 五統
建網 五統
右何れも糸網大浜にて相用 引網
貳統は打廻し千間 其他は百五拾
間 是小網小立アミ貳統ハ川にて

之儀は建アミニテ漁業仕候

(3)

余市場所浮小物成高其外出金廉々取調書

覚

入金 百五拾疋両老分 永式又四分
余市御場処浮小物成 老カ年分
取
立高去子年より辰年迄
五カ年平均

内

金 九拾七両 建網老投二付
永 式百文ハ 金二両ツノ取立分
金 五拾四両 是ハ合舟役永住家役
永五拾式文四分 出稼其外免判役
但 此分其年二寄 永住家役其外増減も
有之候ハハ確定相成不申候

出金 千五百両 元運上家 老カ年暮方雑費
卯年分

出金 八百両 本陣井山道通行家御通行御
役々様取扱入用 老カ年分

出金 九拾両 余市御役処御入用三ヶ年
分

但 此分其年柄二寄諸品相庭之騰低二応
御入用高多寡有之申候

出金 四千九百両 土人遣方二付 老カ年撫育
品共見込高凡

下げ札

出金 百七拾両 岩内越 古平越両方山道路
橋普請入用 老カ年分凡

但 此分其年二寄 風雨ニテ満水等有之
候へハ 入用高多分相増申候

出金 千六百両 人足六千人
岩内古平ヲシヨロ右三方
老カ年遣員入用見込凡

但 此分馬数老カ年凡式千三四百迄遣方
も有之ハ共啖ト詰兼候ニ付人足二込

申

上候

右之通ニ御座候 以上
午三月

(4)

余市場処漁民よりは是迄取立候諸税元運上家帳
役之者え尋之廉々答振書

余市場所漁民よりは是迄取立候諸税元運上家帳役
之ものへ尋書并答振

一 鯿類之儀役取立方如何仕来候哉

答 右之儀ハ洞鯿ト身欠ト不取離前ヲサ
ハキ ト唱候 二八役ト申ハ拾疋より老
疋六分取立仕来候 但二八役之内四分之

用捨仕候

鯿ノ粕税老割

但 右ノ粕之儀は虫食損しも有之候ニ付
壁ハ五拾玉ノ揚候内 改之節模様ニ寄老
玉位ハ用捨も有之候

一 雑品改之儀は如何取立来候哉

干鱈式割税取立来候得共 干揚ケ不申候
分は取立不申候

干鯿 前同断

干鮑ハ漁民ニテ漁り不申候 適々取上ケ
候ても食用ニ相成り申候

煎海鼠 漁民ニテ一切漁り不申候

昆布之儀は是迄漁民ニテ刈取不申候 尤も昨已
年漁民ニテ刈取候得共 御恢覆ニ付諸役免除被

仰出ニ付 役取立不申候

雑魚之儀ハノ粕ニ致候得ハ矢張荷物ニ相成り候
ニ付 鯿ノ粕同様老割税取立申候

一 産物之内無税之品有之哉

鯿之白子 鯿油 笹目 右鯿之鯿ヲ干上
ケ候品也

此外伐木品都て税取立不申候

(5)

余市元運上家帳役之者え同所夫役之儀尋之
廉々答振書

余市御場所元運上家帳役之者ハ同所夫役之儀尋
之廉々答振書

一 余市場処三カ年之夫役定数有之候事哉

一 当所夫役之儀は御触達も無之候得共
老期ニ付十二ヶ月三人位ツ

一 先触面二人足老人と記し有之自然三人差出
候節は矢張通行役々よりハ一人前之賃銭下
ケ渡候事ニ付 其割は如何致遣し候哉

一 御先触面二人足老人と記し有之候得
共時宜ニ寄三人又ハ五人も差出候儀
も有之申候 尤も是迄増賃銭請取不
申矢張老人前之賃銭右人数ニ応し割
渡遣シ申候

一 遠路ハ罷越候人足共食料草鞋之儀は如何致
遣し候哉

一 遠路ハ罷越候人足共食料草鞋等ハ去
ル寅年迄ハ運上家より差出候得共其
後ハ自分持ニ相成り申候

一 当場所より岩内其外ハ相越候人足共 風雨
井ニ吹雪之砌一泊不致候ハ難越節ハ他場
処ニ至り泊方如何致候もの哉

一 右他場所ニテ泊方之儀ハ先場運上家
之差図を受 止宿為致申候

一 他場所より相越候人足前同断之節ハ取斗方
如何ニ致候哉

一 右止宿為致方之儀は運上家より差図
致シ 旅竈屋木賃宿渡世之者一同ハ
夫々割合一泊為致申候

- 一 人足其他処行飯米差支候節 買入方ハ如何致候哉
 - 一 右飯米差支候節ハ其運上家より買入又ハ借請候節も有之 返済方は運上家にて取立 先方え返済致申候
- 一 官員より請取候人馬賃錢ハ運上家之下渡シ其後割下ケ之儀ハ如何致遣候哉
 - 一 右御下渡人馬賃錢ハ御先触面之通請取 其人数ニ応じ割合 尤渡方之儀ハ其都度人馬繼賄掛之もの立会にて相渡申候 但御備馬之儀ハ運上家にて前同断割合ヲ以テ取置申候
- 一 諸藩士又ハ平通行御添触ニて人馬願出候節ハ賃錢如何程受取候哉
 - 一 右御添触持參御通行之節ハ矢張御定賃錢受取前同断夫ニ割渡申候
 - 一 風順不直ニ付何れへ往来致候舟二落船之砌人足願出候節ハ人馬繼触之者へ相談之上賃遣し賃錢之儀ハ双方熟談之上為受取申候

(6)

午三月 與市御本陣脇本陣役割人別書上

與市御本陣脇同割人別書上

覚

御用達

- 御本陣守井漁業惣手配方 長 七
- 御本陣守井漁業惣手配代 第 吉
- 通詞役 源 八
- 同下役 傳 吉
- 土人差配方 徳三郎
- 御本陣帳役 忠治郎
- 手代 友 吉
- 同 松治郎
- 同山取締役兼 久兵衛
- 同手附 勝 蔵
- 同台所并蔵々取締役 文太郎
- 同蔵廻り手附 藤 松
- 同前同断 藤五郎
- 給仕方 定 吉
- 同 清 蔵
- 同 弥 市
- 同 助 吉
- 同 初 蔵
- 御出張小遣役 寅 吉
- 同 忠 蔵
- 料理方 久 七
- 同手附 清 六
- 靴師 吉三郎
- 召焚 米 松

- 同 八太郎
- 同 政 吉
- 庭掃除方 若者式人
- 但シ 右人別之内重立者相殘 余は
- 御用向又は御通行無之節 漁
- 業場へ手分ケ加勢仕居候
- 脇本陣
- モイレ巻ケ所 建網
- 三筒頭役 作右衛門
- 船頭役 三 蔵
- 同 平十郎
- 同 兼 松
- 下船頭 源之助
- 同 卯 吉
- 同 佐太郎
- 外二番人稼方 三人
- 同雇人 式拾四人
- 男女土人 四拾老人
- ハルトロ 巻ケ所
- 頭役 佐五右衛門
- 船頭役 寅 蔵
- 下船頭 要 吉
- 外二雇人 拾人
- 男女土人 拾式人
- ヌウチ 巻ケ所 網式筒
- 頭役 嘉四郎
- 船頭役 萬 蔵
- 同 松五郎
- 下船頭 藤 吉
- 同 藤 蔵
- 外二番人稼方 式人
- 雇人 拾六人
- 男女土人 廿七人
- 山白 巻ケ所
- 頭役 由 松
- 船頭役 佐之助
- 下船頭 政 吉
- 外二雇人 拾人
- 男女土人 拾式人
- 尻場 巻ケ所 式筒
- 頭役 嘉兵衛
- 船頭役 長右衛門
- 同 丑 蔵
- 下船頭 松 蔵
- 同 市 蔵
- 外二番人 式人
- 雇人 拾六人
- 男女土人 廿七人

フタリヒラ 卷ケ所 士人 男女 百五十五人
 頭役 豊吉 右之通二御座候 以上
 船頭役 友吉 午三月
 下船頭 金次郎 (7)
 外二雇人 拾人
 男女士人 拾貳人

余市場処年寄其外給料手当金伺書

シニマトマリ 卷ケ所
 頭役 熊五郎
 船頭役 留八
 下船頭 五兵衛
 外二雇人 拾人
 男女士人 拾貳人

余市場処年寄其外給料手当金伺書

- 一 年寄 貳人
此給料卷カ年金何程差遣可然哉
- 一 村役 漁業取締 四人
此給料前同断
- 一 秤取 壹人
此給料手当共卷カ年何程
- 一 秤取手伝之者 壹人
此給料手当卷カ年前同断
- 一 秤取手伝小者 壹人
此給料手当前同断
- 一 山林取締之者 三人
此給料手当前同断
- 一 出張処小遣 貳人
此給料手当前同断
- 一 取締手先役 貳人
此給料手当卷カ年前何程

コウナ井 卷ケ所
 頭役 勝五郎
 船頭役 市太郎
 下船頭 勘太郎
 外二雇人 拾人
 男女士人 拾貳人

以上 脇本陣八カ所 建網 拾貳箇

鍛次場守 初太郎
 手附 石松
 同 善作
 細工場守 金作
 外二職人 三人
 木引小家守 伊之助
 外二職人 貳人
 御備馬扱方 弥吉
 末吉
 外二手附 貳人
 畑地守 三助
 外二若者 壹人
 川渡守 徳松
 外二若者 壹人

(8)

昨巳年余市元運上家手漁方并漁民より諸役取立高調書

昨巳年余市元運上家手漁高并漁民より諸役取立高取調書

- 一 金 老万四千九百廿八兩卷分永貳拾貳文卷分
此石 三千九百六石一斗八升二合八勺
- 一 金 五千四百四拾九兩永貳百廿八文八分
此石 千六百七拾六石六斗八升五合八勺
但 百石二付平均三百廿五兩
- 内
胴鯿 壹万八千束 元運上家手漁高
此石 八百三拾貳石五斗
胴鯿 壹万八千束貳百五拾三束
漁民より二八役取立高
此石 八百四拾四石壹斗八升五合八分
- 一 金 貳千貳百九拾貳兩三分 永五拾文
但 百石二付金四万兩
- 此石 五百七拾三石貳斗
- 内
鯿身欠 千貳百六拾本 元運上家手漁高
此石 貳百七拾七石貳斗
- 同 千三百五拾本

ルヘシへ通行家守 米 蔵
 帳役 庄吉
 給仕役 熊蔵
 卯之吉
 政吉
 外二若者 貳人
 但し 大御通行有之候節は御本陣より加勢
 参申候
 右同所炭焼 淺次郎
 外二若者 壹人

惣人数 三百五十五人
 内
 番人 七拾四人
 雇人 百廿六人

漁民より二八役取立高

但 老斤二付前同断

此石 貳百九拾七石
一 金 三百八拾七両 元運上家手漁高
白子 百五拾本
此石 九拾石

此石 老石四斗八升貳合貳勺四才
此目方 五拾九匁貳百八拾九匁五分
是も昆布同様之事

但 百石二付 金四百三拾両
右は漁民より役取立不申候
一 金 五百廿貳両卷分ト永貳百文
より数ノ子 貳百貳本 元運上家手漁高
此石 百貳拾老石五斗
但 百石二付 金同断

一 金 三千三百六拾老兩三分永九拾三文
秋味鮭大よりヒン取合千八百廿束
此石 六百三拾四石三斗一升
元運上家手漁高
但 百石二付 五百三拾両

右は前同断
一 金 百三拾五両 前同断
此石 三拾三石七斗五升
但 百石二付 金四百両

右之通二御座候 以上
午 三月

不数ノ子 (ママ) 五拾本
右は漁民より役取立不申候
一 金 四百拾四両 元運上家手漁高
笹目 貳百五拾七本
但 百石二付 金貳百三拾両

(9)

余市場処建網冥加并小物成金調

余市場処建網冥加并小物成金調

此石 百八拾石
右は前同断
一 金 貳千貳百廿九両卷分 永貳百廿八文貳分
此石 五百八拾六石七斗四合八勺
但 百石二付 金三百八十両

一 建網冥加金 但 老投二付 金 三両
去子年より辰年迄五カ年平均老ケ年
金 九拾七両永貳百文

内
一 粕 六百五拾本 元運上家手漁高
此石 四百三拾七石四合八勺
一 粕 貳百貳拾本 漁民より取立役高

一 小物成金 是は合船役永住家役并出稼人役其外切手銭等也
前同断老カ年分
金 五拾四両永五拾四文四分
右之通二御座候 以上
午 三月

(10)

(表紙が失われたと思われる)

此石 百四拾九石七斗
一 金 六拾老兩卷分 前同断
干鱈 七拾束 但 東 金三分貳朱
此目方 千七百五拾匁
老束 目方貳匁五百匁

余市場処土人へ旧来よりラムシヤト唱 官より被下品当元運上家よりも差遣候品有之二付 是迄之定員調書

此石 四拾三石七斗五升
一 金 貳拾五両
昆布千丸 但 老把二付目方貳匁
此目方 五拾石 百石二付 金五拾両

年々七月頃夏ラムシヤ之節官より被下品

此石
右は土人稼方之者諸品等元運上家より兼て借受有之候二付 自分漁致 元運上家二壳渡 借品差引勘定致候事
一 金 拾貳両 永五拾貳文 元運上家手漁高

一 越後酒 五斗三升
是は乙名脇乙名共三人 老人二付三升ツ、
小使四人ニ土産取貳拾老人都合貳拾五人
老人分貳升ツ、被下置
惣乙名より土産取迄貳拾八人ハ焚飯一汁 貳菜善部ニて為給候

干鮑 百拾七斤卷分スリン
但 老斤金 永百貳拾文九分
此石 四斗六升八合四勺八才
此目方 十八匁七百三拾九匁貳分

前同断

一 金 三拾八両貳朱ト永四拾五文六分
煎海鼠 三百七拾斤五分六リン

一 葉煙草 貳拾八把
是は前同断 貳拾八人 老人二付老把ツ、
年々ラムシヤ之節官より被下品

一 越後酒 九斗七升
是は平土人老若 九拾七人士人老人二付

一 升ツ、被下置
前同断

一 小刀 壹枚ツ、
是は役土人より平土人十五才以上 百四拾七人 老人二付前同断壹枚ツ、被下置候

一 木綿針 五本ツ、
是は女土人壹拾五才以上 百貳拾三人 老人二付 前同断五升〔本〕ツ、被下置候

一 越後酒 四斗八升五合
是は女土人男女小兒二至迄 百九十四人 老人二付貳合五勺ツ、被下置候

同 三升
是は正月元日 年始二罷出候節 役土人小使六人 老人二付五合ツ、被下置候

同 三升
是は八朔御礼二罷出候節 前同断被下置候

年々ラムシヤ之節
同 壹斗貳升
是は惣乙名より脇乙名迄三人 老人二付四升ツ、元運上家より遣申候

年々ラムシヤ之節
一 越後酒 三斗貳升
是は小使役三人 老人二付四升ツ、元運上家より差遣申候

同 四斗貳升
是は土産取土人廿老人 老人二付貳升ツ、前同断 差遣置申候

同 九斗七升
是は平土人老若 九拾七人 老人二付壹升ツ、前同断差遣置申候

同 同 四斗八升五合
是は女土人男女小兒二至迄 百九十四人 老人二付貳合五勺ツ、差遣申候

一 葉煙草 三拾把
是は惣乙名より小使土産取土人迄貳拾八人 乙名三人 丈ヶ貳把ツ、小使土産取土人は壹把ツ、元運上家より差遣置候

同 越後酒 貳斗四升貳合五勺
是は平土人九拾七人 老人二付貳合五勺ツ、介抱二前段外二元運上家より為飲申候

同 濁り酒 貳斗四升貳合五勺
前同断

同 越後酒 貳斗四升貳合五勺
是は女土人男女小兒二至迄 百九十四人 老人二付 壹合貳勺五才ツ、前同断之通為飲申候

同 濁り酒 四斗八升貳合五勺
是は前同断 百九十四人 老人二付貳合五勺ツ、前同断之通為飲申候

同 玄米 六斗
是は平土人より(ママ)以上男女小兒二至迄前同断為給申候
外二惣乙名より平土人迄組合にて老人二付越後酒四升ツ、是は彼等春秋働之給料ヲ以勘定之節元運上家へ相弁可申候

一 秋味網卸し当日秋ラムシヤト唱へ夫々貸付仕候 尤別段介抱は夏ラムシヤ同断仕来候事

一 土人男女七歳未満のものへハ綿入壹枚ツ、為寒防 官より被下置き候事

一 夏秋両度ラムシヤ之節ハ前段之外 其願二人戸見計諸々酒
外二濁り酒とも夫々ニ差遣仕来二御座候
右之通御座候 以上
午三月

(11)

余市場処土人共二介抱并被遣方元運上家帳役之者え尋之廉々答振書

余市場処土人共介抱并二被遣方元運上家帳役之者へ尋之廉々答振共

一 病老土人介抱は如何致来候哉
病土人之儀は病之輕重ヲ見計 棄用為仕全快迄は一日玄米貳合五勺味噌添救助として差遣置候
老土人之儀は漁中自分漁業罷在候得共漁後元運上家へ参り夫々相働候へは一日老人二付米七合五勺ツ、介抱差遣置申候
但老病之者は勿論 子持女土人脇本陣雇ニ不相成ものえは夫々建アミニにて取高見計へ 飯料として差遣置申候

一 病土人老土人有之節は撫育方之儀壹ヶ年左ニ古着壹枚 造米拾表 ホロキ烟草十貳玉 白木綿貳筋 木綿半反 同糸半把

一 土人共出産之節ハ運上家より如何取計遣候哉

一 役士人小兒出産之節は越後酒一升濁り酒
 式升玄米式升木綿五尺為祝儀差遣申候
 平士人小兒出産之節は越後酒貳合五勺濁
 り酒壹升米壹升木綿五尺前同断差遣申候
 一 前同断 死去之節如何
 役士人死去之節は酒式升濁り酒四升米八
 升木綿式丈為香典上差遣申候
 土産取士人前同断之節は越後酒一升濁り
 酒
 四升玄米八升木綿壹丈前同断
 平士人前同断之節は清酒五合濁酒式升米
 四
 升木綿五尺差遣申候
 女士人男女小兒前同断之節は清酒貳合五
 勺
 濁酒五合玄米一升 木綿五尺差遣申候
 一 役士人遺方如何仕来候哉
 役士人手当之儀申上候
 米 三石三斗六升
 但 壹人二付五斗六升ツ、
 此金
 是は役士人六人え役料として八升ヲ一表
 ト定分 壹ヶ年壹人二付玄米七表ツ、四
 拾貳表旧来より差遣申候 六人にて三日
 變り土人取締御通行為送迎 本陣え話居
 り食用之儀は和人同様本陣にて三食為仕
 候
 一 平士人遺方如何仕来候哉
 米 百五拾貳石六斗
 此代金
 是は二月より五月迄四ヶ月 秋は大体九
 月より十一月迄秋漁取仕迄三ヶ月春秋漁
 事中男女凡百六拾人 造米ト唱 八升入
 壹表二定壹人前拾貳表ツ、差遣 壹人分
 金拾貳両ニ當る 別ニ春漁引払之節は漁
 之模様ニ応じ夫々酒木綿其外品手当ニ差
 遣申候
 女士人之儀は春漁之節脇本陣にて取上ケ
 緋ヲさかし白子数之子手当トシテ壹樽ニ
 付米壹升ツ、給料外ニ差遣候
 米百四拾壹石六斗
 此金代
 是は二月より五月迄四ヶ月分
 凡日数百十八日積り男女百六拾人
 飯米但壹ヶ日二付壹石貳斗 壹人二付
 七合五勺
 米 百八石
 此金代
 是は秋九月より十一月迄九拾日積り男女
 百六十人 飯米
 但 一日前同断 壹人二付前同断
 但 男女士人漁後 被遣候節は一日壹人

分七合五勺
 一 米穀其外諸品之直段合は如何之仕組にて差
 遣来候哉
 直段之儀は古来より金錢にて差引改候事
 無之漁中給米并二買入品等替り米等にて
 取立来候 就て土人共より買入候品直段
 左ニ
 並海鼠 數 三百三拾二付
 米 壹斗式升
 鮑 同 五百二付 米 壹斗式升
 但 大中小二不拘
 外割鯢 壹束貳百疋結 壹束付
 米 壹升
 鯿白子 壹樽二付 米 貳升
 同敷之子 前同断 米 貳升
 笹目 目形廿壹匁目二付 米 貳升
 出し昆布 五匁目二付 米 貳升五
 合
 一 榎早切 拾本二付 米 貳升
 但 長 三間半二定メ
 榎桁 壹本二付 米 壹升
 但 長 五尋二定メ
 薪 壹敷二付 米 六升
 但 五尺五寸四方之定メ 尤薪之儀
 は他場所ト違 上薪は無御座 たも
 き ならの木 外木品は都て半直段
 古来より定メ
 越後酒 壹升二付 米貳升と換
 る
 糶 壹升は 前同断
 濁り酒 壹升二付 米 壹升
 地廻り烟草 壹把二付 米 貳升
 ホロキ烟草 壹玉二付 米 壹升
 白木綿 六尺二付 米 貳升
 黒木綿 五尺二付 米 貳升
 染木綿 同 米 貳升
 古手 其品ニ応見計
 白縫糸 拾六繰二付 米 壹升
 古手着物
 内
 上 壹枚 造米七表
 中 同 〃五表より六表迄
 次子共同 〃三表より四表迄
 木綿針 八本二付 米 一升
 大鍬 壹本二付 米 貳升
 大鎌 壹枚二付 米 四升
 鍋 壹升入 米 八升
 膳 壹ツ二付 米 五合
 一 土人製造之諸品 且又獸皮鳥類より魚獵之
 品々は又如何之仕法相立取立申来候哉
 右之儀は左ニ
 厚子 壹枚土人共より買入候節
 代米 八升

此金 三分永五拾文
但 四斗入二付金四両

一 獸皮之儀は是迄御輕ものト唱 土人ト
モ
取獲候分は御役処え上納 左え代米御
下
ケ相成居申候
熊皮 代米 二斗四升
但 老升永百文
此代金 貳両老分ト百五十文
同 胆 目形 老及二付
代錢 三百文
獺皮 老枚二付 代米 貳升五合
此代金 老分也
狐皮 老枚二付 代米 貳升
此代金 永貳百分也

品代御下ケニ相成候分
昨巳年分
御詰合御役々様方へ
買上品御下ケ之分
前同断
御通行御役々様方
賄代本陣にて受取候ハ高
山道通行家分前同断并旅人
往返賄料ハ高
漁民へ諸品貸付取立之廉
番人稼方へ諸品貸取立高
余市川渡錢取立高
ハ 合金 老万八千八百廿四両老歩
永廿貳文老分
此処へ
出金 老万五千両 元店より仕入品代
巳年分ハ高凡

(12)

余市場処役土人名前書并家数人別書

〈下げ札〉 仕入品并代盛共元店買入にて
相

余市御場処役土人名前書

惣乙名 留左衛門
脇乙名 イコンリキ
同 イ子アンへ
小使 サルマ
同 サントリ
小使 マクラ井
以上 六人

分り兼候間	松前え問合之上可
候事	

出金 千貳百両 場処限りにて
仕入品代ハ高
此ハ 老万六千貳百両
出金 貳千八百七拾三両 場処運上金
錢老ハ八十八文
出金 貳千百三拾九両
番人稼方 百六拾老入
金子にて給料差遣候ハ高
出金 貳千百貳拾一両 錢七百文

右之通二御座候
午 三月

余市御場処土人家数并人別書

一 土人家数 八拾三軒
此人別 三百六拾七人
内 訊 男 百八拾九人
女 百七拾八人

右之通二御座候
午 三月

(13)

余市御場処出産物并諸品仕入高代差引書面

出金 六百五拾両
米 六百三拾四表
前同断 全ク米にて
差遣候直段卯年より
巳年迄三ヶ年平均四
十五刃五分
是ハ元店より家族の
者へ遣分
番人稼方人数百六拾
老人之内年三四分通
帰国之節登り下り路
用差遣候 但 登り
下り共老人二分 金
五両ツハ
出金 貳百貳拾五両
稼方之者より薪六百
敷ツノ年々買入分
是ハ冬分飯料運上家
より差遣手当二代ら
セ買入申候
昨巳年稼方之者為手

一 鱒 鯉 鮒 鱈 昆布
入金 老万四千九百 干鮑 鼠
貳拾八両老歩ト 三千九百六石一斗
永貳拾貳文老分 八升貳合八勺目
但 元運上家手漁井ニ
漁民より取立候二八役とも
惣高如斯
入金 九拾両 余市御役処御入用

出金 貳百貳拾五両
出金 五拾一両貳朱

当錢貳百廿五文 前同断 買入申候

合金 貳万四千貳百五拾九兩一分
貳朱ト永貳百九拾六文

出入差引殘高

金 五千四百三拾六兩貳朱ト永貳

百七拾三文九分(ママ)

右之ニ御座候 以上

午 三月

(14)

余市本陣付役々給料手当書上

余市本陣付役々給料手当

一 御用達 菅人

一 金貳拾兩

ツ、支配人代 通詞 兩人え

米 拾五表

代金 八十四兩 但 老石十四兩見込

金 百四五拾兩ツ、別段場処表ニて為手当

ト差遣候

外ニ賄物 菅人ニ付左之通遣候

走身欠二四人 五本 より 敷子廿五、匁

鯉切込 貳樽 鯉肴、三樽

塩敷子貳斗入 一樽 干鰯 貳束

干鰯 菅束 昆布 拾、匁

鯉塩引 廿束 鯉筋子 三樽

新巻 五束 魚油貳斗入 三樽

但 飯米并賄物も現品ニて遣候

入金 貳百貳拾四兩

〈下げ札〉

給料見込之處ハ是迄之振合を
以取扱可申哉 多分之事ニ付
一忒是迄之高申上候 人員は
先帳有之候

一 金貳拾兩

米 拾五表

代金 八十四兩

外ニ賄物 菅人ニ付金積り凡五拾五兩位

一 金拾貳兩

米 拾貳表

同金 六十七兩

金 八九拾兩 前同断 菅人ニ付遣候

外ニ賄物 菅人ニ付金積り凡五拾兩位前同

断遣候

一 金八兩

米 拾表

同金 五十六兩

金 四五拾兩前同断遣候

賄物金積り凡三拾五兩位 菅人ニ付前同断

遣候 人別ハ別紙ニ差遣候

一 金七兩

米 八表

ツ、

小遣

代金四十四二分永五十文

金 三四拾兩 前同断遣候 賄物金積り

凡貳拾五兩位前同断 人別前同断

料理人

一 右 諸事小遣同断

一 金五兩

飯焚

外ニ手当賄物代は金貳三拾兩位 別段盆

正仕着セ遣候

右之通ニ御座候

午 三月

(15)

余市御場処備品并土人和人家数人別書上

余市御場処備品員数書上

一 備 米

百貳拾石

〈下げ札〉

本文百貳拾石之内九拾五石四斗五升 札幌
行

一 備 金

貳拾五兩

一 備 炬

三百本

一 備 幕串

百本

一 備 馬

貳拾八疋

一 内 訳 駒

貳拾疋

一 備 草鞋

八匹

一 備 草鞋

三百束

右之通ニ御座候

午 三月

一 余市御場処非常備

一 烽火台

老ケ処

但 当領字ヤマウシ山道ニ備置

右之通ニ御座候

午 三月

一 余市御場処役土人名前

覚

惣乙名

留左衛門

脇乙名

イコソリキ

同

イ子アンへ

小使

サルマ

同

サントリ

小使

マクラ井

以上 六人

右之通ニ御座候

午 三月

一 余市御場処土人家数并人別

覚

士人家数 八拾三軒
此人別 三百六拾七人
内訳 男 百八拾九人
女 百七拾八人
右之通二御座候
午 三月

候得共融通仕来申候事

一 シカリヘツ 但 御小休所老ケ所 是は其所家守吞湯家具類相賄申候 外器掛膳枕之類ハ矢張本陣より相廻し申候事

覚

支配人代 松前城下 第吉
通詞 南部 釣谷浜 源八
帳役 松前城下 忠次郎
外二稼方番人共 百七拾壹人

一 同所 笹小屋と申意泊所 但 老ケ所 是ハ万事薪炭喰料御通行御役々様方御取扱之者不残余市本陣にて手配相賄候申事

右之通二御座候
午 三月

一 近年府藩県諸御役々御通行多ニも相成旁以余市場所ニても岩内越忍路又古平越等と申何も難山道繼立伝馬人足凡五千六百人程年分遣私申候故 全島蝦夷西地之内難場所ト申事

余市御場処漁業取締年寄役名前

覚

次郎兵衛
茂右衛門
三郎次
勘右衛門
久右衛門
嘉右衛門
以上 六人

一 昨巳年私儀北海道後志国余市郡被仰付九月廿日東京出立 同十月十五日場所着仕候迄は永住之者七拾七軒外無之ニ付 追々申論 当時ニ至リ百七軒迄ニ相成申候

右之通二御座候
午 三月

右は先般御布告被仰出候趣意柄聊相背候者老人も無之候得共 余市場所之儀は前条之通永住人員少ニて漁業中斗出稼者多之場所ニ御座候故詰合役々未熟之様ニ思召も被為在候得共 何分浜相続相成兼候趣 相成べく御儀ニ御座候ハ、薪炭喰料諸品迄 是迄之通当老カ年斗りも被仰付被下置候はては漁業手配方等ニも差支可申候哉ニ奉存候 先般御変政被仰出之通 二八役之儀元請負人漁場之儀も浜方並ニ上納可致旨相達置候得共 内実難渋之模様相見へ申候 就ては本陣にて是迄召仕居候支配人同代協本陣守通詞番人手先船頭年々定式雇番人百拾余人之者ヲ先般御達御座候通 弥御生育被遊候哉 其外士人之儀も同様被遊べく候哉 右之件々具ニ奉伺置候はては何分ニも私共心配仕居申候 憚多くと候得共士人始番人船頭通詞等之儀ヲ御直言被遊候ては 却て朝廷御手数何斗り敷御費ひ相嵩候て格別御国益ニは相成間敷御儀と奉存候 右は諸場所共是迄運上金と相唱候上納金場所々納来の高ヲ御調 場所之甲乙ニは有之候得共是迄之上納高え御目的ヲ以 上納増相成候様 場所之詰合役々尽力いたし簾々不相立様御仁政ヲ施し大道行広政を被遊候ハ、万代之御益御国之御民安穩益々以数万之民奉て 天帝ヲ仰可奉守護仕候に奉恐伏候 恐惶謹言

余市御場処永住并出稼人戸員数

覚

一 永住人家数 百拾四軒
此人別 五百三拾人
内訳 男 貳百九拾四人
女 貳百三拾六人
巳年越年
一 出稼人家数 六拾三軒
此人別 貳百四拾八人
男 百六拾壹人
女 八拾七人

右之通二御座候
午 三月

午

余市詰

(16)

上

堀口少主典

覚

一 玄米四千俵 但 余市本陣年分見込手配方 御通行各官御役々様方士人撫育是迄支配人番人襷卜唱候子供迄凡入用

三月

堀口 少主典

此段乍恐愚心付候迄之処御読流し奉願候

是は年分見込仕入仕候得共 過分ニ相成りニ付過分之儀は是迄漁業之砌浜方にて差支

余市郡当未年諸調書

余市詰 (東邑)

目録

- 一 産物出石高調
- 一 御仕入品御定調
- 一 御収納金手代小遣員調
- 一 本陣守へ歩方下方規則
- 一 御受負人より引継諸品并本陣御収納蔵々代金調
- 一 浮小物成調
- 一 開墾調
- 一 漁場調
- 一 大小船調
- 一 戸籍調
- 一 社寺調
- 一 漁網調
- 一 馬員調

当未年

- 一 産物出石高取調
 - 出産物惣石取揚高
 - 一 三萬貳千九拾四石七升五合貳勺内訳ケ
 - 老萬四千九百九拾老石老斗三升
 - 筒鯡身欠出石高
 - 老萬千百〇六石四升三合貳勺
 - 鯡粕出石高
 - 五千九百九拾六石四斗五升貳合
 - 無税品 白子
 - 数ノ子并笹目
 - 出石高

- 一 御仕入品御定調
 - 一 金 千五百六拾老兩
 - 永百貳文九分 米 貳百四拾貳石六斗四升
 - 直段 老石二付
 - 金 六兩老分永百八十三文八分
 - 一 同 貳百〇貳兩貳分
 - 餅白米 四拾五表
 - 一 同 老兩貳分
 - 朱肉 五拾匁
 - 一 金 老分也
 - 黒肉 五拾匁
 - 一 同 貳兩永貳百文
 - 朱墨 貳拾丁
 - 一 同 貳分永百文
 - 印墨 廿丁
 - 一 同 三兩貳分
 - 三十五匁
 - 秤 老本
 - 一 同 三兩也
 - 三十式匁
 - 同 老本
 - 一 同 老兩三分永百廿五文
 - 三貫匁 同 三本
 - 一 同 百八兩三分
 - 醤油 百四拾五たる

- 一 同 四拾八兩也
 - 味噌 貳拾四樽
- 一 同 五兩永百四拾七文
 - 大豆 貳俵
- 一 同 九兩也
 - 小豆 三表
- 一 金 三拾四兩
 - 白砂糖 貳挺
- 一 同 貳拾四兩也
 - 玉砂糖 貳挺
- 一 同 拾七兩貳分
 - 番茶 七拾丁
- 一 同 七拾貳兩也
 - 中茶 百四拾丁
- 一 同 廿五兩貳分
 - 四五包掛蠟 三箱
- 一 同 拾七兩也
 - 大蠟 貳箱
- 一 同 廿五兩貳分
 - 三六朱 三箱
- 一 同 三十六兩
 - 魚油 廿四樽
- 一 同 六拾六兩貳分
 - 半し 三拾三匁
- 一 同 六兩永百廿五文
 - 白半切 七千枚
- 一 金 貳兩貳分永百廿五文
 - 蠟半切 五千枚
- 一 同 六兩老分
 - 西の内 五拾丁
- 一 同 拾貳兩貳分
 - 薄口紙 百丁
- 一 同 七兩也
 - 美の紙 七拾丁
- 一 同 四兩貳分
 - 墨 三拾六丁
- 一 同 九兩老分永百廿五文
 - 筆 三百対
- 一 同 五十兩也
 - 国分寛 千玉
- 一 同 七拾貳也
 - 阿わ粉 九箱
- 一 同 三兩三分
 - 草鞋 三箇
- 一 同 貳百六拾六兩老分
 - 八貫匁
- 一 金 三百四拾兩
 - 炭 八百五拾貳俵
 - 薪 百七拾敷
- 一 同 九百拾八兩三分
 - 酒 七百三十五たる
- 一 同 六兩貳分永六拾文
 - 長帳 百枚 五冊
 - 貳百枚 貳冊
 - 五十枚 壹冊
 - 切帳 五拾枚 五冊
 - 百枚 四冊
- 一 同 拾八兩也
 - 口紙 廿四匁
- 一 同 貳拾四兩
 - 竹原塩 廿四俵
- 一 同 百六拾八兩三歩
 - 尺長筵 四百五拾束
- 一 金 四拾三兩三分
 - 文繩 七拾丸
- 一 同 廿四兩貳分
 - 中間繩 百七拾丸
- 一 同 拾兩也
 - 永百五拾八文
 - 大間繩 貳拾丸
- 一 同 三分永貳拾貳文
 - 正婦 拾斤
- 一 同 四千貳百六拾老兩永三拾九文九分
 - 御収納会所手代小使員調
 - 手代 渡 専 輔
 - 同 小 林 正 吉
 - 同 並 佐 埜 基 藏

同 阿部 虎吉 一 社寺調
 通詞役 佐々木 伝吉 余市総鎮守
 小使 松永 忠藏 一 稻荷社
 同 酒井 清太郎 一 禪宗門 松前龍雲院末 壹棟
 同並 辻村 初三郎 一 浄土宗門 白善光寺末 宝隆寺
 八名 一 浄土真宗門 東本願寺 掛所
 一 本陣守へ為歩下方規則 〆 当五月晦日迄新二相増候分無之
 右は御税御払代金之内巻わり被下候積り 一 漁場調
 右歩合金凡見込 一 字浜中村 鮮建網 拾三投
 一 金 壹萬三千六百四十兩三分 一 字山臼村 鮮建網 貳拾八投
 御收税高凡 一 同 沖村 同 拾八投
 永廿七文六分 三千四百拾石壹斗 一 同 フソコへ村 同 壹投
 九升四合四勺 〆 六拾投
 但 百石二付立直段平均凡金四百兩也 一 字 山臼村 秋味鮭建網 壹投
 此巻わり 一 字 モイレ村 同 壹投
 金 千三百六拾四兩 永七十七文八分 一 同 上余市川 同 三投
 被下置候分 一 同 同小引網 三投
 一 同 上余市浜 同大引網 壹投
 〆 当五月晦日迄新二相増候分無之
 一 旧受負人引繼諸品并本陣御收納藏其外一式 一 漁網調
 惣代金高 一 鮮建網 六拾投 永住出稼所持之分
 一 金 壹萬〇〇參拾八兩三分 当五月晦日迄新二相増候分無之
 永參拾八文 一 同 差網 貳千五百枚 同断
 〆 右御下金之儀ハ追て御下方に相成積り 但し前同断
 一 浮小物成調 一 秋味鮭引網 貳投
 一 建網真加金 壹投二付 金 三兩宛 一 同川引網 三投
 一 戸役錢 壹軒二付 永 三拾五 一 同建網大小 五投
 文宛 〆 当五月晦日迄新二相増候分無之
 一 家持出稼役七人 壹軒二付 一 漁船調
 永 三拾五文宛 一 三半船 百五拾九艘
 〆 右三康当年改て御定に相成候事 一 持府船 八拾壹艘
 一 戸籍調 一 磯船 百四拾七艘
 一 永住家数 貳百三拾五戸 一 橋船 四艘
 此人別 八百貳拾三人 一 中遣船 三艘
 内 男 四百五拾三人 一 川崎船 五艘
 女 三百七拾人 〆 三百九拾九艘
 〆 内五軒当年新二増候分 一 馬員調
 一 出稼家数 三拾九戸 一 馬 八十三疋
 此人別 百拾七人 一 御備馬 貳拾六疋 駒 壹拾七疋
 内 男 六拾貳人 但し昨午年より貳匹減 駄 九疋
 女 五拾五人 一 村方馬 五十七疋 駒 三十三疋
 〆 昨年より四戸減 駄 貳拾四疋
 一 開墾調 但し去年年より三疋増
 一 開墾畑地 六万六千三百六拾五坪 〆
 此反数 廿壹丁四反五畝五歩 右は当五月晦日限りもろ調書面之通御座候 以
 (ママ) 上
 内 千四百六拾五坪 辛未年 六月
 此反数 四反八畝八歩
 是は当五月晦日迄新二相増候分

〆

余市郡元請負中諸調書上

覚

一 余市郡請負人 松前福山 竹屋 長左衛門
支配人 竹屋 長七
番人 七十三人

一 産物 鯡 鮭 鱒 鱈 干鮑 煎
海鼠 昆布

一 産物出調

子年 鯡類 壹万七千九百九十五石貳斗三
合八勺五才
丑年 同 壹万三千八百廿八石三斗九升
七合五勺
寅年 同 壹万七千八百七十六石壹斗貳
升七合貳勺
卯年 同 貳万六千四百五十五石五合七勺五
才
辰年 同 壹万五千三百三十八石三斗四升
三合九勺
合 石 八万五千四百八十三石壹斗六
升五合

但し平均壹々年

高 壹万七千九百六十六石六斗三升三合
直段 百石二付 金 百七拾兩也

代 金 貳萬九千〇六十四兩壹歩下
永廿六文壹分

一 同

子年 鮭 五百七十石三斗三升三合三勺
貳才
丑年 同 四百三十七石六斗六升六合六
勺六才
寅年 同 六百三十七石四斗九升八合
卯年 同 五百拾八石九斗四升九合六勺
辰年 同 五百七十八石六斗六升六合
合 石 貳千七百四十三石壹斗壹升三
合五勺八才

但し平均壹々年

高 五百四十八石六斗貳升貳合七勺
一才

直段 百石二付 金 貳百五十兩也
代 金 千三百七十兩貳歩下 永五十六文七
分

一 浮小物成

建網真加 壹投二付 金 三兩也
合船役

三半船 壹艘二付 壹貳百文

持府船 壹艘二付 六百文

磯船 壹艘二付 三百文

図合船 壹艘二付 壹八百文

中遣船 壹艘二付 5百文

滞在役 男 十五才已上 錢百文
女 同 錢五十文

永住 四半敷役 壹軒二付 錢三十文
商人役 壹人二付 金 壹歩貳朱

職人役 壹人二付 金 壹歩貳朱
但し永住之者 金 壹歩也

旅籠屋真加 壹軒二付 金 三歩也
炭釜役 壹釜二付 壹百文也

一 運上金

金 七百四十五兩三歩也 運上金
但し別段上納金共

金 貳千貳百廿七兩貳歩也 寅年増金
合金 貳千九百七十三兩壹歩下 永百六十
文也

一 給金調

支配人 金 五拾兩 米拾五俵

外二金 百四五十兩手当

通詞役 金 廿兩也 米十五俵

外二金 百貳三十兩手当

帳役 金 拾七兩也 米十五俵

外二金 百貳三十兩手当

重番人 金 拾五兩也 米拾五俵

外二金 百兩位之手当

船頭役 金 拾貳兩也 米拾貳俵

外二金 七八十兩位之手当

稼方之者 金 八兩也 米拾俵也

外二金 四五十兩位之手当

但 小使之者 右召使之内より幼年之者

取立候二付 少々之手当 仕着せにて遣

置申候

一 浜役給金調

右は掛鯡納家改之節 早切敷多少二不拘

壹改メニ拾本ノ、用捨仕置候 外別段給

料無御座候

一 家作調

本陣 壹棟

御備藏 壹棟

諸色藏 壹棟

米藏 貳棟

荷物藏 五棟

雜藏 貳棟

ルハシハ

脇本陣 壹棟

木ちん家 壹棟

板藏 三棟

雜藏 壹棟

ヨイチ川

鯡漁元小家 壹棟

荷物藏 壹棟

塩藏 壹棟

網藏 壹棟

雜藏 貳棟

御備物調
 船藏 四棟
 細工小家 貳棟
 番家 八棟
 小休所 九ヶ所
 玄米 百廿石
 備金 廿五両
 備馬 廿八疋
 草鞋 三百足
 幕串 百本

戸籍調
 ハルトロ ハマナカ村 漁民 廿六軒
 男 七拾人
 女 四十九人
 ヌウチ村 五拾三軒
 男 八十九人
 女 九十九人
 但し農民商人并旅籠屋渡世之者共迄如此三

御座候
 ヤマウシ シリハ村 漁民 拾三軒
 男 三十一人
 女 三十貳人
 テタリヒラ シュエマトマリ村 漁民 三軒
 男 十一人
 女 五人
 士人家数 八十一軒
 男 百九十四人
 女 百八十五人

出稼人
 男 六百十貳人
 女 七十壹人
 出稼家数 九十八軒
 男 貳百壹人
 女 百〇六人
 三百〇七人

開墾調
 畑地 五万百五十貳坪
 此反数 十七丁三反六步六厘
 社寺調
 浄土宗 寶隆寺
 右は文久元酉年十月建立二相成申候
 禅宗 永全寺
 右は文久三亥年十二月建立二相成申候
 稻荷社 老棟

蛙漁場
 字ヤマウシ 壹ヶ所
 字モイレ 壹ヶ所
 ヨイチ川
 字ノホリ 壹ヶ所
 字ホソノホリ 壹ヶ所
 字シュエフロント 壹ヶ所
 大浜中 引網 貳投
 昆布場所
 字モイレ 壹ヶ所
 ヤマウシ 壹ヶ所
 テタリヒラ 壹ヶ所
 シュエマトマリ 壹ヶ所
 ヌウチイ 壹ヶ所

漁場拝借地調
 但し此分別紙相認め奉申上候
 魚網調
 鯿建網 四拾貳投
 差網 貳千五百枚
 蛙大引網 貳投
 同川小引網 三投
 同建網大小 五投

大小船調
 中遣船 貳艘
 三半船 百六十五艘
 磯船 貳百艘
 持府船 八十一艘
 牛馬調
 馬惣高 七十八疋
 内
 御備馬 廿八疋
 浜方馬 五十疋

已年出石高調
 鯿類 壹万三千八百八石六斗七合
 秋鯿 千五百七十七石六斗六升六合
 右之通元請負中諸調書上候 以上
 未 六月 林 長左衛門
 代 久太郎 印

余市郡
 御開拓
 御出張所

平成19年度博物館活動報告

1. 運営

(1)組織

余市水産博物館(余市町教育委員会 社会教育課)

(平成20年1月31日現在)

教育長	武藤 寿	学芸員	浅野 敏昭
社会教育課長	永井 克憲	社会教育係長	小川 康和
社会教育課主幹	松井 正光	嘱託職員	山下 明子
水産博物館館長	乾 芳宏	嘱託職員	山田 稔
社会教育課主幹 (社会教育主事)		嘱託職員	玉川 義美
		臨時職員	

文化財専門委員(5名)

文化財関係施設管理運営委員会(7名)

委員長	本郷 保寛	委員長	川端 有
副委員長	梶 政泰	副委員長	田村 政司
委員	林 満	委員	近藤 芳二
委員	見野 久幸	委員	野中 伸隆
委員	澤野 宗一	委員	竹内 昌俊
任期 (平成19年12月1日～21年11月30日)		委員	稲船 仁
		委員	瀧澤 義三
		任期 (平成18年4月1日～20年3月31日)	

(2)平成19年度の主な活動状況

4月18日	文化財ボランティア説明員研修(～19日)	8月29日	金沢学院大学文化財学科見学
4月26日	道文化財埋文担当者会議(～27日)	9月2日	「日本の中の異文化研究会」講演(法政大学)(乾)
5月10日	黒松内婦人防火クラブ見学案内(乾)	9月5日	山口県産業技術センター、フゴッペ調査
5月30日	資料調査(積丹町佐藤家)(浅野)	9月8日	文化財ふれあい事業「土器の見方」(乾・小川)
6月6日	文化財施設管理運営委員会	9月27日	道博協学芸職員研修会(乾)
6月8日	石狩・後志・空知地区博物館等連絡協議会	10月11日	「海山川の記憶」映写会(於公民館)(浅野)
6月13日	特別展資料調査(北大附属図書館)	10月22日	文化財パトロール(～24日)
6月19日	埋蔵文化財試掘調査(～20日)(乾)	11月12日	文化財専門委員・管理運営委員町外視察(小樽)
7月7日	北海ソーランまつり協賛無料公開(8日)	12月12日	「海山川の記憶」映写会(登寿の家)(浅野)
7月10日	大川遺跡発掘調査開始	12月13日	「海山川の記憶」映写会(山田農改センター)(浅野)
7月12日	歴史探訪講座(～14日)(乾・浅野)	12月14日	道新取材「釧大漁概況之図」(於俱知安)(浅野)
7月18日	道建築士会道央ブロック協議会講演(浅野)	1月18日	青森放送取材(福原漁場)
8月21日	特別展開始(～10月14日)	1月23日	史跡福原漁場ほか屋根雪下ろし

(3)文化財施設利用状況

平成19年度文化財施設見学者数(別表参照)

2. 教育普及活動

(1) 展示活動

- ・平成19年度博物館特別展「海山川の記憶—地図と写真に刻まれたふるさと—」
期間：平成19年8月21日（火）～平成19年10月14日（日）
展示資料：北海道大学附属図書館所蔵の古地図・近現代の絵はがき及び古写真・昭和30年代を中心とした観光パンフレットほか

(2) 教育活動

- ・文化財ふれあい事業
9月8日 文化財ふれあい事業「土器の見方」（乾・小川）
10月11日 「海山川の記憶」映写会（於公民館）（浅野）
12月12日 「海山川の記憶」映写会（於登町寿の家）（浅野）

(3) 学芸員の館外活動

- ・館所蔵資料を使用した社会科及び総合学習への授業協力や講師の派遣依頼を受けて町内外での報告会などに参加活動した。

月 日	活動内容	活動場所	担当者
平成19年7月12日（木）	フゴッペ洞窟の歴史について	中央公民館（歴史探訪講座）	乾館長
平成19年9月3日（月）	余市川流域の擦文集落	法政大学（日本の中の異文化研究会）	乾館長
平成19年10月23日（火）	余市町の歴史について	余市町立沢町小学校（5年生）	浅野学芸員
平成20年1月22日（火）	おたる案内人講座	小樽商科大学講義室	浅野学芸員
平成20年1月22日（火）	おたる案内人講座	小樽商科大学講義室	浅野学芸員
平成20年1月25日（金）	余市の歴史と文化財について	中央公民館（平成19年度町民講座）	浅野学芸員
平成20年2月3日（日）	なつかし写真の映写会	水明閣（余市鮮魚買受人組合）	浅野学芸員
平成20年3月1日（土）	水産試験場と余市町	中央公民館（北海学園大学開発特別講座）	浅野学芸員
平成20年3月16日（日）	ニシン漁場の働き手	小樽市総合博物館研修室（小樽学ニシン再考）	浅野学芸員

3. 資料収集活動

平成20年1月31日までの受入資料は文書資料（書籍）4点、生活資料11点、記録資料146点、水産資料1点、産業資料15点、美術資料7点、文書資料34点の計218点であった。

4. 調査研究活動

(1) 大川遺跡発掘調査

担当：乾 芳宏

平成19年7月11日から8月10日まで、180㎡の範囲を調査したところ、縄文時代晩期後半で基壇14基が確認され、副葬品に土器、石器、ヒスイ玉などが見られた。

(2) 大谷地貝塚出土の土偶調査

担当：乾 芳宏

大正14年に大谷地貝塚から大形土偶が出土しており、所蔵している奈良県天理市の天理大学付属天理参考館を訪れ、調査を行った。

(3) 余市町史編纂事業関連の調査

担当：浅野敏昭

余市町史の編纂事業に関わって、積丹町佐藤家所蔵の明治期ニシン定置網関係文書一式の撮影を行い整理及び解説作業を行った。

(4) 文書調査

担当：浅野敏昭

明治以降の町内漁家の漁場経営に関する文書資料（川内家、中村家）の調査を引き続き行い、並行して関連する写真資料などの整理を行った。

<別表>

平成18年度文化財関係施設入場者数

(下段の数字は平成17年度)

施設名	フゴッペ洞窟	旧下ヨイチ運上家	余市水産博物館	旧余市福原漁場	総計
4月	847	180	99	119	1,245
	881	198	298	183	1,560
5月	1,870	462	234	387	2,953
	1,954	491	276	394	3,115
6月	1,225	524	342	691	2,782
	1,558	681	565	867	3,671
7月	2,185	982	503	968	4,638
	2,793	1,277	538	1,221	5,829
8月	2,146	687	208	600	3,641
	2,425	777	306	580	4,088
9月	1,939	767	356	470	3,532
	2,089	1,048	394	630	4,161
10月	1,343	447	455	612	2,857
	1,699	549	348	629	3,225
11月	520	109	120	111	860
	643	168	114	158	1,083
12月	127	30	13	42	212
	97	13	30	64	204
1月	126	24	15	20	185
	41	12	17	13	83
2月	174	24	26	33	257
	63	18	26	32	139
3月	276	67	70	70	483
	267	67	58	46	438
計	12,778	4,303	2,441	4,123	23,645
	14,510	5,299	2,970	4,817	27,596

平成19年度文化財関係施設入場者数

施設名	フゴッペ洞窟	旧下ヨイチ運上家	余市水産博物館	旧余市福原漁場	総計
4月	1,071	283	104	167	1,625
5月	1,620	394	163	278	2,455
6月	1,523	526	426	570	3,045
7月	2,164	1,020	522	1,025	4,731
8月	2,416	585	448	538	3,987
9月	2,012	497	323	565	3,397
10月	1,282	566	354	467	2,669
11月	427	89	209	163	888
12月	169	52	36	41	298
1～3月	平成19年度より冬期閉館				
計	12,684	4,012	2,585	3,814	23,095

余市水産博物館研究報告 第 11 号

平成 20 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 余市水産博物館
〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町 21
TEL&FAX 0135-22-6187